

令和 6 年度版

久留米市男女共同参画白書

第 4 次久留米市男女共同参画行動計画（第 3 次久留米市 DV 対策基本計画）
【令和 5 年度実施状況】

令和 7 年 3 月

久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、人間としての自立と平等を基本理念として、家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを進めるために、この憲章を定めます。

1. 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
2. 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくれます。
3. 男女があらゆる分野にともに参画できるまちをつくれます。

(昭和63年告示第103号)

は じ め に

この白書は、男女の自立と男女共同参画社会の実現をめざした第4次久留米市男女共同参画行動計画（令和3年度～令和7年度）の令和5年度の実施状況を報告書としてまとめたものです。

また、巻末に久留米市を中心とした女性の現状に関する統計資料、相談窓口一覧及び参考資料を掲載しておりますので、併せてご活用いただければ幸いです。

令和7年3月

久留米市長 原口 新五

目 次

第1部 第4次久留米市男女共同参画行動計画（第3次久留米市DV対策基本計画） の令和5年度推進状況	1
1 行動計画の概要	3
成果指標一覧	4
2 第4次久留米市男女共同参画行動計画（第3次久留米市DV対策基本計画）の 推進状況等について	
令和5年度の主な取り組み状況等	6
第4次行動計画 前期期間（令和3年度～令和5年度）における総括	10
3 事業の取組状況	
施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり	
体系表	13
施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発	14
施策2 男女平等の視点に立った教育の実践	18
施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	
体系表	19
施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	20
施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進	21
施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	22
施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進	23
施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現	25
施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
体系表	27
施策1 DVの防止及び被害者支援の充実	28
施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実	35
施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり	
体系表	38
施策1 生涯を通じた男女の健康支援	39
施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備	43

4 部局別具体的事業一覧	47
第2部 女性の現状に関する統計資料	51
I 人口	
1. 人口の変化	53
II 労働	
1. 女性の就業状況	55
2. 男女間賃金格差	56
3. 農業従事者に占める女性の割合	57
4. 市職員における女性の割合	58
III 家庭・健康・福祉	
1. 就学前児童の保育状況	59
2. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況	60
3. 相談の状況	61
4. 児童相談・児童虐待対応の状況	66
5. 自殺の概要	67
IV 教育	
1. 教育機関における役職別男女の割合	68
2. 教育段階別本務教員総数に占める女性の割合	69
V 社会参画	
1. 委員会・審議会等における女性登用状況	70
2. 民生委員・児童委員及び保護司における女性の割合	74
3. 団体等における女性役職者等の割合	75
4. 議会における女性議員の割合	76
5. GG I、GI Iにおける日本の順位	77
VI 苦情処理機関	
1. 久留米市男女平等推進委員の苦情・救済処理件数	78
第3部 相談窓口一覧	79
第4部 参考資料	85
資料1. 久留米市男女平等を進める条例	87
資料2. 久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱	93
資料3. 男女共同参画社会基本法	97

**第 1 部 第 4 次久留米市男女共同参画行動計画（第 3 次久留米市
DV 対策基本計画）の令和 5 年度推進状況**

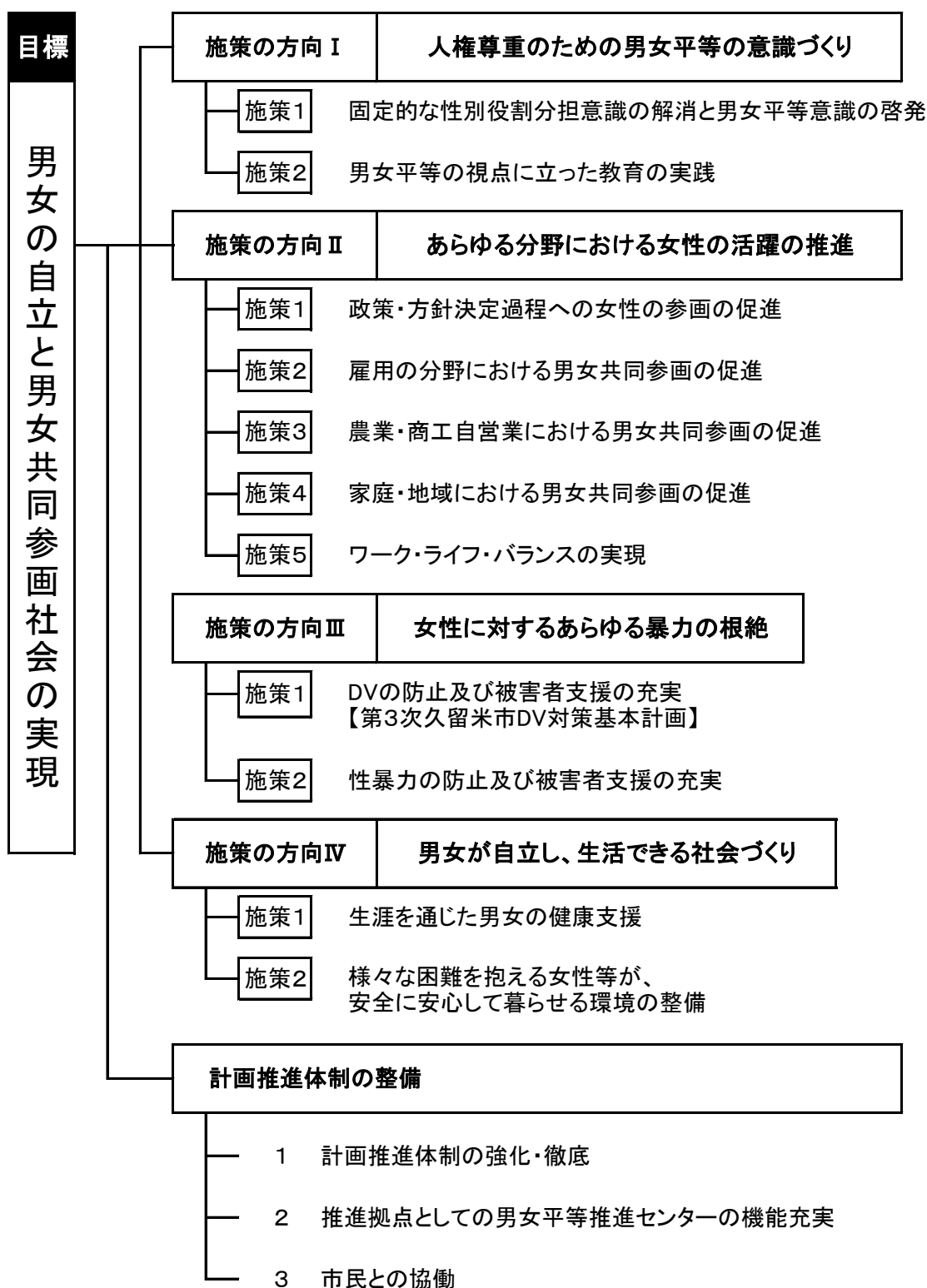
1 行動計画の概要

(1)計画の期間

計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間にわたるもので、計画は5年ごとに策定しており、令和5年度に実施した事業の状況報告である。

(2)施策の体系

第4次久留米市男女共同参画行動計画(第3次久留米市DV対策基本計画)の目標である、「男女の自立と男女共同参画社会の実現」をめざして、4つの施策の方向のもと、様々な施策を推進するものである。



成果指標一覧

【達成基準】

今回指標が無いもの — 現状値と比較して上昇している ○
 目標値を超えたもの ◎ 現状値と値が同じもの △
 現状値より下がっているもの ▲

施策の方向	施策	成果指標	現状値	令和5年度実績	達成基準	目標値
Ⅰ 女 人 等 権 の 尊 重 の 意 識 の た く め の 男	1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発	①「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合(男女平等に関する市民意識調査)	66.1% (令和元年度)	— (令和6年度)	—	79.0% (令和6年度)
	2 男女平等の視点に立った教育の実践	②学校教育の場で平等と感じる人の割合(男女平等に関する市民意識調査)	65.2% (令和元年度)	— (令和6年度)	—	72.0% (令和6年度)
Ⅱ あ ら ゆ る 分 野 に お け る 女 性 の 活 躍 の 推 進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	③審議会・委員会等における女性委員の登用率	44.9% (R2.4.1現在)	45.8% (R6.4.1現在)	○	50.0% (R7.4.1現在)
	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	④市職員における管理職に占める女性職員の割合及び監督職に占める女性職員の割合(女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画)	管理職:15.1% 監督職:30.4% (R2.4.1現在)	管理職:18.1% 監督職:32.2% (R6.4.1現在)	○	管理職:20.0% 監督職:35.0% (R8.4.1現在)
	2 雇用の分野における男女共同参画の促進	⑤職場で平等と感じる人の割合(男女平等に関する市民意識調査)	20.1% (令和元年度)	— (令和6年度)	—	30.0% (令和6年度)
	2 雇用の分野における男女共同参画の促進	⑥女性労働者数(女性雇用保険被保険者数)(新総合計画第4次基本計画事業計画)	41,781人 (令和元年度)	42,490人 (令和5年度)	○	44,623人 (令和7年度)
	3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	⑦認定農業者における女性農業者の割合(第3期食料・農業・農村基本計画)	6.4% (令和元年度)	6.4% (令和5年度)	△	10.0% (令和7年度)
	3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	⑧福岡県の女性の勤続年数(企業規模:10~99人)(厚生労働省:賃金構造基本統計調査)	9.1年 (令和4年)	9.3年 (令和5年)	○	13.0年 (令和7年)
	4 家庭・地域における男女共同参画の促進	⑨家庭生活で平等と感じる人の割合(男女平等に関する市民意識調査)	22.2% (令和元年度)	— (令和6年度)	—	30.0% (令和6年度)
	4 家庭・地域における男女共同参画の促進	⑩校区コミュニティ組織における女性役員の割合(新総合計画第4次基本計画)	18.6% (令和2年度)	19.8% (令和5年度)	○	20.0% (令和7年度)
	5 ワーク・ライフ・バランスの実現	⑪市職員における男性の育児休業取得率(次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画)	29.4% (令和元年度)	57.8% (令和5年度)	◎	50.0% (令和6年度)
	5 ワーク・ライフ・バランスの実現	⑫福岡県の超過実労働時間数(企業規模10人以上)(厚生労働省:賃金構造基本統計調査)	12時間/月 (令和4年度)	12時間/月 (令和5年度)	△	7時間/月 (令和7年)

成果指標一覧

【達成基準】

今回指標が無いもの - 現状値と比較して上昇している ○
 目標値を超えたもの ◎ 現状値と値が同じもの △
 現状値より下がっているもの ▲

施策の方向	施策	成果指標	現状値	令和5年度実績	達成基準	目標値
Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】	⑬DV被害について「相談しなかった(できなかった)」人の割合(男女平等に関する市民意識調査)	58.3% (令和元年度)	— (令和6年度)	—	40.0% (令和6年度)
	1 DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】	⑭DVを人権侵害だと認識する市民の割合(男女平等に関する市民意識調査)	73.2% (令和元年度)	— (令和6年度)	—	80.0% (令和6年度)
	2 性暴力の防止及び被害者支援の充実	⑮セクシュアル・ハラスメントの被害を受けて相談できなかった人の割合(男女平等に関する市民意識調査)	54.9% (令和元年度)	— (令和6年度)	—	40.0% (令和6年度)
Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり	1 生涯を通じた男女の健康支援	⑯がん検診の平均受診率(第2期健康くるめ21計画)	がん検診の平均受診率: 17.0% 子宮頸がん: 20.6% 乳がん: 18.4% (令和元年度)	がん検診の平均受診率: 18.5% 子宮頸がん: 25.6% 乳がん: 19.5% (令和4年度)	○	がん検診の平均受診率: 30.0% 子宮頸がん: 40.0% 乳がん: 40.0% (令和4年度)
	1 生涯を通じた男女の健康支援	⑰自殺者数(自殺対策計画)	49人 (令和元年)	47人 (令和5年)	○	44人以下 (令和5年)
	2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備	⑱ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員(母子世帯・父子世帯)の割合(子どもの貧困対策推進計画)	母子世帯 49.7%	母子世帯 51.3%	◎	現状値以上 (令和6年度)
			父子世帯 74.7% (平成28年度)	父子世帯 72.9% (令和3年度)	▲	

2 第4次久留米市男女共同参画行動計画（第3次DV対策基本計画）の推進状況等について

1. 令和5年度の主な取組状況等

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

（1）主な取組み

- ・久留米女性週間をはじめとした各種週間や講座において、地域や学校で、固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発に取り組んだ。
- ・全職員に、「ワーク・ライフ・バランス」をテーマに研修を実施するとともに、研修推進者を主な対象として、男女共同参画推進講演会を2回開催した。また、令和5年度は、久留米市職員の男女平等に関する意識調査（5年毎）を実施し、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない割合が91.2%となり、前回調査より7.5ポイント増加した。

（2）課題・今後の方向性

- ・各講座でのアンケートや令和6年度に実施する「男女平等に関する市民意識調査」の結果を分析し、より効果的な男女平等に関する啓発方法を検討する。
- ・市職員の男女平等に関する意識調査では、研修の受講回数が多いほど固定的な性別役割分担に同感しない割合が増加するという結果が出ており、市民においても、継続して男女平等意識の啓発を行っていくことが重要である。

施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

（1）主な取組み

- ・男女平等保育の実施のため、保育所や幼稚園関係の職員を対象とした合同研修において、男女平等を含む人権に関する研修を実施した。
- ・男女共同参画教育の推進のため、中堅教諭等資質向上研修において、男女共同参画に関する研修を実施するとともに、校長会においては、令和4年度男女共同参画教育実態調査結果をもとに成果と課題の周知を図った。

（2）課題・今後の方向性

- ・引き続き、保育所等の職員や教職員を対象に男女平等の視点に立った研修を実施する。
- ・各学校での取組事例や授業内容について整理を行い、研修等を通じて、男女共同参画教育の視点に立った教育活動の必要性について、教職員の意識向上を図っていく。

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

（1）主な取組み

- ・あらゆる分野に女性が参画し活躍できるよう、男女共同参画週間記念事業や、新たに若

者・女性の政治参加を考える政治参画講座を開催した。

- ・令和 5 年度に農業委員の改選を行い、総数 24 人に対し、5 人の女性農業委員を任命した。

(2) 課題・今後の方向性

- ・政治参画講座は、若年層への啓発を主軸として、様々な企画を検討していく。
- ・農業委員の令和 8 年度の改選に向け、推薦団体となりうる関係機関に対して、委員の活動内容の理解促進を図る。

施策 2 雇用の分野における男女共同参画の促進

(1) 主な取組み

- ・競争入札参加登録事業者に対する加点制度において、女性活躍推進の取組（女性技術者の雇用）に関する加点等の検討を行ったが、実現には至っていない。
- ・久留米ジョブプラザの就労サポーターによる個別就労相談を実施した。また、子育て中の方向けのしごと相談カフェでは、子育て支援センター等市内 11 か所を月 1 回ずつ巡回し、就労相談を実施した。

(2) 課題・今後の方向性

- ・雇用分野における男女共同参画の促進のため、市の競争入札実施において、若手技術者や女性技術者の雇用に関する加点を含め、男女共同参画に資する制度の検討を行う。
- ・各就労相談窓口において、国、県と連携して労働法などの労働関係法制度の周知・啓発を行い、労働者の権利に関する理解の促進を図る。

施策 3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

(1) 主な取組み

- ・女性農業者向け研修会・交流会の開催や女性農業者の経営管理能力向上支援を実施するなど、女性農業者の活動やネットワークづくりを支援した。
- ・起業を目指す女性を支援し、女性の活躍を進めるため、女性の起業応援セミナーを開催した。また、実践的な場の提供としてセミナーの修了生によるマルシェを実施し、7 名の出店があった。

(2) 課題・今後の方向性

- ・農業分野における男女共同参画を促進するため、継続して女性農業者に対しての活動支援を行い、併せて研修会や交流会等への参加促進を図る。
- ・商工自営業における女性の活躍を促進するため、関係機関と連携しながら、時勢にあったセミナーの開催や融資制度の情報提供等を行う。

施策 4 家庭・地域における男女共同参画の促進

(1) 主な取組み

- ・男性の主体的な家事・育児等への参画を促すため、様々な料理教室をはじめ、プレパママ教室や、すこやかマタニティ教室を開催した。
- ・地域での防災活動における女性の参画の重要性について、出前講座等を活用し啓発を行った。また、令和 5 年度は、女性防災士を 7 名、女性の防災リーダーを 30 名養成し、前年度より増加した。

(2) 課題・今後の方向性

- ・若い世代の参加が少ない講座は、広報のあり方や内容を検討する。また、健やかマタニティ教室は、申込みが多く、参加できなかった市民もいたため、開催方法を検討する。
- ・持続的に防災士、防災リーダーの女性割合が確保できるよう、今後も地域における女性登用について働きかけを行う。

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 主な取組み

- ・ワーク・ライフ・バランス促進セミナーの開催をはじめ、仕事と家庭の両立支援モデル事業所や、女性労働者活躍推進事業所などの雇用優良事業所表彰を行い、仕事と家庭の両立支援のための企業等への啓発を図った。
- ・学童保育所に子どもを安心して預け、働くことができるよう、施設及び指導員の確保の取組を進めているが、配置する支援員の不足や、施設定員の不足等により、全校区での高学年の受け入れまでは、できていない状況にある(27/44 校区)。

(2) 課題・今後の方向性

- ・企業におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経営者の働き方改革に関する意識改革や職場環境改善に向けた支援・啓発を行う。
- ・学童保育所の処遇改善等を行うことにより、支援員確保に努めるほか、学校施設の活用を検討することで、施設定員の増加を図り、高学年受け入れ校区数を増やしていく必要がある。

施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実

(1) 主な取組み

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11 月)に、市民団体との協働で、オレンジ&パープルツリーの設置や期間中の啓発を行った。また、令和5年度は新たに大型商業施設にパープルツリーを設置し、幅広い年代に啓発を行った。
- ・被害者の早期発見・早期相談につながるよう、医療関係者や教育関係者はじめ、関係機関に講座や研修を実施した。
- ・障害者、高齢者、外国人を対象とした支援の充実のため、「障害のあるDV被害者への支援対応マニュアル」などそれぞれの支援対応マニュアルによる庁内研修を実施した。

(2) 課題・今後の方向性

- ・女性に対する暴力の根底には、固定的性別役割分担意識があるとされているため、DV防止等の啓発とあわせて男女平等に関する啓発も実施していく必要がある。
- ・継続して医療関係者等へDVの理解促進のための働きかけを行い、早期発見・早期相談につながるよう関係機関と連携していく必要がある。
- ・障害者や高齢者など様々な支援対応マニュアルを活用し、適切に対応する。併せて庁内の関係部署や久留米警察署などの関係機関とも、引き続き連携していく必要がある。

施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

(1) 主な取組み

- ・性暴力防止及び被害者支援のための啓発として、7月に性暴力被害者支援講座を2回実施し、延べ103人の参加があった。
- ・令和5年度の男女平等推進センターにおける総合相談4,426件のうち、性暴力相談は114件となっており、前年度(113件)とほぼ同数となっている。内容については、緊急を要するもの、所要時間や相談回数が多いもの、長期化するもの等、複雑・深刻化しているケースも多く、必要に応じて警察署や裁判所等への同行支援等も行っている。

(2) 課題・今後の方向性

- ・継続して性暴力防止のための啓発を実施するとともに、支援講座への参加者拡大のため、SNSを活用し広報していく。
- ・相談内容が多様化、複雑化してくる中、相談員の技術の向上を図るとともに、関係機関等とのネットワークを強化し連携を深めるなど、相談機能の充実に努めていく。

施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 主な取り組み

- ・生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供のための各種健康相談や、男女が互いの身体的性差に応じた健康について正しい理解を深めるための、思春期保健出前講座や「女性の身体と月経」をテーマとした講座を実施した。

(2) 課題・今後の方向性

- ・女性特有の健康問題を重要な課題と捉え、広報啓発やプレコンセプションケアについての外部講師による講和の実施など、企画の充実に努める。

施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

(1) 主な取り組み

- ・ひとり親等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施した。就業支援講習会は9講座実施、就業相談は来所、電話、SNSによる相談を合わせると978件となった。
- ・県パートナーシップ宣誓制度を活用した行政サービスの実施や調査、当事者の現状等の情報収集を行った。市民啓発を進めるため、講演会や広報紙等でセクシュアル・マイノリティの人権問題について発信した。

(2) 課題・今後の方向性

- ・ひとり親サポートセンターの利用者は、これまで「ひとり親、寡婦」に限られていたが、令和6年度より「離婚を考えている方」にも対象を拡大した。これにより就業相談や就業支援講習会の対象者も拡大となるため、広報くるめやチラシ、LINE等での周知を図り、より多くの方の就業につなげていく。
- ・パートナーシップ宣誓制度を活用した行政サービスについては、先進自治体の取組等を参考に、必要な支援の研究を進める必要がある。今後とも、民間事業者や市民の制度理解と協力を進めるため、制度の周知と啓発に取り組んでいく。

2. 第4次行動計画 前期期間(令和3年度～令和5年度)における総括

第4次久留米市男女共同参画行動計画は、新型コロナウイルス感染症の拡大が、平時の固定的性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する様々な課題を、一層顕在化させたことなどの影響を踏まえながら、男女共同参画の実現に向けて取り組んできた。

I 人権尊重のための男女平等の意識づくり

《主な取組み・成果》

- ・男女平等の意識啓発については、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合型での会議や講演会が困難な中、オンライン等を活用した講座の実施や終了後の動画配信など、様々な工夫を凝らしながら取り組んだ。
- ・教育分野においては、新規事業として制服の選択制の検討を掲げ、久留米市立全中学校で令和4年度新入生から、機能的で様々な多様性に配慮した標準服を導入している。

《課題・今後の方向性》

性別役割分担意識の解消をはじめとした男女平等の意識は徐々に高まっているものの、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行等が根強く残っていることから、家庭や地域など、身近な生活の場における男女の不平等感は解消されていない。

引き続き、人権尊重のための男女平等の意識啓発はもちろんのこと、市民一人ひとりの主体的な行動につながるように、あらゆる機会を通じて、男女平等意識の啓発の推進と、男女平等の視点に立った教育の実践が必要である。

II あらゆる分野における女性の活躍の推進

《主な取組み・成果》

- ・あらゆる分野における女性登用の促進については、成果指標の「市の審議会等における女性委員の登用率」が、高い実績を維持するとともに、「市職員における管理職及び監督職に占める女性職員の割合」についても、積極的な登用を進め、着実に伸びている。
- ・農業分野では、女性認定農業者の増加に向け、認定農業者の申請相談や更新時等に、共同申請や家族経営協定の啓発に取り組んでいるが、成果指標の「認定農業者における女性農業者の割合」は、現状値から伸びていない。
- ・まちづくり、地域活動における男女共同参画の促進として、女性が地域で活躍し、地域活動が活性化するよう、新たに、校区を対象としたまちづくり参画講座の実施や、校区まちづくり連絡協議会全体研修会等を開催しており、成果指標の「校区コミュニティ組織における女性役員の割合」は、少しずつだが着実に伸びている。
- ・防災の分野では、地域における男女共同参画の視点を反映させた防災活動を実施するため、女性防災士の育成や地域防災リーダーへの女性登用に取り組んだ。令和5年度、それぞれに占める女性の割合は、20.9%、24.8%となっている。
- ・市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、定時退庁日の徹底や時間外勤務の縮減、休暇の取得促進等の情報発信に取り組んだ。成果指標の「市職員における男性の育児休業取得率」は、令和4年以降、目標の50%を超えている。

《課題・今後の方向性》

総務省の「令和3年社会生活基本調査」や「市職員の男女平等に関する意識調査」によると、共働きの世帯において、女性の方が家事などに費やす時間は長く、その背景には、家庭や職場等における固定的な性別役割分担意識が根強く存在していると考えられる。女性が働き続けるためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、性別に関わりなく誰もが働きやすい環境を整えることが重要である。

また、近年は、自然災害が頻繁に発生しており、避難所運営や被災者支援、復興に向けた取組において、誰もが男女共同参画の視点を持ち、災害に強いまちづくりを押し進めていくことが重要である。今後とも、日頃から、地域をはじめ、様々な活動分野において、政策・方針決定過程への女性参画に向けた意識醸成や人材育成に取り組んでいく必要がある。

Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

《主な取組み・成果》

- ・DV、性暴力の防止及び被害者支援のために、様々な啓発活動や講座の実施、DV防止カードの設置拡充、関係者への研修開催、相談窓口の周知及び支援体制の充実、関係機関・団体や児童虐待対応との連携に取り組んできている。
- ・DV被害者支援の強化に向け、令和3年には、久留米警察署と連携協定を締結した。
- ・コロナ下における各種給付金やワクチン接種など、市に住民票がないDV被害者にも、安全・安心に配慮した行政手続きを行った。

《課題・今後の方向性》

市に寄せられる女性からの相談件数は、令和3年度に過去最高となり、その後もコロナ前より高い状況が続き、相談内容も多様化・複雑化しているため、関係機関との連携を深めるなど、相談支援機能の強化が必要である。

潜在化していると考えられるDVや性暴力の被害者に対して、相談窓口の周知とセーフコミュニティの取組によるDV防止のための啓発を推進していくとともに、引き続き、民間団体や関係機関との連携による早期発見など、支援の充実を図っていく必要がある。

Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり

《主な取組み・成果》

- ・生涯を通じた男女の健康支援では、女性の健康相談や思春期保健出前講座、まちかど健康相談、こころの相談カフェ、「性と生理」をテーマにした啓発講座、市立中学校や高等学校においては「SOSの出し方教育」を実施するなど、様々な世代を対象にして、心身両面からの支援に取り組んだ。
- ・成果指標の「がん検診の平均受診率」は、令和4年度18.5%（子宮頸がん25.6%・乳がん19.5%）であり、現状値である令和元年度（コロナ前）より上昇したが、目標値の30.0%には達しなかった。

- ・成果指標の「自殺者数」は、令和 5 年実績が 52 人であり、目標値の 44 人以下には達していない。また、自殺の原因動機は、男女とも健康問題が最も多く、次いで男性は経済・生活問題や勤務問題が、女性は家庭問題が多い傾向にある。
- ・様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備においては、新たに、子どもの養育費に関する公正証書等作成支援や、ひとり親サポートセンター事業の実施に取り組んだ。
- ・セクシャル・マイノリティの人に必要な支援として、令和 4 年度に、県パートナーシップ宣誓制度を活用した行政サービスを開始した。
- ・成果指標の「ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合」は、令和 3 年度に実施された「久留米市ひとり親家庭実態調査」において、母子世帯は 51.3%と、現状値(平成 28 年調査)の 49.7%を上回ったが、父子世帯は 72.9%と、現状値 74.7%を下回り、目標達成には至らなかった。

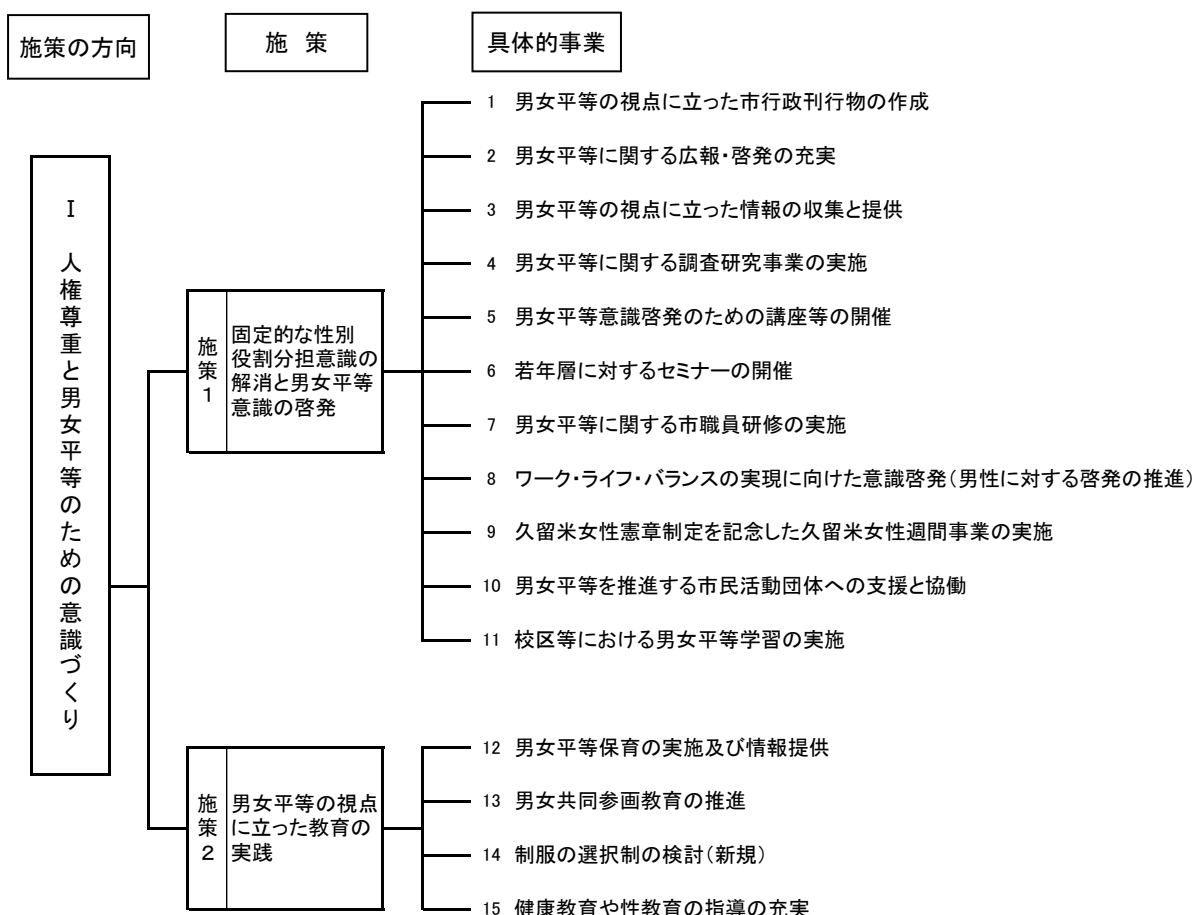
《課題・今後の方向性》

男女が生涯を通じて健康を保持するためには、男女が互いの性差に応じた健康についての正しい理解・普及と、相談体制の充実・周知が重要である。

また、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、今後とも、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、自立して暮らせる社会の実現を図る「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を踏まえ、関係部局のさらなる連携強化や市民との協働により、様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要がある。

3 事業の取組状況

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり



決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「－」とする

○事業を実施していない場合は、「－」とする

○事業番号1「男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成」について、印刷費は除く

(施策の方向Ⅰ) 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

具体的事業		内容				
男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成		市の刊行物等の用語やイラストの表現について、「行政刊行物における表現の手引き」を用い、男女平等の視点に立って作成する。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
1	・庁内への啓発 ・行政刊行物を念頭に置いた広報物の作成	男女平等の視点を踏まえ、イラストや写真などに留意し作成・編集を行った。 (取組事例) ・セーフコミュニティ通信 ・ヤングケアラーのリーフレット ・久留米市農業委員会だより	今後も庁内への啓発を行い、男女平等の視点に立った行政刊行物の作成に努める。	全庁	—	—

具体的事業		内容				
男女平等に関する広報・啓発の充実		各種媒体を活用し男女共同参画に関する啓発を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を進める。また、SNS等を活用した新たな情報発信の検討を行う。				
2	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・男女平等を進める条例や女性憲章を周知するとともに男女共同参画に関する理解を深めるため、条例パンフレットの作成・配布する。 ・国の啓発に合わせて、市でも啓発を行う。	・男女共同参画教育のさらなる充実を図るため、条例パンフレット（電子データ）を各小学校・中学校等へ配布し、授業等での活用を依頼した。 ・男女共同参画週間等の各週間に合わせて、本庁舎や各総合支所、西鉄久留米駅等での啓発を行った。 ・女性週間や女性に対する暴力をなくす運動期間では、SNSを活用した情報発信を行った。	令和6年度に実施する「男女平等に関する市民意識調査」の結果を分析し、より効果的な男女平等に関する広報・啓発の方法を検討する。	協働推進部	—	—
	・広報紙「男女平等推進センタージャーナル」を発行 ・事業の案内を団体・機関、個人の情報提供希望者に周知 ＜SNS等、新たなツールを用いた広報の検討＞	・男女平等推進センター・ジャーナルを発行 （定期刊行年2回 各1,500部 特別号1回 1,500部） ・毎月末に情報提供希望者にメールマガジン・郵送にて情報を提供。（情報提供者数郵送338人、メール237人） ・久留米市公式LINEから講座やフォーラム開催についての情報を発信。	令和4年より講座情報を久留米市公式LINEにて配信。効果が高く、LINE配信直後の電子申請数が増加している。これを踏まえ今後積極的にデジタル媒体を活用し、広報を行う。	協働推進部	132	181

具体的事業		内容				
男女平等の視点に立った情報の収集と提供		男女平等問題に関する資料等の収集・提供や男女共同参画の各種運動に関連する企画展示を実施し、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりへ向けた啓発を行う。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算	
男女平等問題関連の図書や資料・DVDを収集し、市内図書施設と連携して情報提供を行う。 男女平等に関する啓発事業と連動した企画資料やパネル展示を行う。	・3月末現在蔵書数33,236冊。（図書・雑誌・ミニコミ誌・女性関連行政資料及び・DVD等、昨年度より447冊増）市内図書館施設と連携し情報提供を行った。 ・男女平等啓発事業として上映会を5回実施。（延参加者435人）	女性関連行政資料の収集と活用に努めた。上映会は昨年度に比べ参加者が増加。 R6よりブックタイム事業を久留米市公式LINEにて発信。	協働推進部	879	1,082	
男女平等推進センターと連携し、男女平等問題に関する企画、展示を行う。	・男女共同参画に関する図書資料の展示 ・女性に対する暴力をなくす運動に関する図書資料の展示	男女共同参画に関する図書資料等の充実を図り、市民に情報の提供を行う。 また、市民の関心と理解を深めるため、男女共同参画週間に合わせて資料展示を引き続き行う。	市民文化部	—	—	

(施策の方向Ⅰ) 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

4

具体的事業	内容				
男女平等に関する調査研究事業の実施	男女平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
各年度調査研究テーマを設定し、男女共同参画の推進を行う	【DV被害者支援システムづくりプロジェクト】 「久留米市におけるDV被害者支援対応マニュアル見直しの検討」としてワーキングを2回開催(3月15日、3月27日) 【性暴力防止プログラムづくりプロジェクト】 ・試作プログラム案を2校運用 ピアエデュケーション「看護大学生と学ぶ性の健康教育」講座 対象：津福小学校6年生、三井中央高校1,2年生(3月12日、3月15日) ・ワーキング1回開催「性暴力防止プログラムについて」(3月19日)	【DV被害者支援システムづくりプロジェクト】 今後も様々なテーマで検討し、システムづくりに努める。 【性暴力防止プロジェクト】 令和6年度に本格運用を開始し、各市内学校の希望する学年を対象に講座を実施予定。感想、意見等をフィードバックし、ワーキングで検証する。	協働推進部	83	91

5

具体的事業	内容				
男女平等意識啓発のための講座等の開催	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座や講演会を開催し、男女平等の理解を深める。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
・男女共同参画週間記念講演会 ・図書関連講座	6月24日「ジェンダー後進国から抜け出すために何が必要か」講師：浜田敬子（参加者132人） 9月17日「絵本が教えてくれること～絵本で学ぶジェンダー～」講師：梅野智美 参加者16人	男女平等意識啓発のためには、潜在的ターゲット層へのアプローチが必要であると考えており、男女共同参画週間記念では著名人による記念講演を主軸とし、上映会やアンコンシャスバイアスに係る展示を同時開催するなど、より多くの来場者が見込めるよう計画している。	協働推進部	221	421
・生涯学習センター主催講座 ・なるほど人権セミナー	・「えーるピアカレッジ」 演題：男女共同参画で元気の街づくり 定員250名 参加者数85名 ・なるほど人権セミナー 演題：こころのボーダーをなくすということ～出生前診断 みえなかったことがみえてくる～ 会場参加者数122名	今後も男女平等意識啓発のための講演会を開催する。	市民文化局	122	129
主催講座で男女共同参画に関する講座を実施する。	男性保護者と子どものペア料理講座 「～おとうさん・おじいちゃんとする～親子料理教室」 定員・参加8組／申込11組	様々な家族形態があることから、事業計画や広報について配慮が必要	田主丸総合支所	20	60
	北野生涯学習センター主催男女共同参画講座「ジェンダーレスな革小物づくり」3月8日 午前と午後の2部に分けて実施 定員12名(各6名)→参加者10名(欠席2名)	今後も主催講座で男女共同参画に関する講座を実施する。	北野総合支所	30	30
	・男女共同参画企画 五感で楽しむ城島学(第1弾)「エツ料理教室」 5月20日(土)10時～13時 定員10名、参加10名 ・男女平等参画企画「知らなきゃ損する介護のイロハ」6月27日(火)10時～12時 定員20名、参加28名	若い世代の参加が少なく、幅広い世代に意識啓発講座への興味を促進する広報や講座選びが必要。	城島総合支所	14	14
	「女子中高生のための化学講座」を開催 8月22日 講師：市職員 定員24人、参加者11人	今後も、男女平等参画の推進を図ることを目的とした講座を実施する。	三瀬総合支所	0	30

(施策の方向Ⅰ) 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

具体的事業		内容				
6	若年層に対するセミナーの開催	学生を対象として、男女が共に能力を発揮し積極的に社会や地域、家庭への参画ができるようセミナーを開催する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	学生と社会人のワールドカフェ形式の講座等を実施する。	12月9日実施「学生と社会人のワールドカフェ ミライの自分をデザインする!」講師：園田 博美（参加者学生22人/社会人8人）	社会に出る前の学生を対象に、アンコンシャスバイアスの解消などを目的としてワールドカフェ形式のセミナーを開催している。より多くの大学からの参加が見込めるよう、多様な広報に力を入れていく。	協働推進部	90	194

具体的事業		内容				
7	男女平等に関する市職員研修の実施	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・階層別研修 ・男女共同参画推進講演会 ・研修推進者研修及び職場研修	【男女共同参画推進講演会】 ・第1回(計110名)集合(R5.12.20)58名、動画(R6.1.9~1.31)52名 テーマ：ワーク・ライフ・バランス 講師：株式会社サイズラーニング代表取締役 高見真智子氏 ・第2回(計117名)集合(R6.2.2)73名、動画(R6.2.19~3.15)44名 テーマ：性的マイノリティの社会的包摂を目指して 講師：九州大学大学院人間環境学研究院講師/久留米市男女平等政策審議会会長 井上智史氏 【研修推進者研修】 第1回(集合)R5.5.31：29名 第2回講演会 第3回(集合)R5.9.26：26名 【職場研修】 集合(R5.11.1~R6.2.29)全職員対象	令和5年度に実施した「市職員の男女平等に関する意識調査」の結果を分析し、より効果的な男女平等に関する研修の内容及び手法を検討する。	総務部	98	238

具体的事業		内容				
8	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進)	家庭、仕事、地域活動、個人の社会活動等の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・男性の生き方支援講座を実施する。(働き方や家事参画をテーマにした講座)	3月3日実施「家族の未来を話そう」ワークショップ(オンライン講座)参加者数3組(4人)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに講座を行った。子育て中で急な欠席などもあり参加者が少なかった。今後、広報時期や講座実施方法を見直し、参加者数の増加に努める。	協働推進部	100	100
	・雇用就労推進協議会の構成団体における、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みのはたらきかけ	経済団体が実施した勉強会等へ助成した。 1件：中小企業のための働き方改革セミナー	各経済団体と情報交換を行い活用しやすい助成制度とすることで、構成団体におけるワーク・ライフ・バランスの取り組み推進を図る。	商工観光労働部	46	140

(施策の方向Ⅰ) 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

具体的事業		内容				
久留米女性憲章制定を記念した久留米女性週間事業の実施		久留米女性憲章の制定を広く市民に周知し、久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」等を実施することで、男女平等意識の浸透を図る。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
9 ・ 記念講演 ・ 市民企画の実施 ・ バザーの実施 ・ 上映会 ・ 各部局への啓発の依頼	久留米女性週間記念事業「くるめフォーラム2023」を実施。 実施日：9月30日、10月1日～10月8日 記念講演（セレモニー含む）「女性の活躍と民主主義～未来の子どもたちのために何をすべきか」講師：望月衣塑子 参加者：285人 映画「メイド・イン・バングラデシュ」6回上映 延べ参加者：429人 市民企画 12企画（地域会場含） 延べ参加者：769人 展示・バザー 計28グループ参加（市部署含む）延べ参加者：2,586人	くるめフォーラム2024を女性週間に合わせ実施予定。 参加団体の減少が懸念されるため、広報啓発に努める。	協働推進部	2,038	2,550	

具体的事業		内容				
男女平等を推進する市民活動団体への支援と協働		男女共同参画社会の実現を目的とする市民活動団体の自主的な活動に対して支援を行うとともに、協働での取組を進める。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
10	男女共同参画社会の実現を目的とする市民活動団体へ啓発事業費の補助を行う。	補助金を交付し、久留米男女平等推進ネットワーク主催で6回市民公開講座を実施した。講座には延べ341人の参加があり、地域づくりや少子化などをテーマに市民へ啓発を行った。	【課題】男性の参加率は10.9%、40代以下の参加率は男女合わせて1.8%となっており、講演会の参加者数は多いものの、一定の年齢層に偏っている傾向にある。 【今後の方向性】幅広い年代層が参加できるように、補助交付団体と連携を図り、テーマ設定や啓発方法を検討する必要がある。	協働推進部	500	500

11

具体的事業	内容				
校区等における男女平等学習の実施	校区コミュニティ組織における男女平等学習への取組を促すとともに支援を行う。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
校区人権啓発推進協議会等に働きかけ、男女平等学習を計画的に実施させる。	人権講演会や研修などの人権啓発で、男女平等学習に取り組んだ校区人権協会は19校区であった。	より多くの地域で男女平等学習に取り組む必要がある。地域において男女平等学習の機会をしっかりと持てるよう、講演会や研修についての情報提供や共有を進める。	協働推進部	—	—
男女共同参画サポーターや職員による地域啓発講座を実施する。	[男女共同参画サポーターによる地域啓発講座] ・12月13日「男女共同参画に関する身近な暮らしの出来事」対象：長門石校区高齢者学級 参加者：14人 ・1月15日「男女共同参画に関する身近な暮らしの出来事」対象：金丸校区人権啓発推進協議会 参加者：41人 [職員による出前講座] 計23校区・組織に実施 延べ参加：497人	サポーターのスケジュール調整が困難。	協働推進部	108	192
校区コミュニティ組織の委嘱学級で男女平等問題学習を実施する。	委嘱学級に補助金を交付し、学習内容の提供などの支援を行った。男女平等学習に取り組んだ学級：66学級、945人	今後も委嘱学級に対し、男女平等学習への取組を促すとともに支援を行う。	市民文化部	—	—

(施策の方向1) 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

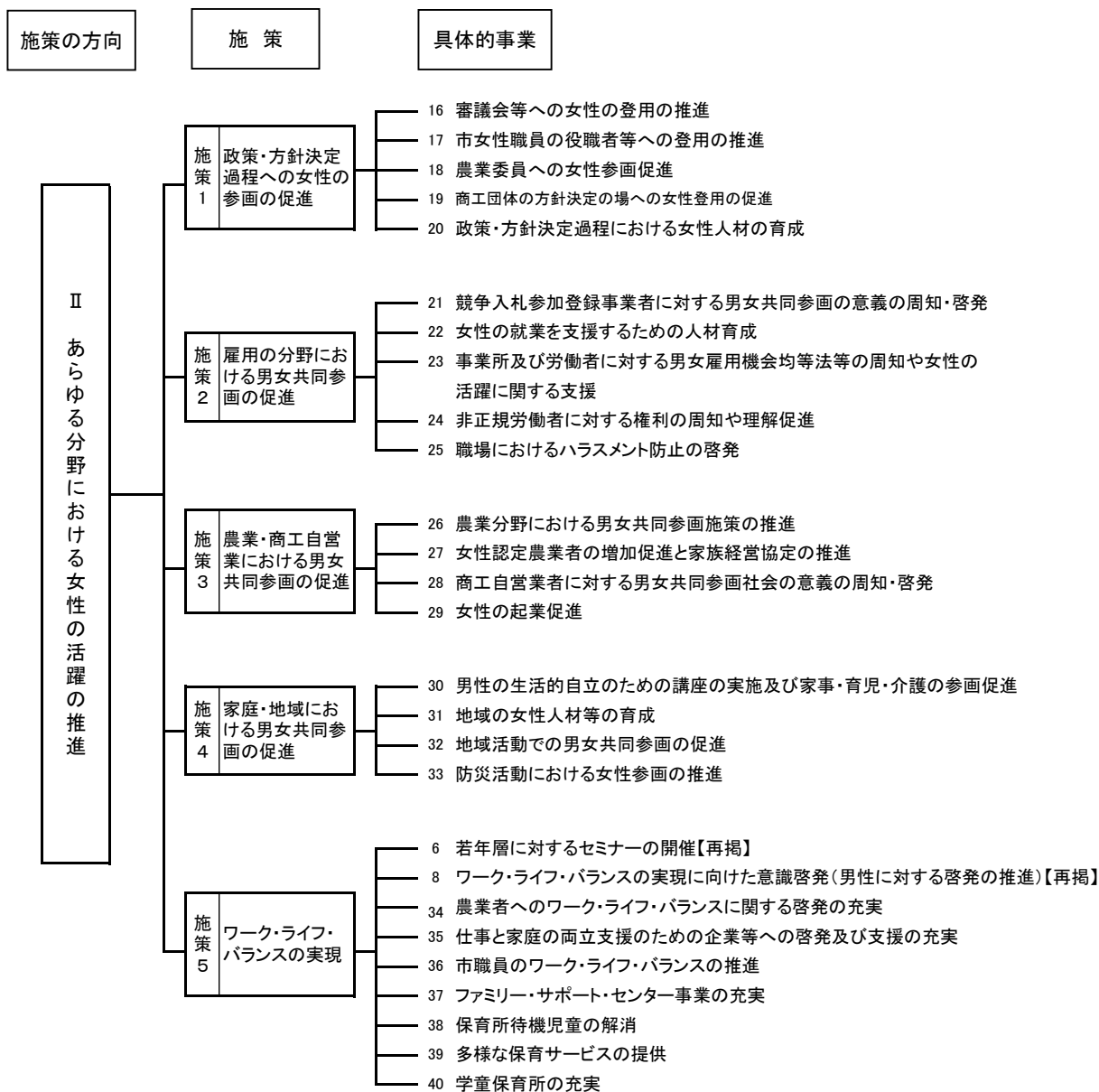
具体的事業		内容				
男女平等保育の実施及び情報提供		男女平等保育を実施するため、保育所や幼稚園関係の職員に対し、男女平等など人権に関する研修や情報提供を行う。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
12	<資料提供> ・「にじのかけはし」や「幼研たより」の配布 ・園内研修の実施を促す。 ・市主催の研修を実施する。 ・保育所連盟と幼稚園協会での男女平等研修の実施	・合同研修において男女平等を含む人権に関する研修を実施（R5.6.26） ・園長研修（研修推進委員会研修）（R6.1.12）	今後も男女平等の視点に立った研修を実施する。	子ども未来部	43	156

具体的事業		内容				
男女共同参画教育の推進		教育活動全般における男女共同参画教育を推進するため、校長会や学校訪問等の機会を活用し、指導・助言を行うとともに、男女共同参画教育の充実をテーマにした教職員研修など、男女平等の視点を内容に盛り込み、教職員の意識向上を図る。また、子ども達の男女共同参画の意識づくりを進めるための教材について、効果的な活用の在り方を踏まえて改訂を検討する。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
13	副読本・パンフレットを活用した授業を実施する。「人権・同和教育」に関する研修において、男女共同参画教育の視点に立った教育活動の必要性について触れる。	(教育センター) 中堅教諭等資質向上研修において、男女共同参画に関する研修を実施し、男女共同参画教育の必要性について、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の問題点に触れながら講話を行った。 (学校教育課) 校長会において、令和4年度男女共同参画教育実態調査結果をもとに成果と課題の周知を図った。	(教育センター) 継続して、男女共同参画教育の視点に立った教育活動の必要性について研修を通じて啓発していく。 (学校教育課) 各学校で実施されている授業や取組を収集し、整理していく予定。	教育部	0	0

具体的事業		内容				
14	制服の選択制の検討（新規）	学校における性別で分けない環境づくりを進め、誰もが多様性を認め、安心して学校生活を過ごすことができるよう、機能的で性別で分けない制服の選択制導入を検討する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	制服見直しを検討する委員会を設立 委員会において制服の仕様等を決定し、久留米市立全中学校で導入する。	制服見直しを検討する委員会を設立し、教育委員会において制服の仕様等を決定し、久留米市立全中学校で、機能的で性別で分けない制服の選択制を令和4年度新入生から導入した。	令和8年度までの5年間を移行期間として設定し、スムーズな移行をめざす。	教育部	0	0

具体的事業		内容				
健康教育や性教育の指導の充実		児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
15	学習指導要領に基づいた、健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における男女共同参画教育の実施	令和5年度教育課程実施状況調査において、男女共同参画について指導を行った小中学校は、60校(小学校98%、中学校100%)であった。また、性的少数者の人権に関する内容について指導を行った小中学校は、42校(小学校64%、中学校82%)であった。	校長会において、パンフレット等や各学校での取組事例についての情報提供を行い、職員研修及び授業実践を通じて、啓発を継続していく。	教育部	0	0

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進



決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「－」とする

○事業を実施していない場合は、「－」とする

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

具体的事業		内容				
審議会等への女性の登用の推進		全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるよう、推薦団体に対し女性委員の登用を働きかける。				
16	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・庁内メールによる女性登用の促進を行う ・女性リストを作成する。 ・女性の割合が低い審議会等に対し市長に対するヒアリングを実施する。	女性登用促進を全庁に働きかけ、審議会等における女性登用率は、45.7%(令和6年4月1日現在)となった。	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるよう、継続して、久留米市男女平等政策会議での情報共有や庁内への働きかけを行う。	協働推進部	—	—

具体的事業		内容				
市女性職員の役職者等への登用の推進		女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、管理・監督職への女性登用を進め、市における男女共同参画を推進する。				
17	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・柔軟な人事異動等による女性職員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル人材の受入れ ・女性職員を対象としたキャリア研修等の実施 ・管理職員に対する、女性職員活用に向けたマネジメント研修の実施 ・庁内プロジェクト等における女性職員の積極的な参加促進 ・ロールモデルとなる女性職員との交流や意見交換の機会付与	・人事異動や人事交流等において、女性職員の積極的な登用を図り、管理職の18.1%、監督職の32.2%を女性とした。	今後も管理・監督職への女性登用を進め、市における男女共同参画を推進する。	総務部	0	0

具体的事業		内容				
農業委員への女性参画促進		女性農業委員推薦の確保に向け、農業者・農業者団体等に対し啓発活動を行う。				
18	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	農業委員への女性登用の研修等を通じて理解促進を図るとともに、推薦団体となりうる関係団体に対して委員の活動内容の理解促進を図る。研修以外の手法を用いた、女性農業委員の進出のための啓発・理解促進の取り組みを行う。	令和5年度に農業委員の改選を行い、総数24人に対し、5人の女性農業委員を任命した。	令和8年度の改選に向け、推薦団体となりうる関係機関に対して、委員の活動内容の理解促進を図る。	農業委員会事務局	—	—

具体的事業		内容				
商工団体の方針決定の場への女性登用の促進		商工団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発活動を行う。				
19	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	商工団体に対し文書や事務局長会議等を通じ、方針決定の場への参画や役職への女性の積極的な登用について、働きかけを行う。	各商工団体に「男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて(依頼)」を送付し、働きかけを行った。また、商工団体役員との意見交換会にて「男女共同参画のすすめ」リーフレットを配布した。	今後も商工団体への働きかけを継続的に実施していく。	商工観光労働部	—	—

具体的事業		内容				
政策・方針決定過程における女性人材の育成		政策・方針決定の場をはじめ、あらゆる分野に女性が参画し活躍できるよう、男女共同参画の理解を深めるための講座の開催や女性人材の育成を進める。				
20	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	①男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施 ・男女共同参画サポーター養成講座 ②政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座の実施 ・女性のための政策参画講座	①男女共同参画サポーターを対象にフォローアップ講座を実施 ・9/20「寸劇での声の出し方や演技の仕方を学ぶ」講師：前原寿代 6名参加 ・11/17「ファシリテーションを行うための必要なスキル」講師：倉富史枝 参加者6名 ・11/25「あすばる男女共同参画フォーラム2023」に研修のためサポーター1名派遣 ②-1男女共同参画週間記念事業 6/24「ジェンダー後進国から抜け出すために何が必要か」講師：浜田敬子 参加者132名 ②-2政治参画講座 8/20「声を届ける」ところから-若者・女性の政治参加を考える-」講師：能條桃子 参加者30名 録画配信 youtube156回再生(10/5～11/1)	①フォローアップ講座を実施、現在のサポーターのスキルアップに努める。 ②男女共同参画週間記念事業についてNo5に掲載。政治参画講座については、若年層への啓発を主軸とし様々な企画を実施する。	協働推進部	387	617

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

具体的事業		内容				
競争入札参加登録事業者に対する男女共同参画の意義の周知・啓発		競争入札参加登録事業者に対して、男女共同参画に関する情報提供や研修を実施する。また、競争入札参加登録事業者に対し、女性活躍推進の取組に対する加点を検討する。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
21	・経営者の意識改革を促すために、工事入札参加資格者向けの男女共同参画に関する研修会等を実施する。 ・加点制度について関係課で協議する。	建築関係団体等を対象とした人権・同和問題研修を予定していたが、7月豪雨災害の影響により開催を見送った。 また、競争入札参加登録事業者に対する加点制度において、若手技術者や女性技術者の雇用に関する加点等を検討したが、実現には至っていない。	男女共同参画に関する啓発を目的に、工事入札参加資格者向けの研修会等を実施する。 また、引き続き、競争入札実施において、若手技術者や女性技術者の雇用に関する加点を含め、男女共同参画に資する制度の検討を行う。	総務部	—	—
具体的事業		内容				
女性の就業を支援するための人材育成		女性の就職・再就職や就業継続のための講座等を開催し、希望する分野で働き活躍できるような人材を育成する。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
22	【働き方応援講座】 女性の経済的自立のための就業支援講座を実施する ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門 ・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座	・女性の就職応援セミナー11月10日 参加者 4人 ・ワード・エクセル基礎講座 11月16日～12月21日実施(全9回) 延参加者 57人 ・エクセル応用講座 1月15日～2月8日実施(全8回) 延参加者 70人	就職応援セミナーの参加者増に向けて、実施日や講演内容を検討する必要がある。	協働推進部	363	450
具体的事業		内容				
事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法等の周知や女性の活躍に関する支援		事業所及び労働者に対し、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法等の労働関係法令や母性保護に関する情報発信を行い、女性が活躍できる環境づくりを促進する。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
23	・商工労働ニュースでの情報発信や事業所訪問を通じて、男女雇用機会均等法等の周知啓発を行う。 ・雇用優良事業所表彰を行う。	・商工労働ニュース(夏・春)掲載 県「子育て・介護応援宣言」登録企業募集、不妊治療と仕事との両立支援 ・女性リーダー養成講座 (2日間講座×2コース・参加者合計32名) ・雇用優良事業所表彰 仕事と家庭の両立支援モデル事業所1社、女性労働者活躍推進事業所1社 ・県との連携「WOMEN'S BUSINESS CAMP」周知	企業に対し、引き続き女性管理職の育成、女性労働者への就労支援、法改正等、商工労働ニュースや事業所訪問を通じて周知啓発を行っていく。	商工観光労働部	2,794	4,125
具体的事業		内容				
非正規労働者に対する権利の周知や理解促進		非正規労働者に対し、国、県と連携して労働法などの労働関係法制度の周知・啓発を行い、労働者の権利に関する理解の促進を図る。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
24	・久留米市ジョブプラザで相談対応・情報提供を行う。 ・基礎知識に関するセミナーや情報提供を行い、周知を図る。	・ジョブプラザの就労サポーターによる個別就労相談実施 ・しごと相談カフェ：子育て支援センター等市内11か所を月1回ずつ巡回し、就労相談を実施	各就労相談窓口では、国、県と連携して労働法などの労働関係法制度の周知・啓発を行い、労働者の権利に関する理解の促進を図っていく。	商工観光労働部	7,877	9,691
具体的事業		内容				
職場におけるハラスメント防止の啓発		職場におけるハラスメントを防止するため、事業主や労働者を対象に、様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行う。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
25	・セクハラ・パワハラ等防止を図るため、企業向けセミナーを国・県と連携し開催 ・商工労働ニュースでの情報発信、事業所訪問などを通じて、セクハラ・パワハラ・マタハラなどのハラスメント防止の啓発を行う。	<県共催> ・職場のハラスメント集中相談会の実施(相談件数：27件) <商工労働ニュース>夏号掲載「職場におけるハラスメント対策」	商工労働ニュースや事業所訪問を通じて、ハラスメント防止に関する情報提供を行うとともに、国・県事業との連携により、ハラスメント防止の啓発を行っていく。	商工観光労働部	0	15

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

具体的事業		内容				
農業分野における男女共同参画施策の推進		女性農業者リーダーを育成するなど、女性農業者の活躍を支援することにより、農業における男女共同参画を推進する。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
26	・女性農業者リーダー養成事業や若手女性農業者の活動支援事業を実施する。 ・女性農業者のネットワーク構築の事業を実施する。	・女性農業者向け研修会・交流会（久留米普及指導センター主催） 開催2回（11/15, 2/2）参加者計23人 ・女性農業者の経営管理能力向上支援 ※運営面での支援のみ 開催3回（5/23, 9/7, 11/22）参加者計23人	・引き続き女性農業者に対しての活動支援を行う。 ・参加してもらいやすいテーマにし、参加促進を図る。	農政部	0	50

具体的事業		内容				
女性認定農業者の増加促進と家族経営協定の推進		認定農業者の更新時や各種研修会等において、認定農業者の共同申請に関する周知・啓発に取り組むとともに、家族経営協定を推進する。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算	
27 <認定農業者> ・認定農業者の更新申請時や認定農業者向け研修会にて、チラシ等による共同申請制度の啓発を行う。 <家族経営協定> ・認定農業者の申請相談時や更新申請時に、チラシ等による家族経営協定制度の啓発を行う。 ・協定締結後の状況を踏まえた協定見直しの必要性等について、認定農業者の更新申請時等に説明を行う。 ・県・市・JAの立会いの下、家族経営協定締結式を開催し、家族間の意識をより一層高める。	<認定農業者> ・相談会開催時にチラシ等により個別に周知を行った。経営支援研修会（2/2）でもチラシを配付し周知した。 <家族経営協定> ・認定農業者の申請相談時や更新申請時に、チラシ等による家族経営協定制度の啓発を行った。 ・R4締結者に協定見直しについて電話で聞き取りを行った。 ・新たに6件の家族経営協定が締結され、うち2件は締結式を行った。	<認定農業者> ・引き続きチラシ等による周知啓発を行う。 <家族経営協定> ・引き続きチラシ等による周知啓発を行う。 ・昨年度締結者に聞き取りを行い、協定の大切さを改めて周知する。 ・家族間の意識を高めるため、締結式を積極的に行う。	農政部	2	20	

具体的事業		内容				
商工自営業者に対する男女共同参画社会の意義の周知・啓発		商工自営業者に対し、各種機関紙への記事の掲載や市主催等のセミナーへの参加を働きかけ、男女共同参画社会の意義について啓発を行い、意識改革を促す。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
28	・男女共同参画社会の意義の周知・啓発のため商工団体の発行する機関誌への掲載を依頼する。 ・ホームページや事業者向けメールマガジンでの周知・啓発を行う。	・各商工団体に対し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みへの理解を求め、事業者への周知の為機関紙への掲載を依頼した。 ・メールマガジンにて「(男女平等推進センター主催)経済セミナー」「(県)女性の活躍推進補助金」「リスキル女性人財」「(県)WOMEN'S BUSINESS CAMP 2023」「女性リーダー養成講座」「女性活躍推進シンポジウム」等の案内を行った。	今後も、男女共同参画社会の意義の周知・啓発のため、商工団体への働きかけとともに、メールマガジンやSNS等による情報発信を継続していく。	商工観光労働部	—	—

具体的事業		内容				
女性の起業促進		起業を目指す女性を支援し、女性の活躍を進めるため、関係機関と連携しながら、セミナーの開催や融資制度の情報提供等を行う。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算	
女性を対象とした起業支援のためのセミナーを実施する。	8月19日～9月16日実施（全5回）女性の起業応援セミナー 延参加者 72人 合わせて実践的な場の提供として修了生によるマルシェを実施。出店者7名	今後もマルシェ等の実施を含め、時勢にあった起業の仕方を講座で伝えていく。	協働推進部	495	500	
・創業支援施設「くるめ創業ロケット」での女性起業家対象のセミナーを実施する。 ・創業支援関係機関と連携し、融資制度の維持・確保に努める。	・「女性起業応援セミナー」において制度融資や創業ロケット等の活用案内を実施 ・融資（久留米市新規開業資金）利用件数：7件	くるめ創業ロケットでの女性起業家のみを対象にしたセミナーの実施ではなく、女性も含めて起業希望者が参加しやすい創業イベントなどを積極的に実施する。引き続き創業支援機関と連携した融資制度の利用促進も行う。	商工観光労働部	—	—	

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

30

具体的事業	内容				
男性の生活的自立のための講座の実施及び家事・育児・介護の参画促進	男性の家庭における生活的自立を目指すための講座(教室)を実施するとともに、主体的な家事・育児・介護等への参画を促す。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身に付ける講座を実施する。	・基本料理講座男性コース(前後期各2回)土曜日 前期:定員24人 参加者19人 後期:定員24人 参加者21人 ・基本料理講座夜間コース(各2回)平日夜 初級定員24人参加15人(うち男性6人) 中級定員24人参加19人(うち男性8人)	今後も、参加者の意見を聞きながら参加しやすい日時や内容で、男性の家庭での積極的な家事参加と自立を図るための料理講座を実施する。	市民文化局	230	336
男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身に付ける講座を実施する。	男性保護者と子どものペア料理講座「～おとうさん・おじいちゃんとする～親子料理教室」 定員・参加8組/申込11組	様々な家族形態があることから、事業計画や広報について配慮が必要	田主丸総合支所	20	60
	北野生涯学習センター主催男女共同参画講座「パパと作るクリスマスメニュー」12月16日 定員6組、参加者6組12名	今後も男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身に付ける講座を実施する。	北野総合支所	20	30
	五感で楽しむ城島学(第1弾)「エツ料理教室」5月20日(土)10時～13時 定員10名、参加11名	若い世代の参加が少なく、幅広い世代の興味を促進する広報、講座選びをする必要がある	城島総合支所	14	14
	講座「おうちCafé 男性のためのお菓子づくり」講師:千代田 由紀氏 12月10日 定員12人、参加者12人、託児利用1人	今後も、男性の家庭における生活的自立を目指すための講座を実施する。	三瀬総合支所	11	11
主体的に育児に参画してもらうため、 ・ブレパママ教室を実施する。 ・すこやかマタニティ教室を実施する。	ブレパママ教室:27回開催、参加者:655人 すこやかマタニティ教室:3回開催、参加者32人	・満足度高く、継続して実施。 ・予約が多く、参加できない方もいたため、混雑緩和の検討。	子ども未来部	569	599

具体的事業		内容				
地域の女性人材等の育成		女性が地域で活躍し、地域活動が活性化するように、地域活動における男女共同参画を進める意識啓発や女性の人材育成を行う。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算	
31 ・地域における男女共同参画やその他まちづくりに関する活動を担えるような人材を育成するための講座をの実施する。 ・男女共同参画サポーターの実施 ・まちづくり参画講座	【男女共同参画サポーターフォローアップ講座】(No. 20と重複) ・男女共同参画サポーターを対象にフォローアップ講座を実施 9月20日(水)「寸劇での声の出し方や演技の仕方を学ぶ」講師：前原 寿代 参加者6名 11月17日(金)「ファシリテーションを行うための必要なスキル」講師：倉富史枝 参加者6名 ・11月25日「あすばる男女共同参画フォーラム2023」に研修のためサポーター1名派遣 【男女共同参画のまちづくり講座】 ・8月5日、1月29日 北野校区 延べ参加者32人 ・12月13日 校区まちづくり連絡協議会全体研修会 45人	男女共同参画サポーターの実施についてはNo11に記載 【まちづくり参画講座】 地域においては固定的性別役割分担意識の解消に向けた取り組みが必要であり、それぞれの地域に対応した課題の解決や女性役員登用につながる人材育成を行っていく。	協働推進部	128	321	

（施策の方向Ⅱ）あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策４ 家庭・地域における男女共同参画の促進

具体的事業		内容				
32	地域活動での男女共同参画の促進	多様な人材が地域で活躍できるよう、校区コミュニティ組織や自治会の活動に対し、女性や若年層の積極的な参画・登用を働きかけるとともに、校区コミュニティ組織の役員を対象とした男女共同参画に関する研修会の実施を進める。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・校区コミュニティ組織や自治会等への女性や若年層の登用を働きかける。 ・各校区の役員等が対象の、「まちづくり活動の手引き」を活用した男女共同参画に関する研修会を行う。	久まち協や校区等での意見交換および研修の実施 12回（389人）	久まち協では、地域活動の担い手が不足する中、男女を問わず多様な世代が気軽に参加・参画できる活動や組織づくりを目指し研修やグループワーク等に取り組んでいる。 今後も、久まち協と連携しながら、取り組みを推進していきたい。	協働推進部	0	0

具体的事業		内容				
33	防災活動における女性参画の推進	地域における男女共同参画の視点を反映させた防災活動を実施するため、様々な活動への女性の参画を進め、地域の防災力の向上を図る。 また、災害時における避難所については、男女共同参画の視点で運営されるよう取組を進める。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・校区を対象とした出前講座を実施する。 ・女性防災士育成 ・地域の防災リーダーへの女性登用 ・自主防災研修への女性の参加者数	R5年の女性防災士の育成として、女性防災士の人数は7人全体の約35%であった。（参考）R4年の女性防災士者数は3人であり全体の約17%であった。 R5年の地域防災リーダーの女性登用者数は30人全体の約50%であった。（参考）R4年の女性の防災リーダー者数は、29人全体の約40%であった。 この2つの実績から、女性参画の推薦に取り組んでいた。	令和5年度は、前年度に比べ、防災士、防災リーダーともに女性の割合が増加したが、継続的に一定の割合を確保できている訳ではないので、今後も女性登用についての働きかけを行う。	総務部	—	—

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

具体的事業		内容				
6	若年層に対するセミナーの開催	学生を対象に、男女が共に能力を発揮し、積極的に社会や地域、家庭への参画を促すセミナーを開催する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	学生と社会人のワールドカフェ形式の講座等を実施する。	再掲	再掲	協働推進部	再掲	再掲

具体的事業		内容				
8	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進)	男性の家庭や地域活動への参画を促し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・男性の生き方支援講座を実施する。(働き方や家事参画をテーマにした講座)	再掲	再掲	協働推進部	再掲	再掲
	・雇用就労推進協議会の構成団体における、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みのはたらきかけ	再掲	再掲	商工観光労働部	再掲	再掲

具体的事業		内容				
34	農業者へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実	ワーク・ライフ・バランスを実現し女性農業者の働く環境の向上を図るため、認定農業者の共同申請や家族経営協定を推進するとともに、意識の啓発に取り組む。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	認定農業者の申請相談時や更新申請時に、チラシ等にて家族経営協定制度の啓発を行う。	・認定農業者の申請相談時や更新申請時に、チラシ等による家族経営協定制度の啓発を行った。 ・R4に家族経営協定を締結した方々に電話にて現在の状況を聞き取り、意識の啓発に取り組んだ。	・引き続き、相談時や案内時にチラシを同封し周知啓発に努める	農政部	—	—

具体的事業		内容				
35	仕事と家庭の両立支援のための企業等への啓発及び支援の充実	企業の経営者の働き方改革に関する意識改革と職場環境の改善を図るための啓発を実施する。また、仕事と出産・育児・介護等の両立が可能な社会の実現のため、テレワークなど柔軟な働き方に取り組む事業所への支援を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・企業経営者及び管理職を対象とした働き方改革や両立支援のための事業を実施する。 ・事業所訪問での周知・啓発を行う。 ・雇用優良事業所表彰を行う。	・ワーク・ライフ・バランス促進セミナーの実施(参加:22社29名) ・市の他、国県も含めた情報提供を実施 ・雇用優良事業所表彰 仕事と家庭の両立支援モデル事業所1社、女性労働者活躍推進事業所1社	経営者の働き方改革に関する意識改革や職場環境改善に向けた支援・啓発を行っていく。	商工観光労働部	2,517	6,844

具体的事業		内容				
36	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの意義や制度内容の周知に努めるとともに、在宅勤務や時差出勤等について検討し、多様で柔軟な働き方の実現や休暇等取得しやすい職場環境の整備に取り組む。また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や職員の機運の醸成に取り組む。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・定時退庁日及び育児の日の全庁メールでの情報発信 ・新採研修、新任課長研修での周知 ・全庁通知等による計画年休の取得促進	①定時退庁日及び育児の日の全庁メールを活用し、時間外勤務の縮減や休暇制度、年休の取得促進等の情報発信を行った。②新採研修、新任課長研修において特定事業主行動計画やワーク・ライフ・バランス推進の取組について周知を行った。③「令和5年度次世代育成支援及びワーク・ライフ・バランスの取組の実施について」を発出し、さらなる休暇取得を促進し、時間外勤務の削減などこれまでの取組の周知徹底を図った。	ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進のため、第5期特定事業主行動計画策定に取り組む。また、時間外勤務の削減、休暇の取得促進、柔軟な働き方の実現のための勤務間インターバルやフレックスタイム制度導入のための検討などを進める。	総務部	—	—

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

具体的事業		内容				
37	ファミリー・サポート・センター事業の充実	乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人と行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	さらなる会員の拡大を図る。 依頼会員と提供会員の需給ギャップや地域間の偏りの改善を図る。	令和5年度 おねがい会員（依頼会員）：1,285人 みまもり会員（提供会員）：497人 どっちも会員（両方会員）：84人 活動件数：3,077件	年3回みまもり会員養成講座を開催しさらなる会員の拡大を図る。 依頼会員と提供会員の需給ギャップや地域間の偏りの改善を図る。	子ども未来部	14,934	17,528

具体的事業		内容				
38	保育所待機児童の解消	共働き家庭の増加や就労形態の多様化の中、社会環境の変化に対応できるよう、保育士人材の確保及び施設整備等を進めることにより、受け入れ体制を充実させ、待機児童の解消を図る。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・整備計画に基づいた施設整備事業を実施する。 ・潜在保育士に対し潜在保育士就職支援給付金を支給する。 ・市内保育所等に就職した保育士等に奨学金返済費用の一部を補助する。	施設整備：3施設 潜在保育士就労支援：4人 奨学金返済支援：18人	施設整備事業補助金の採択基準の設定。待機児童はR5.4.1現在で0人となり、解消されているため事業名称の見直しが必要。（例）保育所待機児童の解消⇒保育士人材確保の推進	子ども未来部	408,946	149,125

具体的事業		内容				
39	多様な保育サービスの提供	共働き家庭の増加や就労形態の多様化の中、仕事と家庭の両立が図られ安心して子育てができるよう、多様な保育サービスを提供する。（病児保育、一時預かり、休日保育、夜間保育、送迎保育ステーション）				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	実施体制の維持、感染症流行時期の利用平準化を図る。	実施施設との意見交換会を実施し、現状把握など情報共有を図った。 《令和6年3月末》 ○施設毎の実績（単位：人） ・マリアン・キッズ・ハウス：1058 ・エンゼルキッズ：415 ・ハイジア病児保育室：1,056 ・たのっしーランド：225	県事業において、病児保育の利用料が無償となったことから、大幅な利用者増となっている。県において病児保育の定員拡大が図られており、市においても利用者数の推移を注視しながら、病児保育の安定した運営について、実施施設と協議を続けていく。	子ども未来部	65,474	78,881
	量的確保や担当保育士の確保などを図りながら、民間保育所・認定こども園、公立保育所において一時預かりを実施する。 休日保育を実施する。 認可夜間保育所にて、夜間保育を引き続き実施する。 送迎保育ステーションを実施する。	一時預かり：1,017人 休日保育延べ利用者数：640人 夜間保育実施施設：1施設 送迎保育ステーション利用者数：5人	送迎保育ステーション事業については、待機児童が解消されたことに伴い、事業終了に向けて調整中。	子ども未来部	52,445	59,189

具体的事業		内容				
40	学童保育所の充実	子どもを安心して預けて働くことができるよう、施設及び指導員の確保の取組を進め、高学年児童の全校区受入を図る。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	高学年児童の全校区受入を図る。	27校区／44校区	【課題】学童保育所に配置する支援員の不足や、施設定員の不足等により、全校区での高学年受け入れができていない状況にある。 【今後の方向性】処遇改善等を行うことにより、支援員確保に努めるほか、学校施設の活用を検討することで、施設定員の増加を図り、高学年受け入れ校区数を増やしていく必要がある。	子ども未来部	0	0

施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	施 策	具体的事業
Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	施策 1 DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】	41 DVの理解促進と相談窓口の周知 42 「女性に対する暴力をなくす運動」に伴う啓発の実施(パープルリボンキャンペーン) 43 幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等へのDV防止の理解促進 44 「デートDV防止啓発プログラム」を用いた若年層への啓発 7 男女平等に関する市職員研修の実施【再掲】 45 医療機関に対する研修等の実施 46 DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進 47 外国人を対象としたDVの正しい理解の促進と相談窓口の周知 48 相談員の技術向上 49 相談関係機関ネットワークの効果的な運営 50 DV被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承 51 障害者、高齢者、外国人を対象とした支援の充実 52 男性のための相談対応の検討(新規) 53 多様な相談体制の検討(新規) 54 関係機関等との連携による被害者の安全確保 55 自立に向けた住まいの確保 56 住所情報保護措置による被害者の安全確保 57 「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の活用によるDV被害者の安全な自立支援の推進 58 DV被害者の自立に向けた就業支援 4 男女平等に関する調査研究事業の実施【再掲】 59 民間支援団体との協働によるDV被害者支援 49 相談関係機関ネットワークの効果的な運営【再掲】 60 関係機関・団体等との連携及び児童虐待対応との連携強化(新規)
	施策 2 性暴力の防止及び被害者支援の充実	61 性暴力防止のための啓発 62 校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発 25 職場におけるハラスメント防止の啓発【再掲】 63 相談・支援体制の充実 64 性暴力被害者支援体制の充実 65 学校内におけるハラスメント防止体制の充実 66 市職員セクシュアル・ハラスメント等の相談体制の充実

決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「－」とする

○事業を実施していない場合は、「－」とする

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】

具体的事業		内容				
DVの理解促進と相談窓口の周知		多くの市民にDVの正しい理解を促すとともに、相談窓口を広く周知するため、様々な啓発を行う。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算	
①新規設置場所を検討しつつ、DV防止カードを設置する。	3月末現在、市内706箇所に設置	継続して行う。都度設置場所の追加の検討を行う。	協働推進部	65	79	41
②DV防止のパネル等の設置	11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間に懸垂幕、公用車ボディパネル、のぼり旗を設置	今後も、市民にDVの正しい理解を促すための啓発を行う。	田主丸総合支所	0	0	
	11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間に懸垂幕、公用車ボディパネル、のぼり旗を設置	引き続き、DVの正しい理解促進、相談窓口周知のための啓発を行っていく。	北野総合支所	—	—	
	11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間に懸垂幕、公用車ボディパネル、のぼり旗を設置	今後も、市民にDVの正しい理解を促すための啓発を行う。	城島総合支所	—	—	
	11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間に懸垂幕、公用車ボディパネル、のぼり旗を設置	今後も、市民にDVの正しい理解を促すための啓発を行う。	三潁総合支所	—	—	

具体的事業		内容				
[女性に対する暴力をなくす運動]に伴う啓発の実施(パープルリボンキャンペーン)		DVやセクシュアル・ハラスメントなどの「女性に対するいかなる暴力も許さない」という意識を高めるために、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発等を行う。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算	
①若年層を念頭に置いた啓発のツリーの設置	市民団体との協働で、オレンジ&パープルツリーの設置や期間中の啓発を行った。また、令和5年度は新たにゆめタウン久留米にパープルツリーを設置し、幅広い年代に啓発を行った。	女性に対する暴力の根底には、固定的性別役割分担意識があるとされているため、DV防止等の啓発とあわせて男女平等に関する啓発も実施していく必要がある。	協働推進部	562	596	42
②関連講座の実施	【パープルリボンキャンペーン】 ・11月13日 上映会「デザート・フラワー」(参加者69人) ・11月18日「子どもに伝える体と性のはなし 自分も相手も大切に」市民グループと共催、講師：橋本明子(参加者19人) ・11月18日 理論と実践ワーク「女性のための護身術」市民グループと共催、講師：橋本 明子(参加者17人) ・11月26日「性犯罪に関わる刑法の改正に至るまでの道のりと改正刑法」講師：一般社団法人Spring(参加者：27人)	くるめフォーラム、男女共同参画週間記念事業とともに3大イベントとして位置づけ、広報啓発を行っていく。	協働推進部	105	105	

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】

43

具体的事業	内容				
幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等へのDV防止の理解促進	DVの正しい理解を進め、男女平等や暴力防止の視点に立った教育が幼稚園や保育所、学校、地域等あらゆる場で行われるよう研修や講座などを実施する。 また、被害に遭った時に速やかに相談につながるよう、相談窓口の周知を行う。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
①保育所や幼稚園の職員を対象とした研修を実施する。	DVのみを対象とした研修は行っていないが、不適切な保育及び虐待対応研修を行うことで、DV防止の理解促進につながっている。	なし	子ども未来部	0	203
②教職員を対象とした研修を実施する。	令和5年度教育課程実施状況調査において、デートDVを取り扱った学習について指導を行った小中学校は、40校であった。また、外部講師を招聘・活用した職員研修を行った小中学校も複数ある。	DVの現状や課題についての情報提供等を研修を通じて行うことで、啓発を継続していく。	教育部	0	0
校長会等で、教職員を対象としたDV防止の理解促進を図る研修の実施を促す。	令和5年度教育課程実施状況調査において、デートDVを取り扱った学習について指導を行った小中学校は、40校であった。また、外部講師を招聘・活用した職員研修を行った小中学校も複数ある。	DVの現状や課題についての情報提供等を研修を通じて行うことで、啓発を継続していく。	教育部	0	0
②教職員を対象とした研修を実施する。	・久留米市教育委員会主催の市立学校ハラスメント相談員研修会に職員を派遣 ・6月14日「ハラスメント相談の受け方(講義)・ハラスメント相談の実際(演習等)」講師：男女平等推進センター職員(参加者：45人)	継続して実施、派遣先の拡大等を検討する。	協働推進部	0	0
③地域・保護者を対象としたDV防止啓発講座等を実施する。	・6月22日「DVの現状と久留米市におけるDV対策」対象：ファミリー・サポート・センターくるめ 参加者15人 ・7月2日「子どもを性虐待・性被害から守る」講師：安永智美 参加者53人 ・7月23日「DV・性暴力がもたらすトラウマの影響」講師：中島幸子 参加者50人 ・DV・性暴力被害者支援サポーター養成講座の一部、公開講座として実施 ・8月28日及び1月30日「ドメスティック・バイオレンスについて」対象：子育て支援ボランティア養成研修会 参加者延べ23人	継続して実施。SNSを活用し広報を行う。	協働推進部	No42に含む	No42に含む

具体的事業		内容				
「デートDV防止啓発プログラム」を用いた若年層への啓発		若い年代から、暴力を容認しない意識を育成するために、民間支援団体と連携して中・高校生、専門学校・大学生を対象としたデートDV防止啓発講座を実施するとともに活用を促す。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
44	中・高校生、専門学校・大学生を対象とした、デートDV防止講座を実施する。	市内の中学校・高校計4校に実施 延参加者566人	継続して実施。校長会や教頭会を通じ市内各校へ実施の呼びかけを行う。	協働推進部	160	360
	校長会や教頭会、校内研修会などで呼びかける。	令和5年度教育課程実施状況調査において、デートDVを取り扱った学習について指導を行った小中学校は、40校であった。また、外部講師を招聘・活用した授業や職員研修を行った小中学校も複数ある。	校長会において、デートDVを取り扱った学習についての指導の充実を促し、外部講師を招聘・活用した授業や職員研修等を紹介する。	教育部	0	0

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】

具体的事業		内容				
7	男女平等に関する市職員研修の実施(DV研修)	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。 全職員への男女平等研修では、3年に1回テーマを「DV」として実施する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・階層別研修(参加者数) ・男女共同参画推進講演会 ・研修推進者研修及び職場研修	再掲	再掲	総務部	再掲	再掲

具体的事業		内容				
45	医療機関に対する研修等の実施	医療関係者のDVに対する正しい理解を深め、被害者の早期発見・早期相談につながるよう「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を活用して、市内の医療機関を対象に研修等を実施する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・医療機関を対象とした研修を実施する。	・医療安全対策研修会を対象に「アンコンシャスバイアス(DV含む)」に係るオンライン研修を実施 10月16日開催 参加者58名 ※アーカイブ配信10月17日～11月6日229回 ・相談関係機関ネットワーク会議(構成団体に久留米医師会含む)にて研修を実施 ・11月16日市内・外相談関係機関ネットワーク会議内 講義「警察におけるDV被害者への支援と連携について」講師:福岡県久留米警察署生活安全課防犯係長 警部補 佐藤 広直 (参加者:市内33部局1外郭・その他関連団体、14庁外関係機関と6民間支援団体)	関わりのある医療機関等を通じ、医師会等へ広報啓発を行っていく。	協働推進部	0	—
		医療機関(病院、診療所、助産所)の管理者や従事者を対象に、『アンコンシャスバイアスと男女共同参画』をテーマに研修を実施した。(リアルタイム配信(Webex meeting):病院4ヶ所6名、医科診療所48ヶ所49名、歯科診療所3ヶ所3名受講。アーカイブ配信(YouTube)の視聴回数:229件)	今後も医療安全対策研修会を実施予定であり、引き続き医療関係者に対して研修を行う。	健康福祉部	0	0

具体的事業		内容				
46	DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進	面前DVは子どもへの虐待にあたることやDVが子どもに及ぼす影響について、正しい理解を深めるための啓発や研修等を実施する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・職務関係者等を対象とした研修を実施する。	・6月22日「DVの現状と久留米市におけるDV対策」対象:ファミリー・サポート・センターくるめ 参加者15人 ・2月17日「「痛い」に気づき「居たい」をつくる」対象:宮ノ陣校区人権啓発推進協議会 参加者17人 ※どちらも委託、一般社団法人女性と子どものエンパワメント研究所(ぱるるリボン)	継続して実施。対象者の拡大等検討していく。	協働推進部	83	208
		・1月12日 久留米市要保護児童対策地域協議会の構成機関である団体 NPO法人ル・パトリーに対して、「面前DV」に関する研修を実施した。(講師:石本宗子氏)参加者:申し込み団体のスタッフ・ボランティア 15名	各関係団体等への啓発を継続的に実施する。	子ども未来部	—	—

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】

具体的事業		内容				
47	外国人を対象としたDVの正しい理解の促進と相談窓口の周知	外国人を対象に、DVを正しく理解するための啓発と被害に遭った場合の相談窓口の周知を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	相談窓口の周知を行う。	多言語カードを作成(9ヶ国語)市内各所に設置	継続して実施。	協働推進部	0	13
	外国人を対象とした相談窓口の設置の周知を行う。	外国人へのチラシの送付や、イベントへの参加、相談機関ネットワーク会議等を通じて相談窓口の設置の周知を行った。 令和5年度相談者数: 359人 令和5年5月1日現在在住全外国人住民への外国人相談窓口周知のチラシ郵送(R5年度送付件数: 5,124件)	毎年度継続して、外国人住民へ外国人相談窓口案内チラシを郵送するとともに、イベント、会議等を通じて相談窓口を周知する。	協働推進部	2,049	3,270

具体的事業		内容				
48	相談員の技術向上	DV被害者に適切な支援が行えるよう、相談員に実務研修を行い、相談対応の技術向上を図る。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	相談員の実務研修(スーパービジョン)の実施	全12回実施 講師: 石本 宗子、富田 伸、坂本 奈緒、梅根 真知子	継続して実施。	協働推進部	217	199
	相談員を対象とした研修に参加する。	県、民間支援団体等が実施する女性相談研修に参加した。	引き続き、県や民間支援団体等が行う研修等に積極的に参加する。	子ども未来部	282	329

具体的事業		内容				
49	相談関係機関ネットワークの効果的な運営	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の連携強化を図る。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・相談関係機関ネットワーク会議を開催する。 ・庁内、庁外ネットワーク会議及び研修を開催する。 ・「ネットワークシート」の見直しを求める。	①6月15日実施庁内相談関係機関ネットワーク会議(庁内33部局1外郭・その他関連団体で構成) ②11月16日実施庁内・外相談関係機関ネットワーク会議(庁内33部局1外郭・その他関連団体、14庁外関係機関と6民間支援団体で構成)	今年度も継続して実施。情報共有を密に行う。	協働推進部	—	—

具体的事業		内容				
50	DV被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承	市職員がDV被害者に対し適切に対応できるよう、各種マニュアルを活用して対応能力の維持・継承を図る。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・「久留米市安全対策マニュアル」、「久留米市におけるDV被害者支援対応マニュアル」を周知し、庁内ネットワーク等を活用し研修を促す。 ・「久留米市におけるDV被害者支援対応マニュアル」をもとに、担当課職員・関係機関・団体の研修を実施する。 ・委託先の相談機関に安全対策マニュアルを周知する。	・11月16日実施庁内・外相談関係機関ネットワーク会議内 講義「警察におけるDV被害者への支援と連携について」講師: 福岡県久留米警察署生活安全課防犯係長 警部補 佐藤 広直 (参加者: 庁内33部局1外郭・その他関連団体、14庁外関係機関と6民間支援団体) ・市職員男女平等研修でDVをテーマに実施(推進者研修、全職員研修)	継続して実施	協働推進部	—	—

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】

51

具体的事業	内容				
障害者、高齢者、外国人を対象とした支援の充実	障害者、高齢者、外国人等、様々な状況にあるDV被害者に適切な支援ができるよう、関係課と連携した対応を行う。また、窓口対応にあたっては、各マニュアルを活用し、適切に対応する。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
・「障害のあるDV被害者への支援対応マニュアル」をもとに、課内研修を実施する。 ・虐待対応を行う中で、DVの事例があれば必要に応じて連携する。	関係部署や久留米警察署と連携し支援を行った。	・「障害のあるDV被害者への支援対応マニュアル」をもとに、課内研修を実施する。 ・虐待対応を行う中で、DVの事例があれば必要に応じて連携する。	健康福祉部	—	—
・「高齢のDV被害者支援対応マニュアル」をもとに、課内研修を実施する。 ・虐待対応を行う中で、DVの事例があれば必要に応じて連携する。	・チーム内研修を実施し、周知した。 ・関係部署や警察署と連携し、支援を行った。	今後研修を行い、関係部署等と連携して対応する。	健康福祉部	—	—
「外国人のDV被害者支援対応マニュアル」をもとに、課内研修を実施する。	男女問題研修に参加しその周知を行うことにより、課内において、外国人のDV被害者支援も相談内容を確認し、適切な担当部署に繋げている。また言語支援が必要な場合は、多言語映像通訳などの支援の対応も行っている。また支援対応においての課内での共有はしている。	庁内関係部署での言語支援は行っているが、外部の関係団体での言語支援ができないのが課題。	協働推進部	—	—

具体的事業		内容				
男性のための相談対応の検討（新規）		男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応について検討を行う。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
52	・男性相談の実施 ・他自治体の情報収集を行う。	毎月第4月曜日・16時～18時実施（相談件数 2件） 他自治体からの情報をインターネットや広報誌より収集した	相談件数の少なさが大きな課題。 広報の増加に努めるとともに、令和6年度より事前予約制度を開始予定。実施日以外でも予約をとれるシステムとし、相談者の増加に努める。啓発カードの設置場所を追加（本庁）。	協働推進部	212	313

53						
具体的事業		内容				
多様な相談体制の検討（新規）		DV被害の潜在化や深刻化を防ぐため、メールやSNS等を活用した多様な相談体制について検討を行う。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
・他自治体の情報収集を行う。 ・必要な支援の整理		県内センター連絡会議や福岡県・北九州市・福岡市との合同会議により情報収集を行った。	継続して実施。日々、新聞等で男女問題に係る事件や情報を収集し、適切な相談体制について検討していく。	協働推進部	—	—

具体的事業		内容				
関係機関等との連携による被害者の安全確保		県や警察署等の関係機関及び民間支援団体等と連携し、避難を希望するDV被害者の安全を確保する。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
54	・他自治体の情報を収集する。 ・被害者の安全確保に向けた措置を行う。	【DV被害者支援システムづくりプロジェクト】ワーキンググループにてDV被害者支援対応マニュアルに係る調査研究を実施。（3月15日、3月27日） また、久留米警察署との担当者会議を実施した。（11月15日）	継続して調査研究事業を実施。マニュアル作成に努める。	協働推進部	—	—
		母子緊急一時保護 1件 単身女性緊急保護 6件 女性相談所への相談 4件	・他自治体の情報を収集する。 ・被害者の安全確保に向けた措置を行う。	子ども未来部	16	80

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】

具体的事業		内容				
自立に向けた住まいの確保		DV被害者の自立に向けて、市営住宅を確保する。				
55	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	市営住宅の犯罪被害者等支援の必要な世帯等枠と中間施設（ステップハウス）の枠を確保する。	確保済み	犯罪被害者等支援の必要な世帯等枠については、一定の申込についての相談がっており、中間施設（ステップハウス）の枠についても一定数の入居が あっている。 そのため、今後も両方の取組みについて、継続して実施していく。	都市建設部	—	—

56

具体的事業	内容				
住所情報保護措置による被害者の安全確保	DV被害者の情報管理を徹底し、住所情報等の保護を行い、被害者の安全を確保する。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
・住所情報保護措置を実施する。	必要に応じて関係部局と協議し、住所情報等の保護に関する見直しを行った。	制度改正やシステム改修の際には、確実に被害者の安全が確保されるよう、DV被害者の情報管理の徹底を関係部局に働きかけていく。	協働推進部	—	—
・住所情報保護取り扱い規程の事務担当課(シート:別表2)について、各職場における保護すべき情報の取り扱い基準を見直す。	新規 178件 継続 361件	今後も関係部署等と連携して対応する。	市民文化部	—	—
	新規件数 46件 継続件数 109件	・住所情報保護措置を実施する。 ・住所情報保護取り扱い規程の事務担当課(シート:別表2)について、各職場における保護すべき情報の取り扱い基準を見直す。	子ども未来部	—	—

具体的事業		内容				
「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の活用によるDV被害者の安全な自立支援の推進		「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」を活用してDV被害者等が安全で迅速に必要な支援を受け、自立することができるように、職員の対応能力の維持・継承を図る。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算	
57 必要に応じてワンストップシートを作成する。 関係部局と連携して速やかに対応することで、被害者の安全を確保する。	ワンストップシート発行件数：26件	継続して実施。	協働推進部	0	0	
	R5年度ワンストップシート発行0件 相談者の不安感や危険性が高く、他部局での手続き等が必要な事例に対しては、女性相談員が他部局との調整を行い、家庭子ども相談課内の面接室に各課の担当者に参集してもらい、安全を確保しながら速やかな手続きとなるように支援する等した。	必要に応じてワンストップシートを作成する。 関係部局と連携して速やかに対応することで、被害者の安全を確保する。	子ども未来部	—	—	

具体的事業		内容				
DV被害者の自立に向けた就業支援		DV被害者の経済的な自立を目指し、ひとり親サポートセンター等を活用した就業支援を行う。				
58	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	ひとり親サポートセンターや公共職業安定所と連携し、就職の支援を行う。	就労希望がある場合、ひとり親サポートセンターや公共職業安定所を案内した。	ひとり親サポートセンターの利用者を「ひとり親家庭」だけではなく、「離婚を考えている方」にも拡大し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスにつなげる。	子ども未来部	—	—

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】

具体的事業		内容				
4	男女平等に関する調査研究事業の実施	女性に対する暴力根絶のための男女平等に関する課題に対し、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	各年度調査研究テーマを設定し、男女共同参画の推進を行う。	再掲	再掲	協働推進部	再掲	再掲

具体的事業		内容				
59	民間支援団体との協働によるDV被害者支援	DV被害者の適切な支援を目的として、民間支援団体と協働で被害者支援に取り組む。また、民間支援団体への支援を継続して行う				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・民間支援団体への財政的支援 ・DV被害者支援に対する民間支援団体との連携	DV被害者の市営住宅利用に関する運用について、民間支援団体との調整を図った。	DV被害者の適切な支援のために、必要に応じて、関係部局と民間支援団体との調整を図る。	協働推進部	—	—
		DV・性暴力被害者サポーター養成講座を民間支援団体と連携して実施。全18回受講者数延べ625人 同行支援業務委託の受託者として連携。	継続して実施。受講者数が増加しており、更なる広報啓発に努める。	協働推進部	650	650
		民間支援団体の活動に対して補助を行い、継続的な支援を行った。 民間支援団体から事例について相談を受け、協働しDV被害者等への自立支援を行った。	・民間支援団体への財政的支援 ・DV被害者支援に対する民間支援団体との連携	子ども未来部	2,855	3,000

具体的事業		内容				
49	相談関係機関ネットワークの効果的な運営	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の連携強化を図る。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・相談関係機関ネットワーク会議を開催する。 ・庁内ネットワーク会議及び研修を開催する。 ・「ネットワークシート」の見直しを求める。	再掲	再掲	協働推進部	再掲	再掲

具体的事業		内容				
60	関係機関・団体等との連携及び児童虐待対応との連携強化	関係機関・団体と情報を共有するとともに、必要に応じてケース会議を行うなど、連携を強化する。また、児童相談所等との連携体制を強化し、DVや児童虐待の早期発見に取り組み、適切な支援を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	関係機関・団体やその他支援者と、個別のケース会議を実施する。	令和5年度 5回実施	継続して実施。	協働推進部	—	—
		個別ケースについて関係機関等と連携し、対応した。(令和5年度)母子生活支援関係者とのケース会議5回実施	今後も必要に応じた情報共有やケース会議の実施など、関係機関と連携して適切な支援を行う。	子ども未来部	—	—

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

具体的事業		内容				
性暴力防止のための啓発		セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることや「性の商品化」の防止についての認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会の実現に向けて啓発を行う。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
61 ・性暴力防止啓発講座を実施する。 ・性暴力被害者支援講座 ・女性に対する暴力をなくすキャンペーン期間での講演、展示		【性暴力被害者支援講座】 ・7月2日「子どもを性虐待・性被害から守る」講師：安永 智美 参加者53人 ・7月23日「DV・性暴力がもたらすトラウマの影響」講師：中島 幸子 参加者50人 【パープルリボンキャンペーン】 ・11月13日上映会「デザート・フラワー」参加者69人 ・11月18日「子どもに伝える体と性のはなし 自分も相手も大切に」市民グループと共催、講師：橋本 明子 参加者19人 ・11月18日 理論と実践ワーク「女性のための護身術」市民グループと共催、講師：橋本 明子 参加17人 ・11月26日実施「性犯罪に関わる刑法の改正に至るまでの道のりと改正刑法」講師：一般社団法人Spring 参加者27人	【性暴力被害者支援講座】についてはNo43にて掲載 【パープルリボンキャンペーン】についてはNo42にて掲載	協働推進部	No42に含む	—

具体的事業		内容				
62	校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	まちづくりに多様な人材が参画できるよう、校区コミュニティ組織を対象とした男女共同参画社会の実現やセクシュアル・ハラスメントの防止に対する研修を行うよう働きかける。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の役員等を対象に、男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメント防止の研修を行う。 ・校区コミュニティ組織へ出前講座の企画を働きかける。	久まち協や校区等での意見交換および研修の実施 12回（389人）	久まち協では、地域活動の担い手が不足する中、男女を問わず多様な世代が気軽に参加・参画できる活動や組織づくりを目指し研修やグループワーク等に取り組んでいる。 今後も、久まち協と連携しながら、取り組みを推進していきたい。	協働推進部	0	0

具体的事業		内容				
職場におけるハラスメント防止の啓発		職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、事業主や労働者を対象にした啓発を行う。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
25	・セクハラ・パワハラ等防止を図るため、企業向けセミナーを開催 ・商工労働ニュースへのセクハラ・パワハラ・マタハラなどのハラスメント防止の記事を掲載	再掲	再掲	商工観光労働部	再掲	再掲

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

63	具体的事業	内容				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	相談・支援体制の充実	性暴力被害に関する女性からの相談を受け、関係機関と連携しながら、早期の解決と回復に向けた支援を行う。				
	①総合相談、性暴力相談、法律相談（女性弁護士による面接のみ）を行う。 ②庁内外との関係機関・団体との個別のケース会議やネットワーク会議を実施する。 ③スーパービジョンを実施する。	①総合相談：4426件 性暴力相談：114件 法律相談：72件 ②-1 6月15日実施庁内相談関係機関ネットワーク会議（庁内33部局1外郭・その他関連団体で構成） ②-2 11月16日実施庁内・外相談関係機関ネットワーク会議（庁内33部局1外郭・その他関連団体、14庁外関係機関と6民間支援団体で構成） ②-3 ケース会議 5件 ③全12回実施 講師：石本宗子、富田伸、坂本奈緒、梅根真知子(DV・性暴力含む)	相談件数は、高い水準で推移している。内容については、緊急を要するもの、所要時間や相談回数が多いもの、長期化するもの等、複雑・深刻化しているケースも多く、必要に応じて警察署や裁判所等への同行支援等も行っている。 相談内容が多様化、複雑化してくる中、相談員の技術の向上を図るとともに、関係機関等とのネットワークを強化し連携を深めるなど、相談機能の充実に努めていく。法改正に対応でき、DVや性暴力の被害者への支援が適切に行えるよう、研修会への参加や先進地視察など相談員のスキルアップを図る。	協働推進部	752	734
	男女平等問題に関する研修等に積極的に参加して専門知識の習得や対応スキルの向上を図り、女性相談者の相談に適切な対応を行う。	男女平等問題に関する研修に参加し、専門知識や対応スキルの向上を図ったとともに、相談機関ネットワーク会議に参加し、情報の共有を行った。	継続して、専門知識や対応スキルの向上を図るとともに、関係機関との連携を図る。	協働推進部	—	—
	婦人相談事業として、DVや離婚問題等女性からの様々な相談に対し、必要に応じ関係部局や機関と連携し支援を行う。	相談件数（令和6年3月31日） 1,091 件（内DV件数 707 件）	婦人相談事業として、DVや離婚問題等女性からの様々な相談に対し、必要に応じ関係部局や機関と連携し支援を行う。	子ども未来部	361	453

64	具体的事業	内容				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	性暴力被害者支援体制の充実	被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、関係機関・団体と連携した支援体制の充実を図る。				
	・性暴力被害者支援体制の構成団体からなる連携会議を開催する。 ・相談ネットワーク会議において性暴力に関する情報提供を行う。 ・ワンストップ共通シートを活用し、被害直後からの支援強化を行う。 ・性暴力被害者支援カードを産婦人科・警察等に設置する。	①2月5日性暴力被害者支援連携会議 久留米医師会、福岡県弁護士会、久留米警察署などで構成 支援の現状について情報交換 ②6月15日庁内相談関係機関ネットワーク会議（庁内33部局1外郭・その他関連団体で構成） 11月16日庁内・外相談関係機関ネットワーク会議（庁内33部局1外郭・その他関連団体、14庁外関係機関と6民間支援団体で構成） ③ワンストップ共通シートの作成 令和5年度26件発行 No.57と重複 ④性暴力被害者支援カード市内各所に設置	②はNo63に記載、③はNo57に記載 ①、④については継続して実施し、情報共有を密に行う。	協働推進部	—	—

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

具体的事業		内容				
65	学校内におけるハラスメント防止体制の充実	学校内におけるハラスメントを防止するために、指導・助言を行うとともに、ハラスメント相談員への研修を行うなど取組の充実を図る。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	各学校のハラスメント相談員に対する研修を実施する。	定例校長会、学校訪問時における周知、指導助言を行うとともに、ハラスメント相談員研修を実施した。	引き続き、定例校長会、学校訪問時における周知、指導助言を行うとともに、ハラスメント相談員研修を実施する。	教育部	0	0

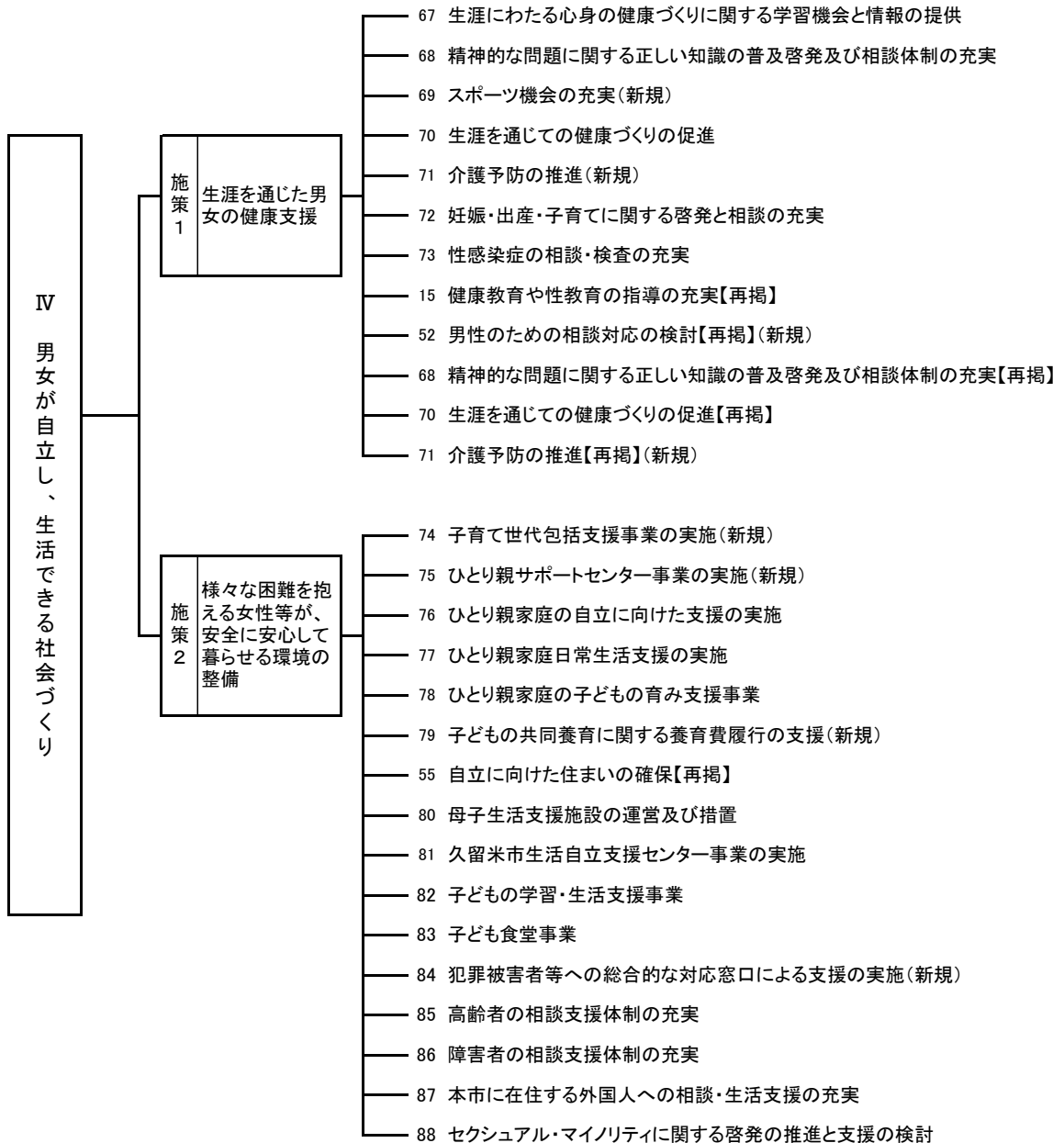
具体的事業		内容				
66	市職員セクシュアル・ハラスメント等の相談体制の充実	市職員のセクシュアル・ハラスメント等の未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・各部局や各施設に相談員を配置 ・相談員に研修等を実施し、スキルアップを図る。 ・職員任用時に防止体制や相談体制の周知を徹底する。 ・全庁メールや部間会議等により防止・相談体制の周知	・62名（うち新任者5名）の相談員を任命するとともに新任者への研修を実施した。また、各研修を通じて相談体制の周知やセクシュアルハラスメントの未然防止に努めた。	今後も継続して、市職員のセクシュアル・ハラスメント等の未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。	総務部	0	0

施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策の方向

施 策

具体的事業



決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合は
その額とし、算出が困難なものについては、「ー」とする

○事業を実施していない場合は、「ー」とする

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

67	具体的事業	内容				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供	女性の心身の健康に関し自己管理ができるように、思春期・成熟期・更年期・高齢期といったライフステージに応じた健康に関する講座の開催や情報提供、相談体制の充実を図る。 また、男女が互いの身体的性差に応じた健康についての理解を深めるための取組を進める。				
	・健康の維持や増進のための健康管理についての講座を開催する。 ・関連書籍を収集し、情報提供に努める。	12月10日実施「女性の身体と月経について知ろう！語ろう！」企画：LuoinUs 参加者 15人(市民企画公募企画事業にて実施) 3月16日実施「人生110年時代のおしっここの悩みと上手く付き合う方法」講師：守屋 普久子 参加者 39人	女性と健康講座として継続して実施。女性特有の健康問題を重要な課題と捉え、広報啓発や企画の充実に努める。	協働推進部	26	30
	・女性の健康相談を実施する。 ・思春期保健意見交換会を実施する。 ・思春期保健出前講座を実施する。	女性の健康相談：2回、相談者3人 思春期保健出前講座46回、参加者1,948人	・「プレコンセプションケア」でのについての講話(外部講師)実施。 ・AMH検査の実施	子ども未来部	578	6,644
	・まちかど健康相談 ・健康なるほど講座 ・健康なっとく相談	・まちかど健康相談10回実施 相談532件 ・健康なるほど講座89回実施2,062人参加 ・健康なっとく相談39回実施1,362人参加	令和5年度の事業をを引き続き実施し、健康づくりへの理解を深める取組をすすめる。	健康福祉部	—	—

68	具体的事業	内容				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実	男性が相談しやすい体制の整備を図るとともに、働く場において心身ともに健康でやりがいを持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスの意識向上等について、事業所等と連携した取組を進める。 また、自殺や精神疾患の正しい認識と偏見をなくす取組を進める。				
	・こころの相談カフェを実施する。 ・SOSの出し方教育を実施する。 ・市民向けの講演会や普及啓発を行う。 ・自殺のサインに早期に気付けるように、ゲートキーパー研修を実施する。	・こころの相談カフェ69回実施 利用実人数195名 ・SOSの出し方教育：市立中学校全17校、市立高等学校全2校(生徒・教職員) ・市民向け講演会：こころの健康づくり講演会 当日参加89名、youtube配信74名 ・ゲートキーパー研修54ヶ所	令和5年度事業を引き続き推進しつつ、ゲートキーパー研修による市民による自殺予防の取り組みの一層の充実を図る。	健康福祉部	—	—

69	具体的事業	内容				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	スポーツ機会の充実(新規)	性別や世代にかかわらず、運動の機会の充実を図るための環境整備を行い、生涯を見通した健康な体づくりに取り組む。				
	ライフステージに応じたスポーツ教室の実施	仕事や家事等で忙しい世代のスポーツ機会の充実のため、日頃運動していない方や若い世代を対象として運動習慣づくり事業を実施した。 またその他、体育施設等の指定管理者や競技団体、総合型地域スポーツクラブ等によるスポーツ教室も実施されている。 ・運動習慣づくり事業 実施日数延べ27日、参加者数延べ460人	様々な曜日帯や時間帯で教室が開催されているため、活用が広がるよう積極的な情報発信が必要である。	市民文化局	540	800

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

具体的事業		内容				
生涯を通じての健康づくりの促進		女性のライフステージに応じた健康支援を行うとともに、女性特有のがんなどの疾病の予防に取り組む。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算	
70 ・各種がん検診を行う。	R5がん検診の受診率：11.2% (男女共通) ・R5胃がん検診：5.1% ・R5大腸がん検診：7.3% ・R5肺がん検診：7.8% (女性のみ) ・R5乳がん検診：17.6% ・R5子宮頸がん検診：18.2%	がん検診受診率は、横ばいもしくは微増であるものの、いずれのがん種についても目標受診率を達成していない。健康に関する市民アンケート調査では、がん検診を受けなかった理由として「自覚症状がないから」が最も多く、がん検診の必要性が十分に浸透していない状況にある。 これまで、女性がんについては、受診勧奨の強化を図り、ナッジ理論を活用した個別勧奨の実施や特定健康診査とがん検診の一体的勧奨の実施などに取り組んできた。 今後については、より効果的かつ効率的な受診勧奨を進めるため、勧奨時期や回数、勧奨対象者などの随時見直しにより勧奨効果を高めていくとともに、引き続き、受診しやすい環境整備にも取り組むことで、市民の実際の受診行動につながるよう取組を進めていく。また、がん予防の意識向上に向けて、女性と健康週間などの機会を捉えた啓発に取り組む。	健康福祉部	351,101	360,728	

71		具体的事業	内容				
		介護予防の推進（新規）	介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動の支援を行うことにより、高齢の女性の骨折や転倒などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。				
		取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
		介護予防教室の実施 介護予防の啓発	介護予防教室 ・にこにこステップ運動&スロージョギング教室教室:実100人、延べ1,080人(7会場) ・口からはじまる健康長寿講座:83人(7会場) ・リズムで座ってストレッチ(座トレ)【教室型】実49人 延べ392人(3会場) 介護予防の啓発 ・認知症講演会:集合型1回(260人) ・ものわすれ予防検診(72名) ・認知症予防講座:実137人 延べ513人 ・認知症高齢者介護電話相談:23件	介護予防は継続的に行うことが重要であるため、教室終了後、身近なところで取り組める活動の場へのつなぎや自主グループ化の促進が必要である。	健康福祉部	16,612	24,960

具体的事業		内容				
妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実		安心して出産し子育てができるよう、出産前から出産後まで一貫した健康支援を行う。妊娠から出産、育児についての正しい知識の習得と、妊婦同士や子育て中の親同士の交流を進める取組を行う。その他、妊娠を希望する夫婦に対して、不妊治療の支援を引き続き実施する。				
72	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・妊婦健診を実施する。 ・乳幼児の身長・体重測定、育児健康相談、栄養相談を通して、子育てを支援する。 ・ゆったり子育て相談会を実施する。 ・不妊相談ダイヤルによる相談を実施	・妊婦健診受診率：99.8% ・各健診 4か月健診：95.0% 10か月健診：95.8% 1歳6か月健診：98.5% 3歳児健診：98.9% ・ゆったり子育て相談会 実施回数：46回 参加者数：339人 ・不妊相談ダイヤルによる相談件数：4件	健診内容の見直し	子ども未来部	293,554	306,752

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

具体的事業		内容				
73	性感染症の相談・検査の充実 性感染症の相談・検査の充実	H I Vなどの性感染症に関する啓発の推進と相談・検査体制を充実させ、早期の相談・受診を促す。 また、性感染症の理解を広げるため、様々な機会を利用して啓発を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・毎週水曜日（祝日除く）にH I V・性感染症の検査及び相談を実施する。 ・6月のHIV検査普及啓発週間、12月の世界エイズデーに合わせて臨時の即日検査を実施する。 ・啓発のチラシを配布する。	【検査件数】（令和5年度） HIV（エイズ）：277件 梅毒：278件 クラミジア：238件 【相談件数】（令和5年度） HIV（エイズ）：577件 STD：584件 【臨時即日検査】 令和5年6月2日（金）実施13件 令和5年12月1日（金）実施16件	新型コロナウイルスの感染拡大による対応に追われ、事業を一時中止、また規模を縮小(隔週にて実施)していたため、受検機会の減少から、受検者数も伸び悩んでいた時期があった。梅毒といった性感染症も増加傾向にあるなか、今後もHIV・性感染症の早期発見・早期治療に繋げるためにも、現在の事業体制(毎週実施)を継続して実施していけるよう努めたい。また、受検者が受検しやすい環境の整備し、男女ともに受検しやすいよう広報啓発に努める。	健康福祉部	—	—

具体的事業		内容				
15	健康教育や性教育の指導の充実	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	学習指導要領に基づいた、健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における男女共同参画教育の実施	再掲	再掲	教育部	再掲	再掲

具体的事業		内容				
52	男性のための相談対応の検討	男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応について検討を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・男性相談の実施	再掲	再掲	協働推進部	再掲	再掲

具体的事業		内容				
68	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実	男性が相談しやすい体制の整備を図るとともに、働く場において心身ともに健康でやりがいを持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスの意識向上等について、事業所等と連携した取組を進める。 また、自殺や精神疾患の正しい認識と偏見をなくす取組を進める。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・こころの相談カフェを実施する。 ・SOSの出し方教育を実施する。 ・市民向けの講演会や普及啓発を行う。 ・自殺のサインに早期に気付けるように、ゲートキーパー研修を実施する。	再掲	再掲	健康福祉部	再掲	再掲

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策 1 生涯を通じた男女の健康支援

70	具体的事業	内容				
	生涯を通じての健康づくりの促進	男性に疾患が多い生活習慣病の発症や重症化の予防対策と健康の増進に取り組む。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・各種がん検診を行う。	再掲	がん検診受診率は、横ばいもしくは微増であるものの、いずれのがん種についても目標受診率を達成していない。健康に関する市民アンケート調査では、がん検診を受けなかった理由として「自覚症状がないから」が最も多く、がん検診の必要性が十分に浸透していない状況にある。これまで、女性がんを中心に受診勧奨の強化を図り、ナッジ理論を活用した個別勧奨の実施や特定健康診査とがん検診の一体的勧奨の実施などに取り組んできた。今後については、より効果的かつ効率的な受診勧奨を進めるため、勧奨時期や回数、勧奨対象者などの随時見直しにより勧奨効果を高めていくとともに、受診しやすい環境整備にも引き続き取り組むことで、市民の実際の受診行動につながるよう取組を進めていく。	健康福祉部	再掲	再掲

71	具体的事業	内容				
	介護予防の推進	介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動の支援を行うことにより、高齢の男性の脳卒中や心臓病などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	介護予防教室の実施 介護予防の啓発	再掲	再掲	健康福祉部	再掲	再掲

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

具体的事業		内容				
74	子育て世代包括支援事業の実施	妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。また、身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NP0等と連携した支援を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応する。	令和5年度相談件数合計1,521件 (内訳) ・母子保健に関すること : 806件 ・子育てに関すること : 527件 ・保護者自身に関すること : 188件	・より身近な場所での相談支援機能の充実を検討 ・関係機関との連携体制推進	子ども未来部	880	1,936

具体的事業		内容				
75	ひとり親サポートセンター事業の実施	ひとり親等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・就業支援（就業相談）の実施 ・就業支援講習会の実施	来所相談件数 : 193件 電話相談件数 : 509件 SNS相談件数 : 276件 就業支援講習会 : 9講座実施 (県南地域対象)79名受講	来所相談件数は、令和4年度よりも増加している。 ひとり親サポートセンターの利用者は、これまで「ひとり親、寡婦」に限られていたが、令和6年度より「離婚を考えている方」にも対象を拡大。これにより就業相談や就業支援講習会の対象者も拡大となるため、広報くめやチラシ、LINE等での周知を図り、より多くの方の就業につなげていく。	子ども未来部	3,726	3,867

具体的事業		内容				
76	ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施	ひとり親家庭の保護者の就職に有利な資格取得のための給付金等の支給や自立のための貸し付けを行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	①各種給付金を支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高卒認定試験合格支援事業 ②ひとり親サポートセンターによる就業支援 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業を実施する。	① ・高等職業訓練促進給付金支給者数25人 ・自立支援教育訓練給付金支給者数4人 ・高卒認定試験合格支援事業支給者数0人 ②就職決定者数 43件 ③新規貸付件数 73件	①ひとり親支援にかかる事業の対象者要件の国の見直しに沿った、各種給付金事業の実施 ②ひとり親サポートセンターによる就業支援事業、自立支援プログラム策定による就業支援の実施 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施	子ども未来部	① 35,535 ② 3,726 ③ 109,648	① 53,140 ② 3,867 ③ 150,000

具体的事業		内容				
77	ひとり親家庭日常生活支援事業の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	ひとり親家庭の保護者が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣して家事を行う。	・派遣世帯数 : 4世帯 ・派遣延べ時間 : 443時間	制度の周知を図り、利用者の拡大につなげる。	子ども未来部	1,366	2,200

具体的事業		内容				
78	ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	子どもの居場所づくり事業を実施し、生活習慣の習得する機会を提供する。	拠点型 開所 : 148日 延べ : 989人 派遣型 開所 : 34日 延べ : 68人 交流型 開所 : 1日 延べ : 9人	関係機関と連携を図りながら、支援が必要な家庭の利用拡大につなげていく	子ども未来部	11,880	11,880

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

具体的事業		内容				
79	子どもの共同養育に関する養育費履行の支援	離婚後の養育費履行の確保について、公正証書作成費用や養育費保証契約をするための保証料の助成などの支援を行い、子どもの経済的・社会的自立を図る。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・養育費に関する公正証書などの作成費用を助成する。 ・養育費保証契約をするための保証料を助成する。	公正証書等作成支援事業 22人 養育費保証支援事業 1人 養育費セミナー・個別相談会 2回開催	・養育費に関する公正証書などの作成費用を助成する。 ・養育費保証契約をするための保証料を助成する。 ・養育費確保に向け離婚前後の市民向けにセミナー等を開催する。	子ども未来部	528	1,215

具体的事業		内容				
55	自立に向けた住まいの確保	市営住宅の定期募集の際、母子・父子家庭や高齢者・障害者世帯を対象とした別枠募集を実施し、住まいの確保につなげる。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	別枠募集を実施する。	再掲	再掲	都市建設部	再掲	再掲

具体的事業		内容				
80	母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	母子生活支援施設の運営を行い、入所者を受け入れる。	新規入所者 5世帯15人	母子生活支援施設施設の運営を行い、入所者を受け入れる。	子ども未来部	5,053	9,082

具体的事業		内容				
81	生活自立支援センターの事業の実施	生活自立支援センターにおいて、生活の困りごとや不安などの相談に対して、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	支援プランの提供を行う。困りごとに沿った相談対応を行う。	新規相談件数：1,122件 支援プラン作成：940件	今後も生活困窮者の相談に対し、相談を受け止め、本人と一緒に課題の解決を図る。 複雑で多様な課題を抱える相談者本人をエンパワメントし、本人の課題解決能力を高め、その自立を促進する。	健康福祉部	56,199	55,524

具体的事業		内容				
82	子どもの学習・生活学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもを対象に、学習支援や日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	子どもの学習環境等を整えるためのアウトリーチ型支援、学習支援等を実施する社会的居場所の運営（居場所型）を実施する。	居場所型：9.7人が利用 アウトリーチ型：75世帯(103名)を支援	今後も子どもの就学や進学に課題を抱えるものに対し、対象世帯への包括的な支援や子どもの就学や進学に係る相談・支援を行い、次の世代の将来における社会的・経済的自立を図ることで、貧困の連鎖を防ぐ。	健康福祉部	13,875	13,876

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

83

具体的事業	内容				
子ども食堂事業	家庭での食事摂取が十分な子どもへの食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。				
取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
子ども食堂を運営する団体の補助を実施する。 運営団体と意見交換会を行う。	補助団体数：14団体 意見交換会：1回実施	【課題】各校区に1つ以上の子ども食堂設置を目指しているが、令和5年度3月末時点の設置箇所は16校区にとどまっている。また、多くの団体が収入の大半を補助金に頼っていることや、担い手不足といった課題もあり、継続して運営できる体制づくりを検討していく必要がある。 【今後の方向性】子ども食堂が運営を継続して実施していくためにも、引き続き、子ども食堂の運営に必要な食材・金品等の寄付が集まるような取り組みについて、市HP等で周知していく。	子ども未来部	3,457	5,980

具体的事業		内容				
犯罪被害者等への総合的な対応窓口による支援の実施		犯罪被害者の総合的対応窓口を設け、被害に遭われた方に必要な手続きや適切な相談機関の案内を行うことで、早期の回復や自立に向けた支援につなげる。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
84	・各警察署犯罪被害者支援協議会と連携した対応を行う。 ・福岡犯罪被害者支援センター筑後窓口等の周知啓発を行う。	・相談件数：8件 ・職員向け研修：20名程度参加 ・ポスター、チラシ、ホームページ、広報くめによる周知啓発の実施	・庁内関係課、警察、犯罪被害者支援センターと連携した周知啓発を図るとともに、 当事者団体と連携・協力し、相談しやすい環境づくりに努める。 ・職員向けの研修を実施し、職員の被害者支援にかかる知識の習得、及び対応能力の向上を図る。 ・犯罪被害についての理解を深める。	協働推進部	0	328

具体的事業		内容				
高齢者の相談支援体制の充実		高齢者やその家族が、地域で安心して暮らし続けることができるように、相談窓口を啓発するとともに、権利擁護などの適切な支援を行う。				
取組内容		実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
85	地域包括支援センターなどの相談窓口で、高齢者本人、家族や支援者からの相談に対応する。 高齢者虐待に対して、解消に向け支援する。 生活の自立支援を目的として、成年後見制度の市長申し立てを実施する。 介護者の負担軽減のため家族介護教室を実施する。	・令和5年度 75件 高齢者虐待相談件数： ・令和5年度 家族介護教室全8回実施 延べ参加人数：121人	・関係機関と連携し、高齢者虐待解消に向け支援していく ・在宅介護者の負担軽減につながるよう、講座内容や広報を工夫しながら事業を実施していく。	健康福祉部	—	—

具体的事業		内容				
障害者の相談支援体制の充実		障害者やその家族からの相談体制の充実を図り、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるよう支援を行う。				
86	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	基幹相談支援センターをはじめとする相談機関で、総合相談の対応を行う。	令和5年度 相談件数：11,655件	相談件数が年々増加している。 今後も基幹相談支援センターをはじめとする相談機関で、総合相談の対応を行う。	健康福祉部	101,923	103,317

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

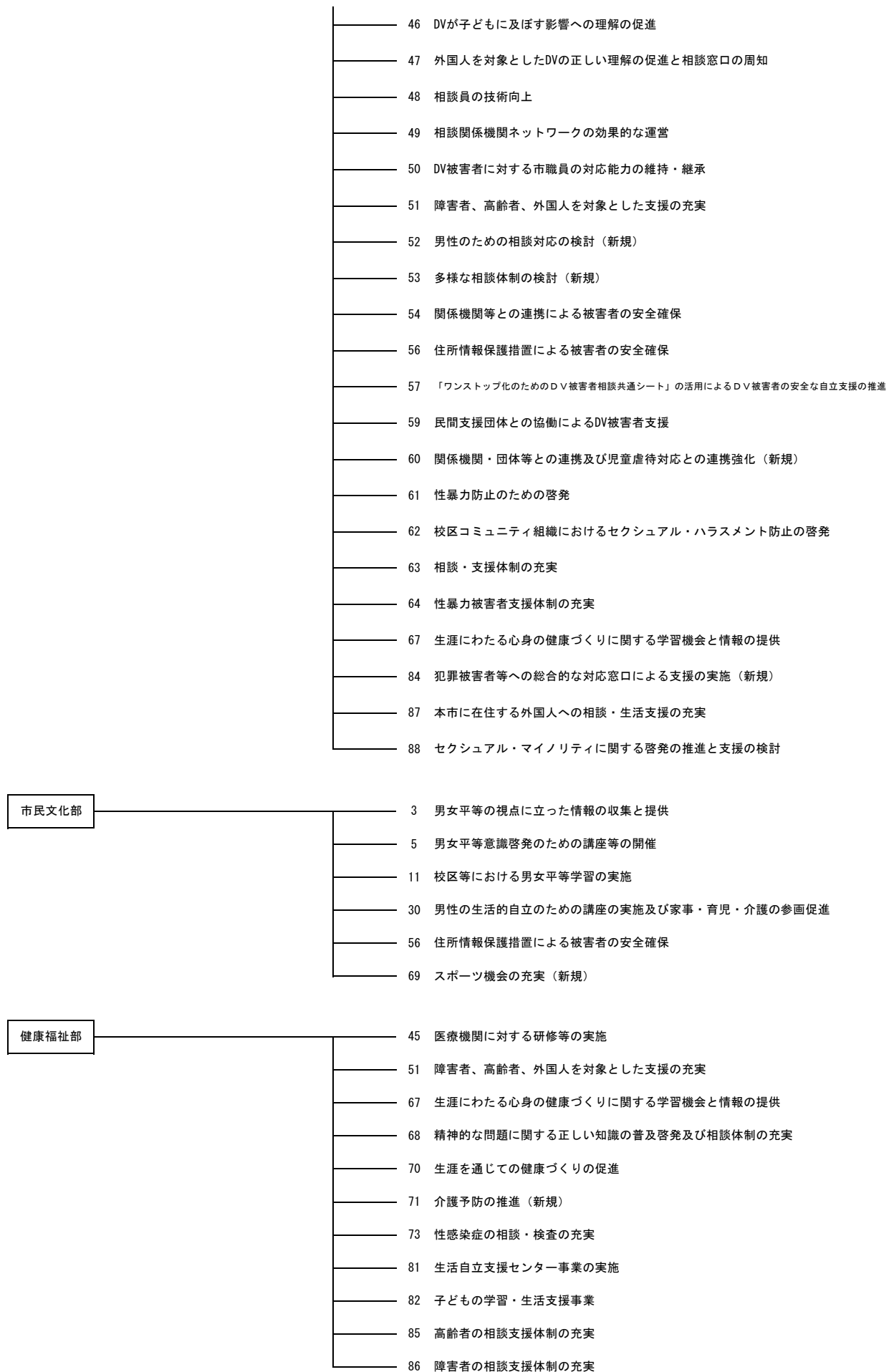
施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

具体的事業		内容				
87	本市に在住する外国人への相談・生活支援の充実	外国人が抱える課題や問題などの把握に努め、相談窓口の周知を図る。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努め、支援の検討を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	・市内に在住する外国人からの相談に対応する。 ・やさしい日本語で生活情報ガイドを提供する。	やさしい日本語と英語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、中国語、韓国語、インドネシア語の7か国語の外国人向け生活情報ガイドをHPに掲載し、税金、年金、健康保険、ごみの出し方や災害時の対応等についての生活情報を提供している。	今後も各担当課に確認、修正をしながら正しい情報提供を行う。	協働推進部	548	0

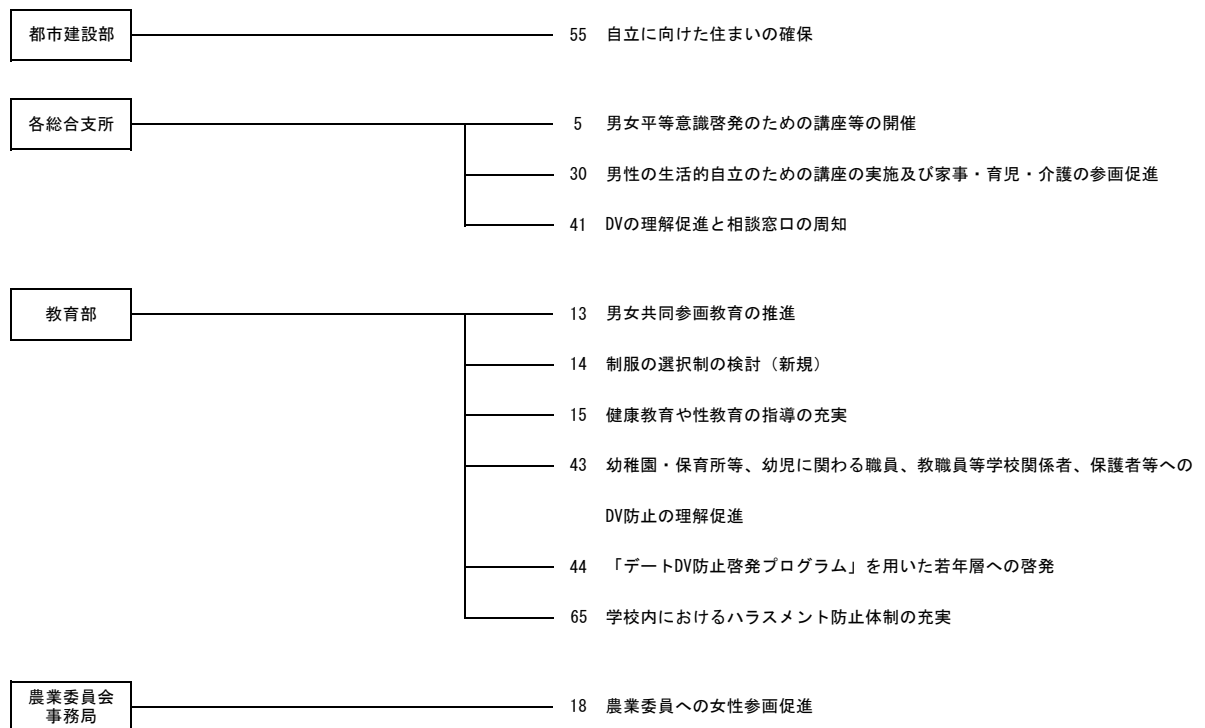
具体的事業		内容				
88	セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進と支援の検討	SOGI（性的指向・性自認）を正しく理解し、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進する。 また、求められる支援について調査・研究を行う。				
	取組内容	実績	課題・今後の方向性	部	R5決算	R6予算
	セクシュアル・マイノリティの人に必要な支援の研究を行う。	県パートナーシップ宣誓制度を活用した行政サービスの実施や調査、当事者の現状等の情報収集を行った。市民啓発を進めるため、講演会や広報紙等でセクシュアル・マイノリティの人権問題について発信した。	パートナーシップ宣誓制度を活用した行政サービスについては、先進自治体の取組等を参考に、必要な支援の研究を進める必要がある。今後とも、民間事業者や市民の制度理解と協力を進めるため、制度の周知と啓発に取り組んでいく。	協働推進部	—	—
	展示室でセクシュアル・マイノリティのパネルを展示する。	学校や行政、地域や企業・団体等が実施する人権研修では、セクシュアル・マイノリティを含む人権問題への啓発を行った。	今後も、各人権研修の機会では、セクシュアル・マイノリティを含む人権問題への啓発を行う。また、求められる支援について調査・研究を行う。	協働推進部	—	—
	男女平等啓発講座においてセクシュアル・マイノリティを含む人権問題への啓発を行う。	男女共同参画をテーマとする出前講座を2校区で計3回実施し、講座の中でセクシュアル・マイノリティを含む人権問題への啓発を行った。 男女共同参画基礎講座にてLGBT講座を2月4日実施 「誰もが自分を語れる自分らしく過ごせる社会へ」講師：井上智史氏 参加者25名	男女共同参画について啓発する際には、セクシュアル・マイノリティを含む人権問題についても啓発を行う。 継続して実施。多様性が尊重される中、適切な情報を市民の方に提供していく。	協働推進部 協働推進部	— 22	— 30

4 部局別具体的事業一覧

全庁	1 男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成
	7 男女平等に関する市職員研修の実施（DV研修）
	9 久留米女性憲章制定を記念した久留米女性週間事業の実施
	16 審議会等への女性の登用の推進
	36 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進
	41 DVの理解促進と相談窓口の周知
	42 「女性に対する暴力をなくす運動」に伴う啓発の実施（パープルリボンキャンペーン）
	50 DV被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承
	57 「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の活用によるDV被害者の安全な自立支援の推進
総務部	7 男女平等に関する市職員研修の実施（DV研修）
	17 市女性職員の役職者等への登用の推進
	21 競争入札参加登録事業者に対する男女共同参画の意義の周知・啓発
	33 防災活動における女性参画の推進
	36 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進
	66 市職員セクシュアル・ハラスメント等の相談体制の充実
協働推進部	2 男女平等に関する広報・啓発の充実
	3 男女平等の視点に立った情報の収集と提供
	4 男女平等に関する調査研究事業の実施
	5 男女平等意識啓発のための講座等の開催
	6 若年層に対するセミナーの開催
	8 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発（男性に対する啓発の推進）
	9 久留米女性憲章制定を記念した久留米女性週間事業の実施
	10 男女平等を推進する市民活動団体への支援と協働
	11 校区等における男女平等学習の実施
	20 政策・方針決定過程における女性人材の育成
	22 女性の就業を支援するための人材育成
	29 女性の起業促進
	31 地域の女性人材等の育成
	32 地域活動での男女共同参画の促進
	41 DVの理解促進と相談窓口の周知
	42 「女性に対する暴力をなくす運動」に伴う啓発の実施（パープルリボンキャンペーン）
	43 幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等への DV防止の理解促進
	44 「デートDV防止啓発プログラム」を用いた若年層への啓発
	45 医療機関に対する研修等の実施



子ども未来部	12	男女平等保育の実施及び情報提供
	30	男性の生活的自立のための講座の実施及び家事・育児・介護の参画促進
	37	ファミリー・サポート・センター事業の充実
	38	保育所待機児童の解消
	39	多様な保育サービスの提供
	40	学童保育所の充実
	43	幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等へのDV防止の理解促進
	46	DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進
	48	相談員の技術向上
	54	関係機関等との連携による被害者の安全確保
	56	住所情報保護措置による被害者の安全確保
	57	「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の活用によるDV被害者の安全な自立支援の推進
	58	DV被害者の自立に向けた就業支援
	59	民間支援団体との協働によるDV被害者支援
	60	関係機関・団体等との連携及び児童虐待対応との連携強化（新規）
	63	相談・支援体制の充実
	67	生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供
	72	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実
	74	子育て世代包括支援事業の実施（新規）
	75	ひとり親サポートセンター事業の実施（新規）
	76	ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施
	77	ひとり親家庭日常生活支援の実施
	78	ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業
	79	子どもの共同養育に関する養育費履行の支援（新規）
	80	母子生活支援施設の運営及び措置
	83	子ども食堂事業
農政部	26	農業分野における男女共同参画施策の推進
	27	女性認定農業者の増加促進と家族経営協定の推進
	34	農業者へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実
商工観光 労働部	8	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発（男性に対する啓発の推進）
	19	商工団体の方針決定の場への女性登用の促進
	23	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法等の周知や女性の活躍に関する支援
	24	非正規労働者に対する権利の周知や理解促進
	25	職場におけるハラスメント防止の啓発
	28	商工自営業者に対する男女共同参画社会の意義の周知・啓発
	29	女性の起業促進
	35	仕事と家庭の両立支援のための企業等への啓発及び支援の充実



第2部 女性の現状に関する統計資料

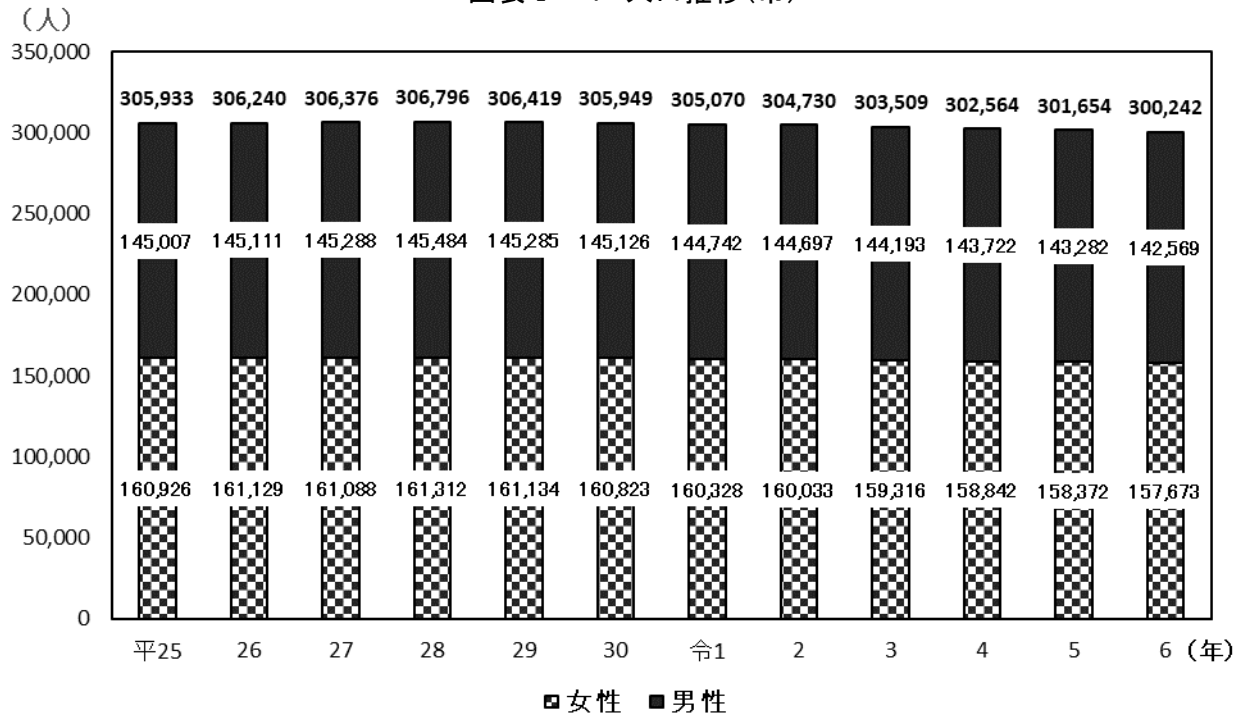
I 人 口

1. 人口の変化

(1) 久留米市の人口

久留米市の人口は、平成 24 年以降、増加傾向で推移していたが、平成 28 年をピークに減少している。また、男女比については、女性の割合が男性を上回っている。

図表 I－1 人口推移(市)



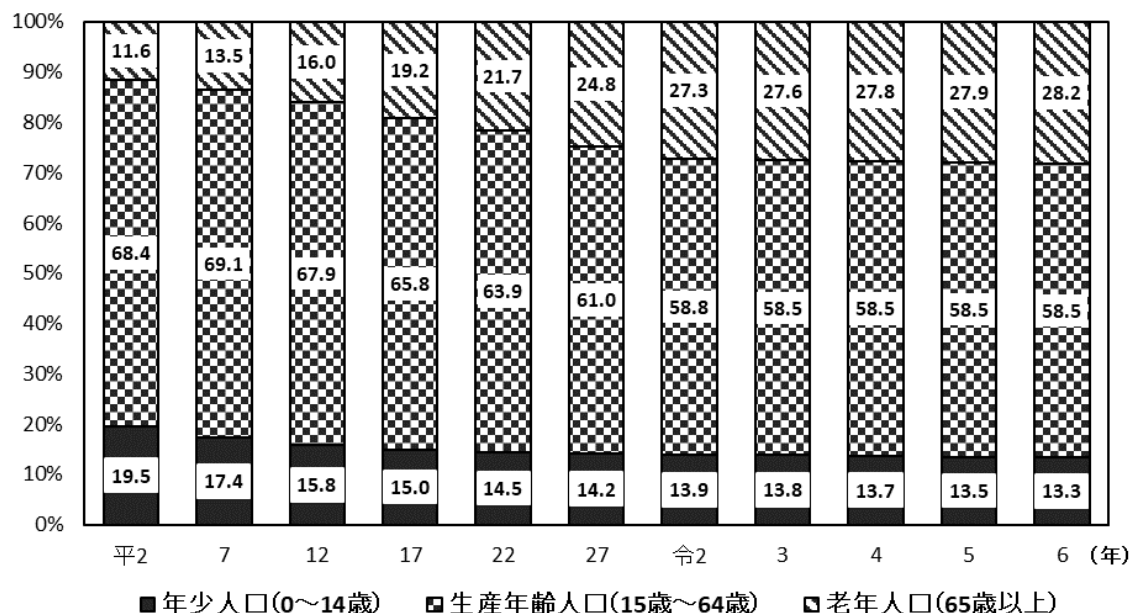
※住民基本台帳法の改正により、平成 24 年以降は外国人を含む。

資料出所：「住民基本台帳月報」（毎年 10 月 1 日時点）

(2) 少子高齢化の現状

久留米市では、平成 12 年から老年人口が年少人口を上回るようになり、その差は年々広がり、生産年齢人口の減少が続いている。全国の合計特殊出生率は平成 27 年以降低下を続け、令和 5 年には 1.2 と過去最低を記録した。久留米市は、全国や福岡県に比べやや高い水準で推移しているが、人口を維持するために必要とされる 2.07（2022 年人口置換水準：国立社会保障・人口問題研究所）を大きく下回っている。

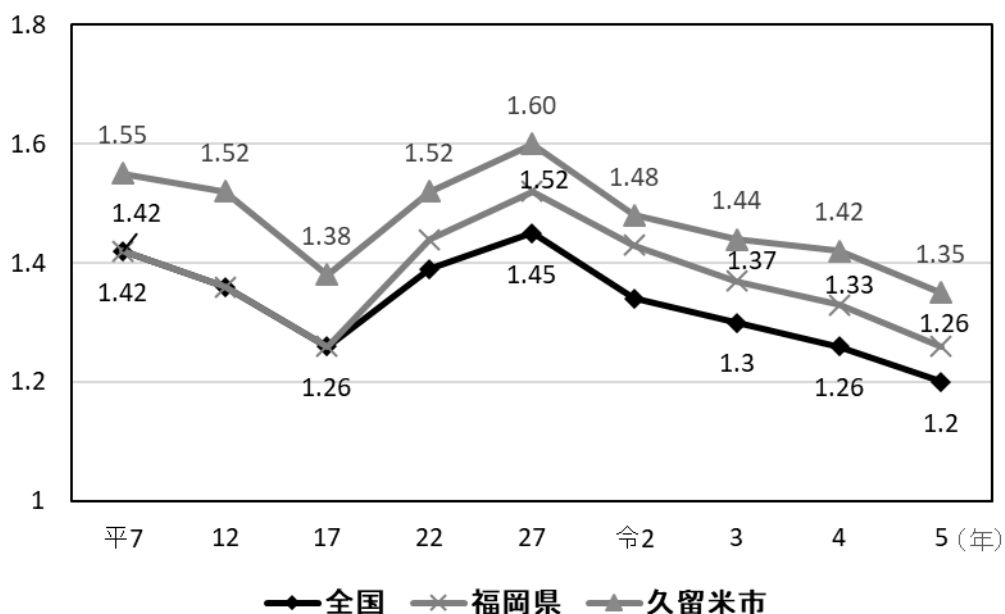
図表 I - 2 年齢3区分の構成比の推移(市)



※住民基本台帳法の改正により、平成 24 年以降は外国人を含む。

資料出所：「住民基本台帳月報」（毎年 10 月 1 日時点）

図表 I - 3 合計特殊出生率の推移



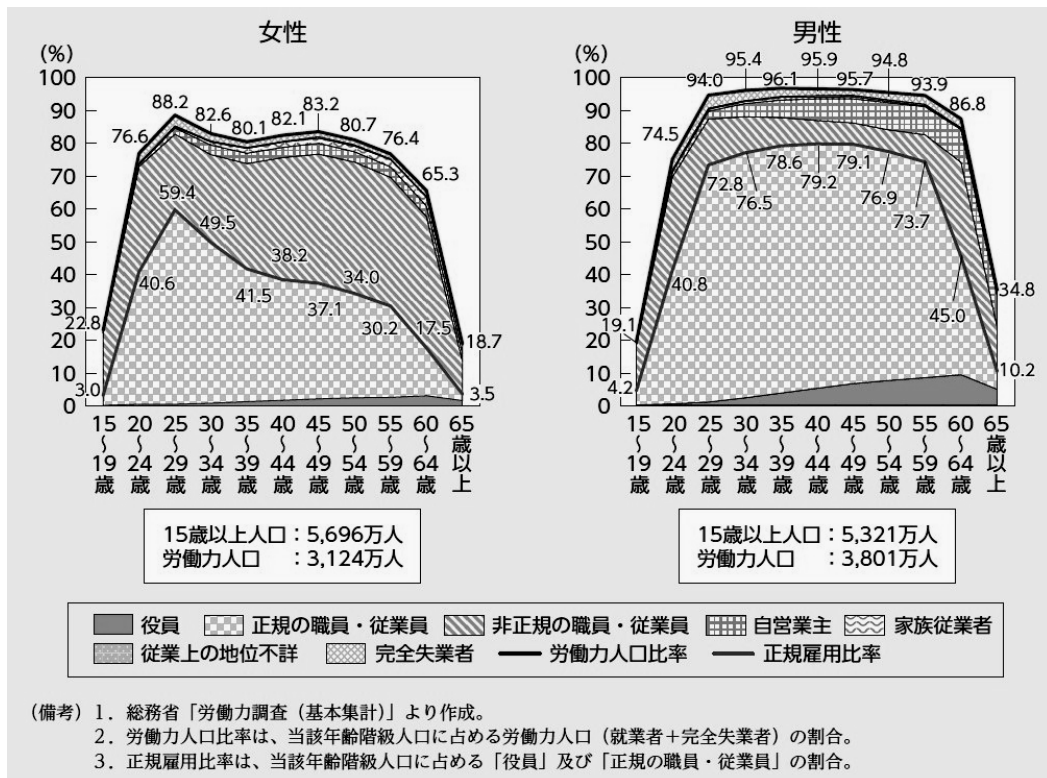
資料出所：市子ども政策課

Ⅱ 労働

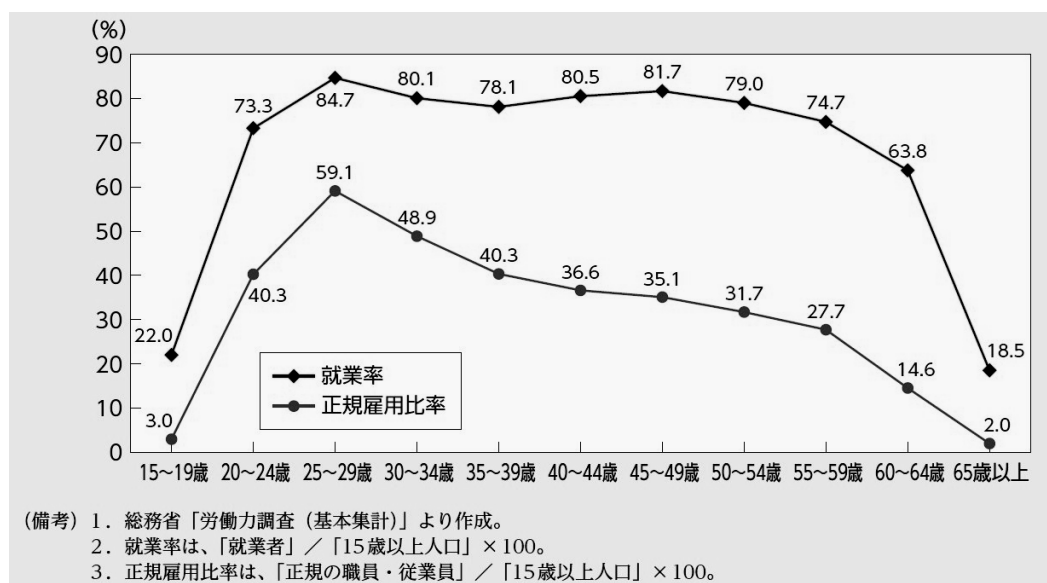
1. 女性の就業状況

女性の労働力人口比率は、女性活躍推進法などの取組により、結婚、出産期に当たる25～34歳を底とするM字カーブはほぼ解消し、20代から50代まで台形に近い形となっている。一方、女性の年齢階級別正規雇用比率をみると、25～29歳の59.1%をピークとし、年代が上がるとともに低下するL字カーブを描いている。

図表Ⅱ-2 就業状況別人口割合(男女、年齢階級別、令和5年)(国)



図表Ⅱ-1 女性の年齢階級別正規雇用比率(令和5年)(国)

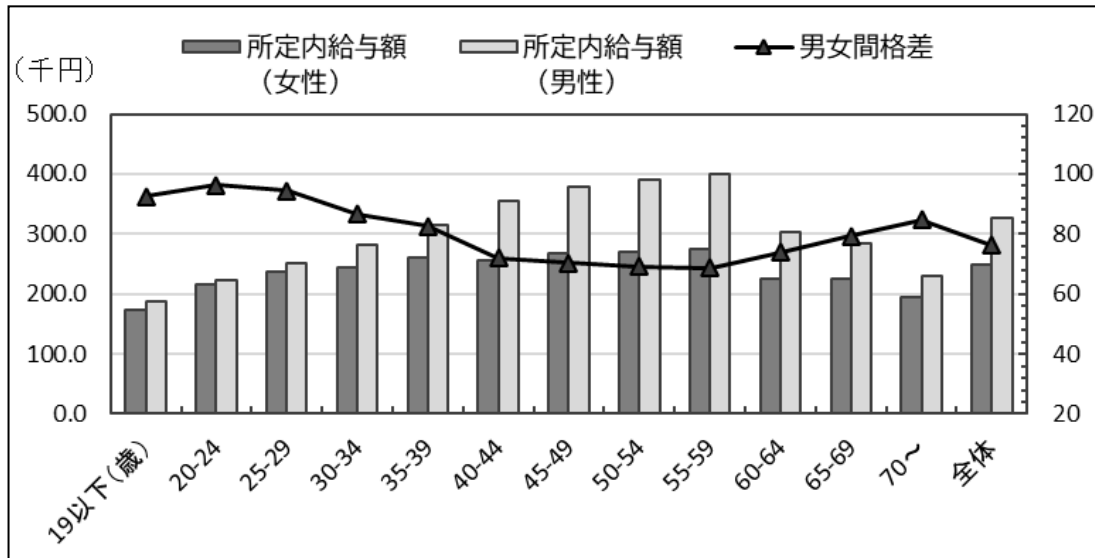


資料出所: 内閣府「令和6年版男女共同参画白書」

2. 男女間賃金格差

福岡県における所定内給与額（令和5年）は、女性 249,100 円、男性 326,800 円となっている。また、男性の給与水準を 100 とした場合の女性の給与水準は 76.2 となっている。30 歳代以降は年齢が上がるにつれて男女間の格差は拡大している。

図表Ⅱ－3 男女年齢階級別の所定内給与額と男女間格差（福岡県）



令和5年(福岡県)	所定内給与額 (女性)	所定内給与額 (男性)	男女間格差
19以下(歳)	174.5	188.4	92.6
20-24	215.1	223.6	96.2
25-29	236.8	250.6	94.5
30-34	244.6	282.2	86.7
35-39	260.2	315.2	82.6
40-44	255.3	354.6	72.0
45-49	267.0	378.9	70.5
50-54	270.3	390.4	69.2
55-59	274.8	400.3	68.6
60-64	224.1	302.8	74.0
65-69	224.9	283.5	79.3
70～	195.0	229.9	84.8
全体	249.1	326.8	76.2

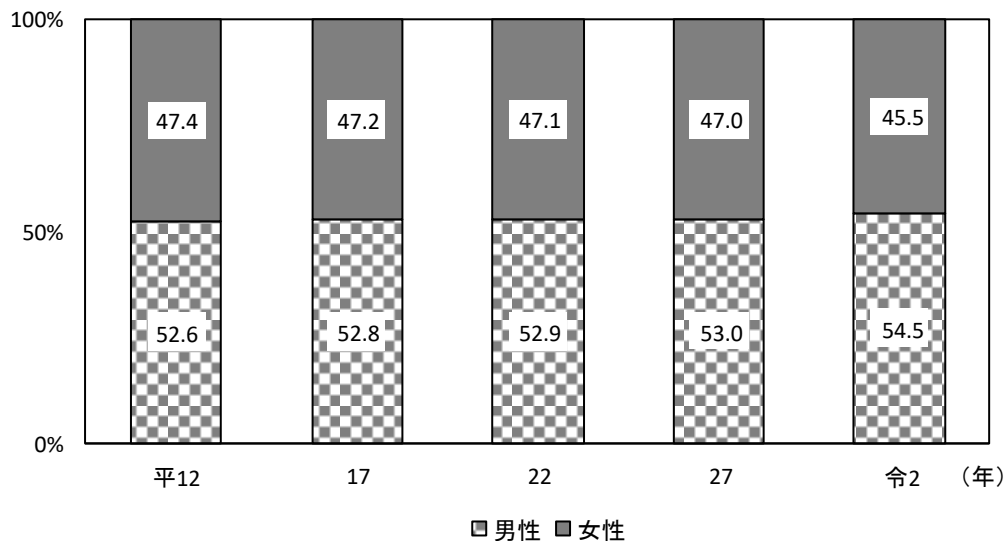
※所定内給与：きまって支給する給与（毎月、就業規則、労働協定などであらかじめ定められた算定方法によって算定される給与）のうち、超過労働給与を除いたもの

資料出所：福岡県男女共同参画推進課「(厚生労働省) 令和5年賃金構造基本統計調査」

3. 農業従事者に占める女性の割合

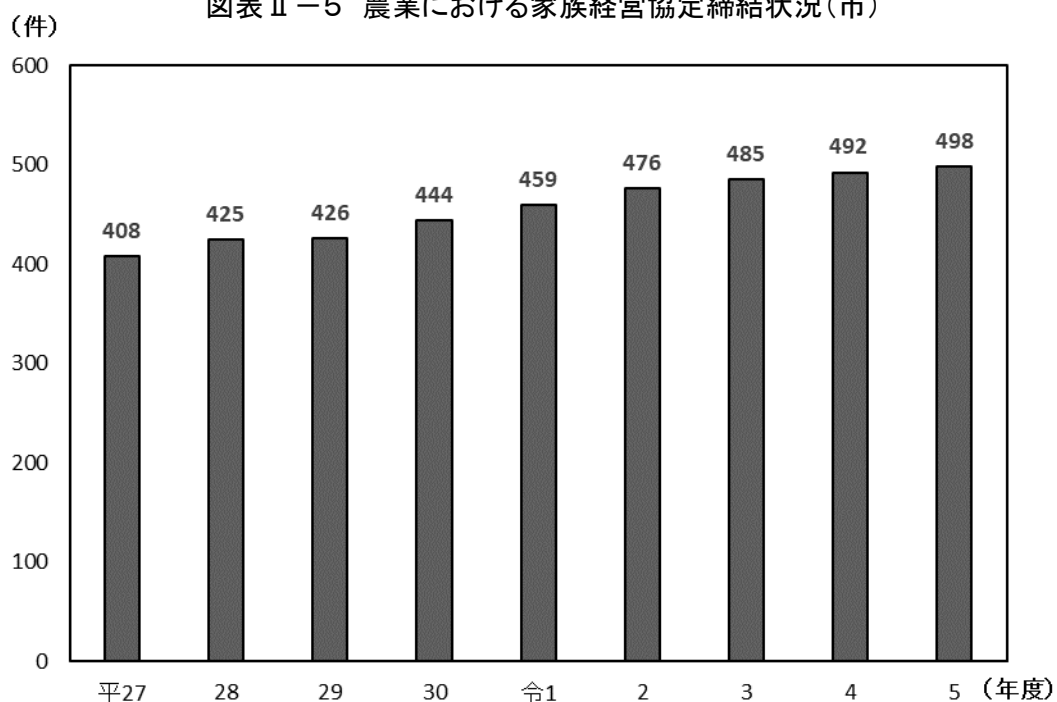
久留米市の農業従事者における女性の割合は4割を超えて推移しており、女性は農業経営において重要な役割を担う存在であるといえる。

図表Ⅱ－4 農業従事者の性別構成比(市)



資料出所：農林業センサス（5年毎）

図表Ⅱ－5 農業における家族経営協定締結状況(市)



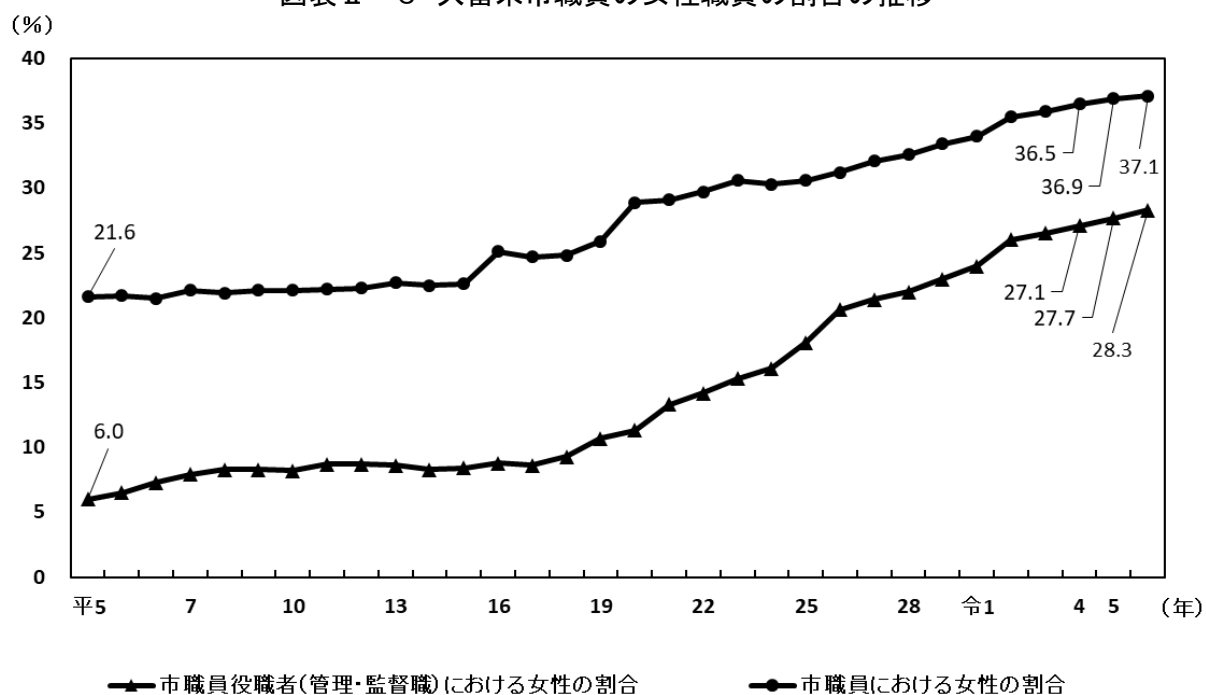
※家族経営協定は、農業経営を行う上での、労働報酬、休日、労働時間、家事や農事の役割分担について、家族内で取り決める取組であり、年々増加傾向にある。

資料出所：市農政課

4. 市職員における女性の割合

久留米市職員の女性職員の割合は、平成5年の21.6%から増加しており、令和6年には37.1%となっている。同様に市職員の役職者(管理・監督職)も平成5年の6.0%から令和5年には28.3%に増加している。

図表Ⅱ－6 久留米市職員の女性職員の割合の推移



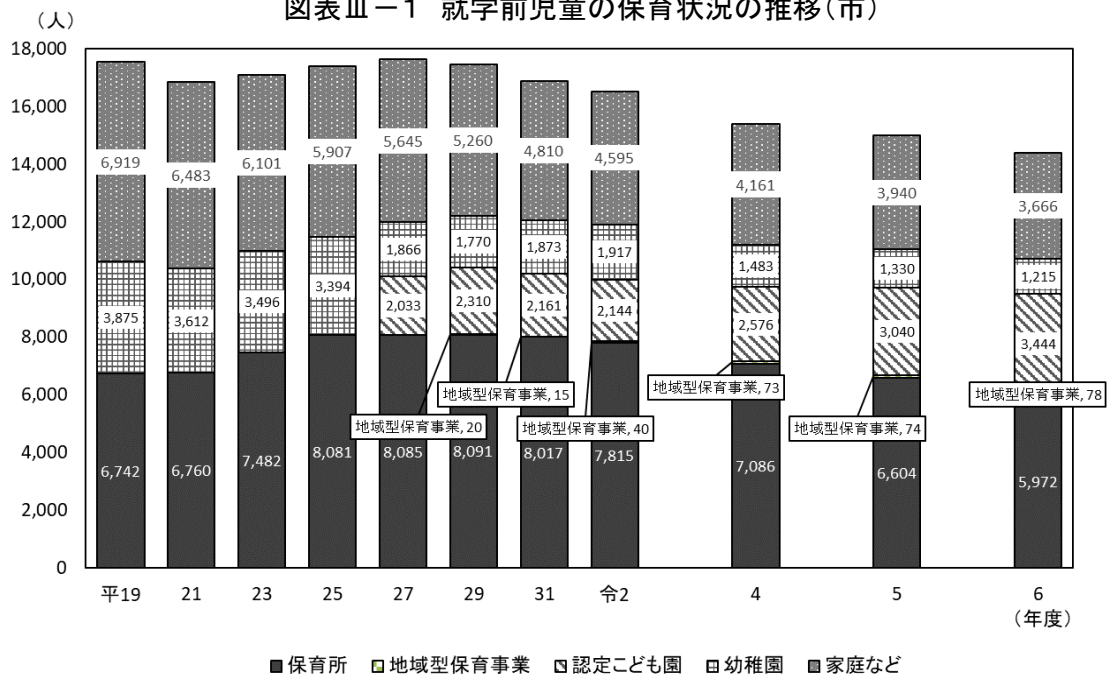
資料出所：市人事厚生課

Ⅲ 家庭・健康・福祉

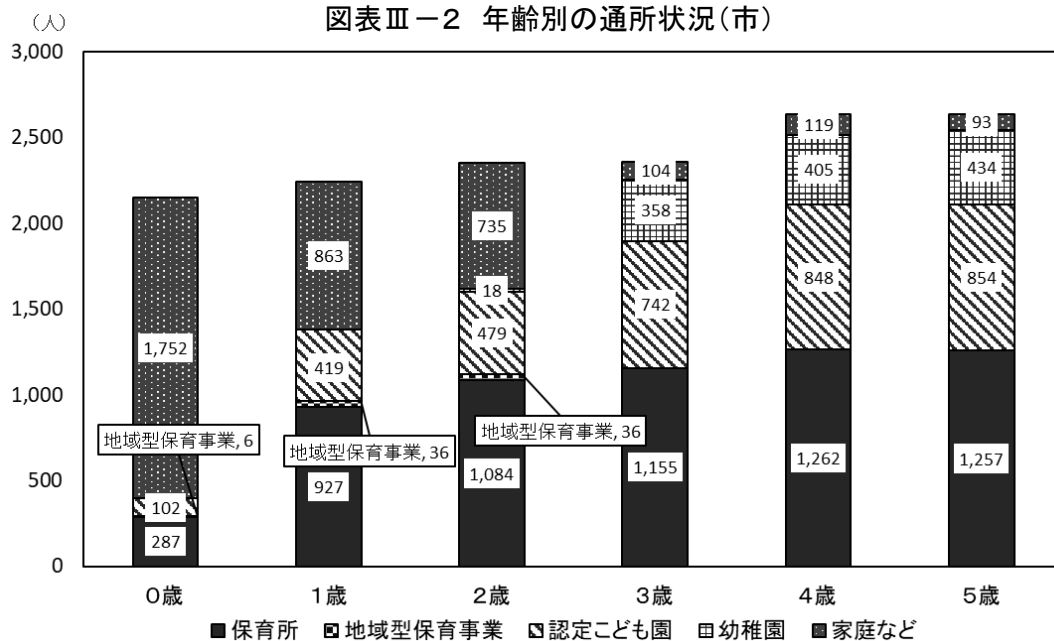
1. 就学前児童の保育状況

久留米市の就学前児童の保育の状況は、共働き世帯の増加等により、家庭での保育数は減少し、保育所等で保育されている児童数の増加が続いていたが、少子化により平成29年度から年々減少している。年齢別にみると、0歳児においては8割が家庭等で保育されており、1・2歳児においては約6割が保育所や認定こども園を利用している。また、3～5歳児では9割以上が保育所や認定こども園、幼稚園を利用している。

図表Ⅲ－1 就学前児童の保育状況の推移(市)



図表Ⅲ－2 年齢別の通所状況(市)



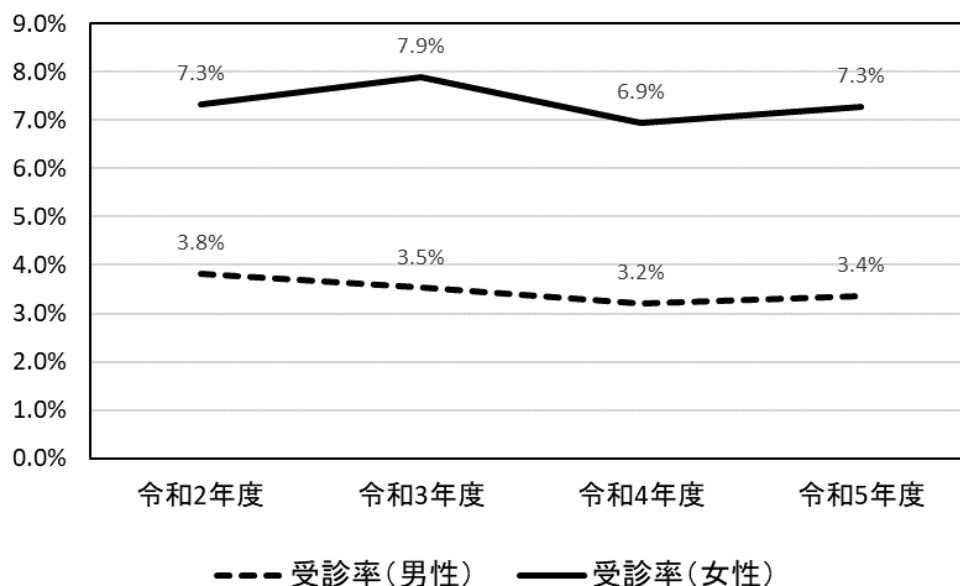
資料出所:「令和6年度保健福祉事業概要」

2. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況

(1) 生活習慣病予防健康診査

久留米市では、35 歳から 39 歳の市民の方及び 40 歳以上で各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない人を対象に、特定健康診査に準じた内容で、生活習慣病予防健康診査を実施している。例年、受診率は男性より女性が高くなっている。

図表Ⅲ－3 生活習慣病予防健康診査(市)



資料出所：市保健所健康推進課

(2) 子宮頸がん検診〔女性〕

久留米市では、平成 21 年度から、女性特有のがん検診受診促進、がんの早期発見及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。

図表Ⅲ－4 子宮頸がん検診(市)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診率	20. 5%	19. 6%	20. 0%	20. 4%	18. 2%
	(20. 6%)	(16. 0%)	(20. 4%)	(25. 6%)	—

※上段の受診率は、『第 3 期健康くるめ 21 計画』（令和 6 年度～）における算出方法にて、年度を遡って算出したもの。

下段の受診率（括弧内数値）は、第 4 次久留米市男女共同参画行動計画（第 3 次 DV 対策基本計画）の成果指標である『第 2 期健康くるめ 21 計画』の算出方法によるもの。

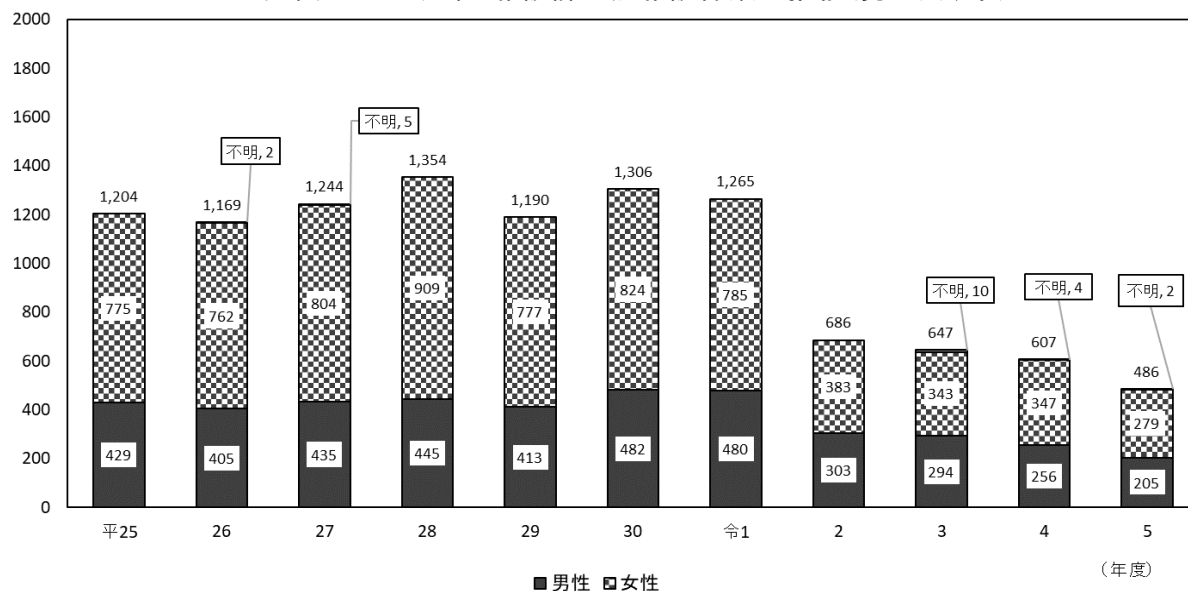
資料出所：市保健所健康推進課

3. 相談の状況

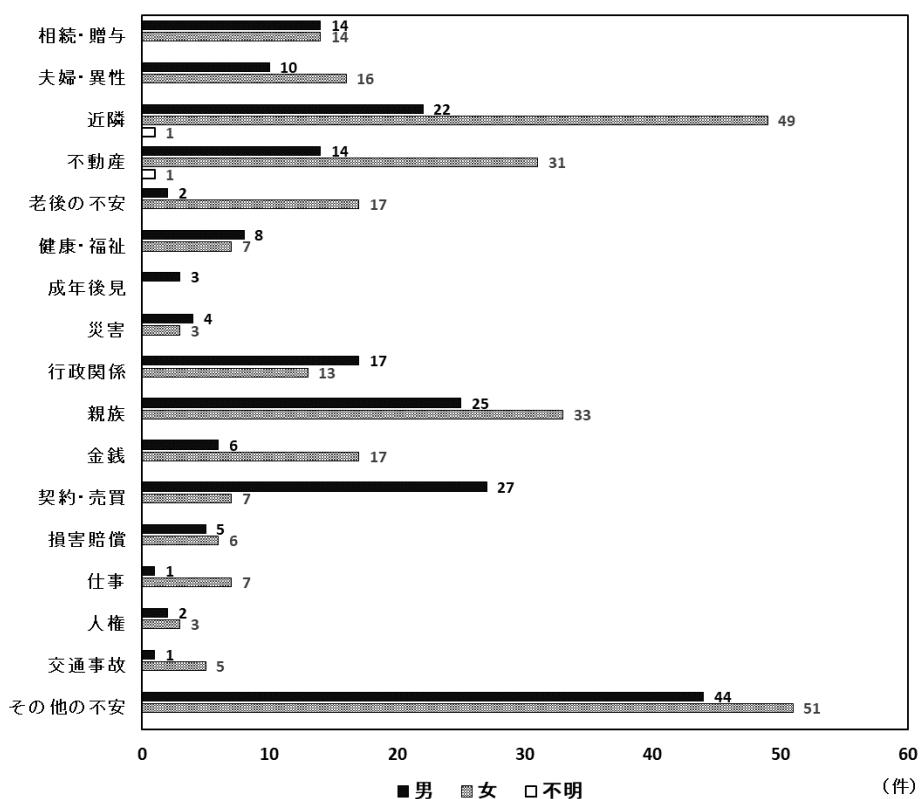
(1) 広聴・相談課一般相談

広聴・相談課への一般相談は、男女別では女性の方が相談件数は多く、全体の 57.4%を占めている。女性からの相談の内訳を見ると、「近隣」、「親族」、「不動産」の上位3項目で女性からの相談全体の4割を占めている。

(件) 図表Ⅲ－5 広聴・相談課一般相談件数の推移(男女別、市)



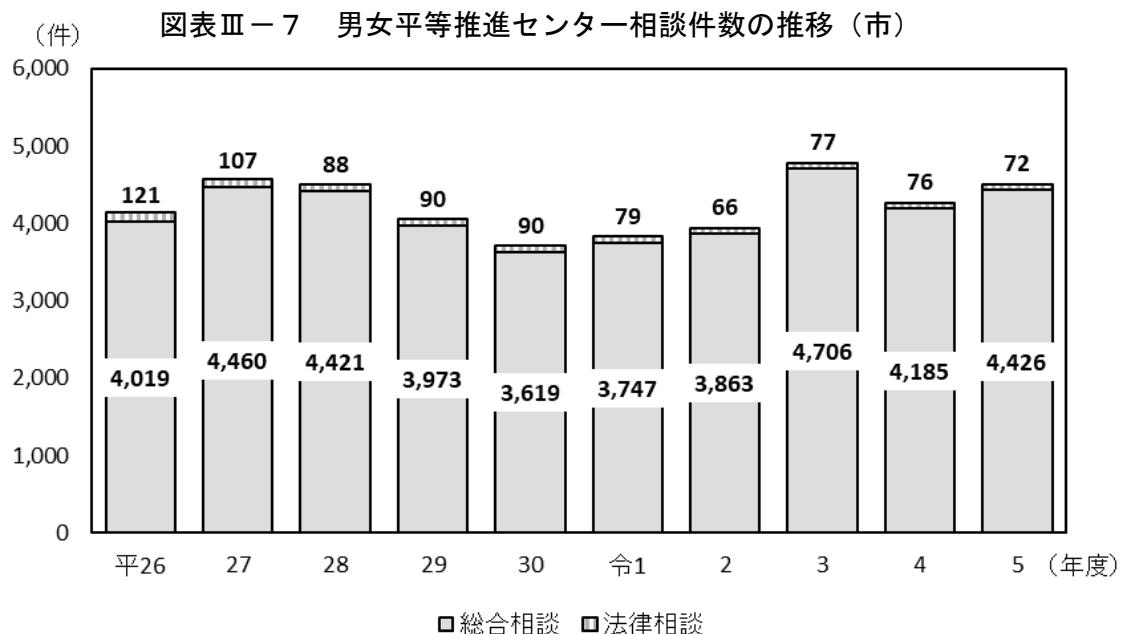
図表Ⅲ－6 広聴・相談課一般相談の内訳(令和5年度、市)



資料出所：市広聴・相談課

（２）男女平等推進センター相談

久留米市男女平等推進センターが実施する女性のための総合相談件数は、令和３年度に大幅に増加し、令和５年度も高い水準にある。



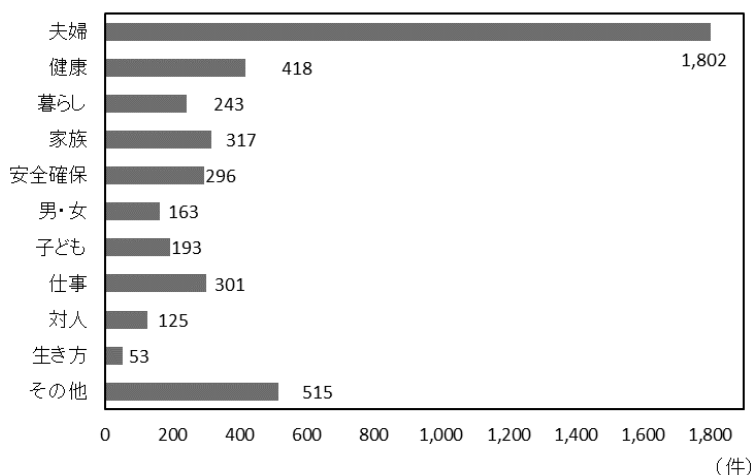
図表Ⅲ－８ 総合相談の内訳（令和５年度）

・ 総合相談と法律相談の内訳

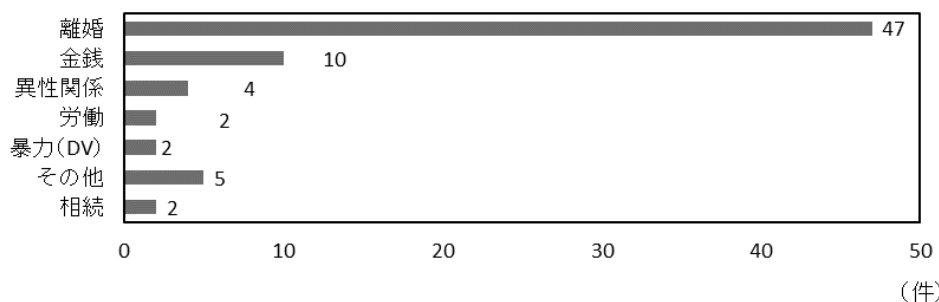
総合相談では、夫婦に関する相談が40.7%を占めている。次いで、健康に関する相談が多い。（図Ⅲ-8）

法律相談では、離婚に関する相談が最も多くなっている。（図Ⅲ-9）

また、総合相談の「夫婦」に関連する相談の中では、配偶者による暴力の相談が最も多い。配偶者による暴力の内容では、精神的暴力が多いが、これは他の暴力とも重なって起きている。（図Ⅲ-10）

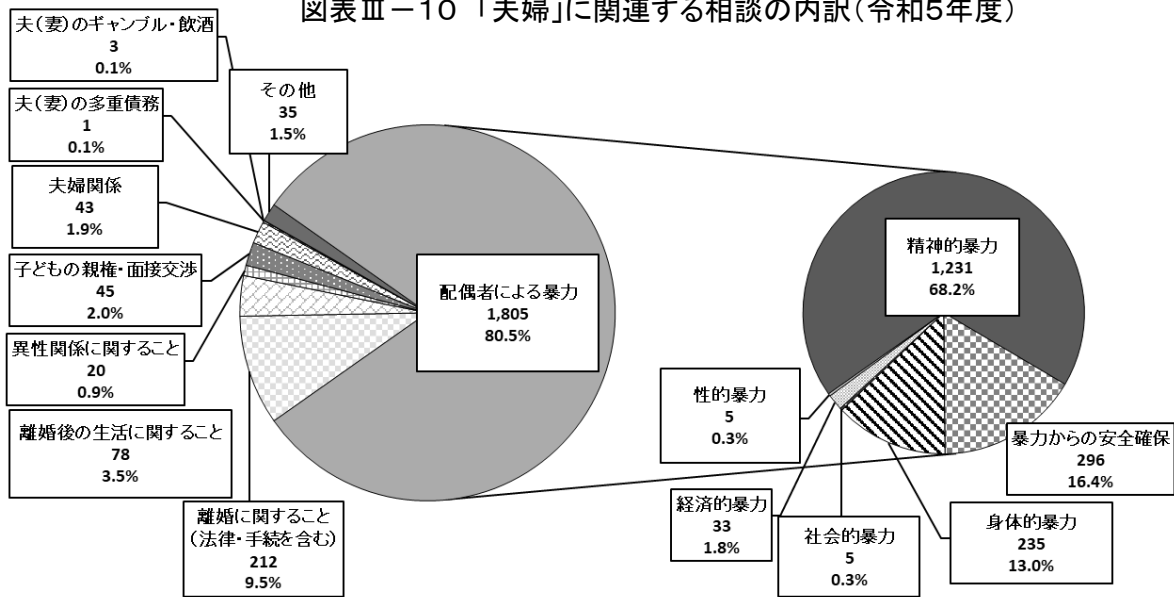


図表Ⅲ－９ 法律相談の内訳（令和５年度）



資料出所：市男女平等推進センター

図表Ⅲ－10 「夫婦」に関連する相談の内訳(令和5年度)



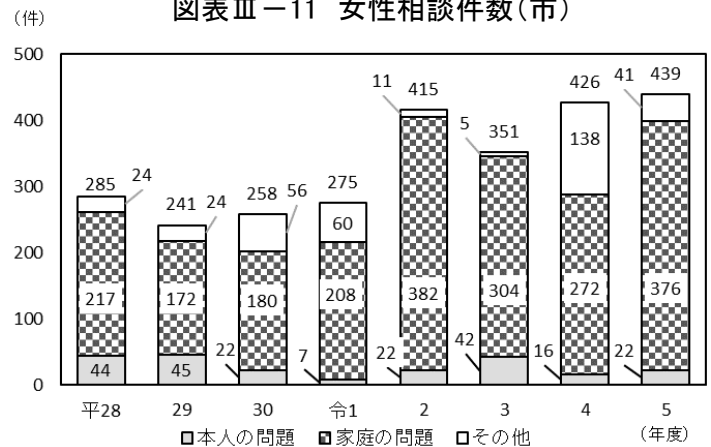
資料出所：市男女平等推進センター

(3) 女性相談

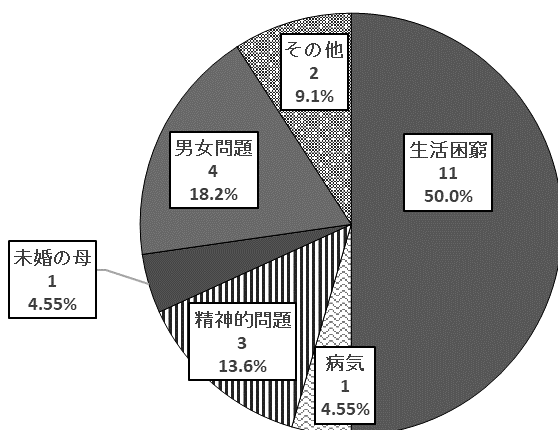
家庭子ども相談課が実施する女性相談は減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により急激に増加した。

最も件数の多い相談区分は「家庭の問題」で376件(85.6%)あり、そのうち「夫の暴力・酒乱」に関する相談が131件(34.9%)となっている。

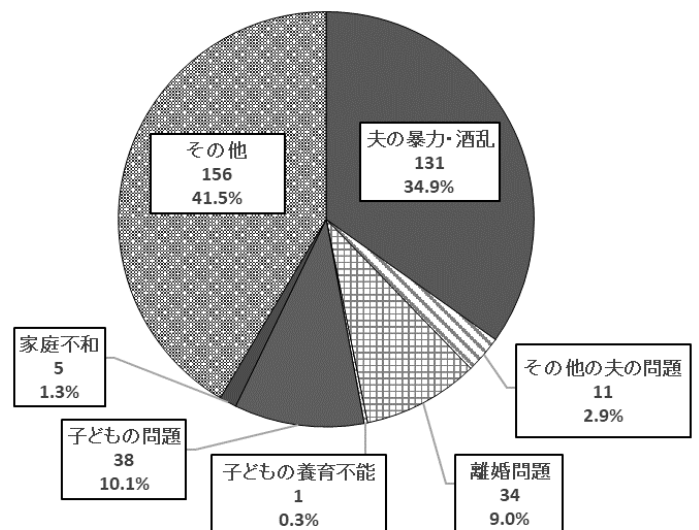
図表Ⅲ－11 女性相談件数(市)



図表Ⅲ－12 「本人の問題」内訳(令和5年度)



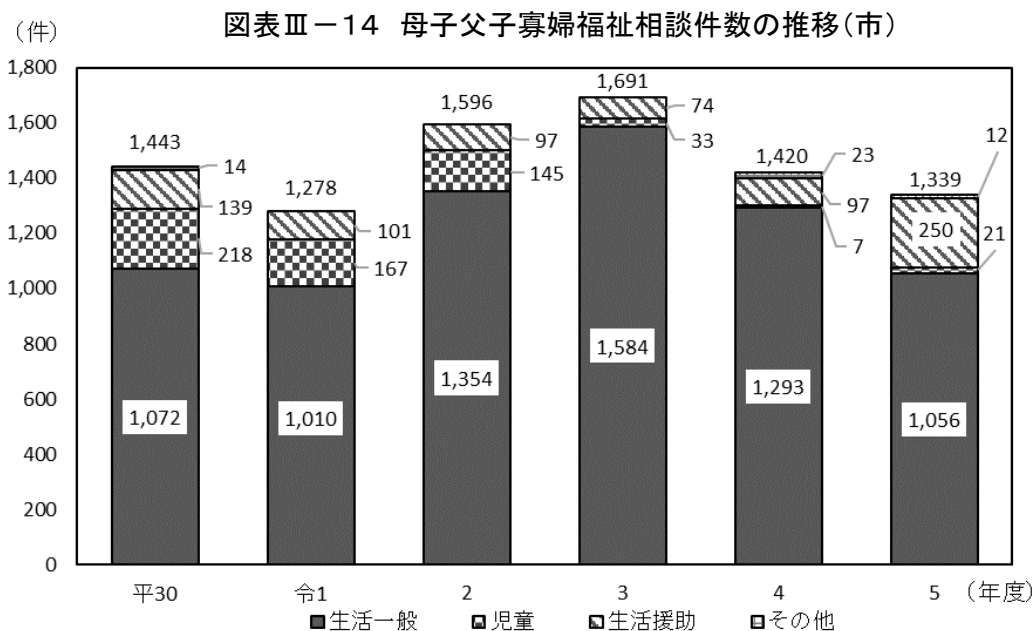
図表Ⅲ－13 「家庭の問題」内訳(令和5年度)



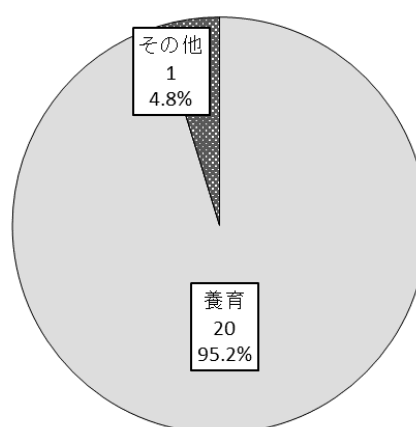
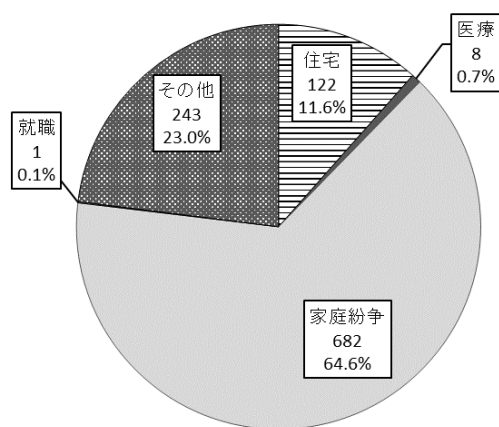
資料出所：市家庭子ども相談課

(4) 母子父子寡婦福祉相談

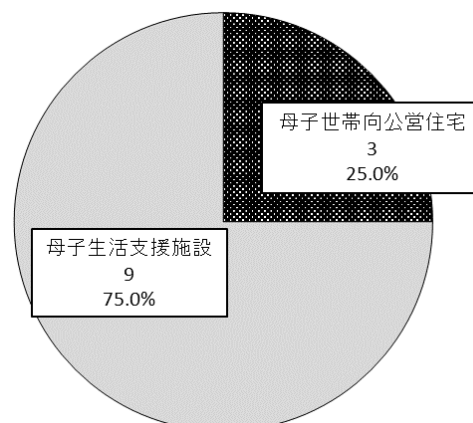
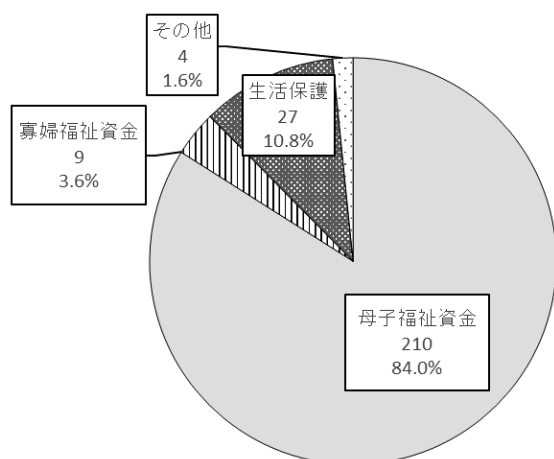
久留米市の母子父子寡婦福祉相談件数の推移において、最も件数の多い相談区分は「生活一般」で1,056件(78.9%)となっている。その中でも「家庭紛争」に関する相談が60%を超える。



図表Ⅲ－15「生活一般」の内訳(令和5年度) 図表Ⅲ－16「児童」の内訳(令和5年度)



図表Ⅲ－17「生活援助」の内訳(令和5年度) 図表Ⅲ－18「その他」の内訳(令和5年度)

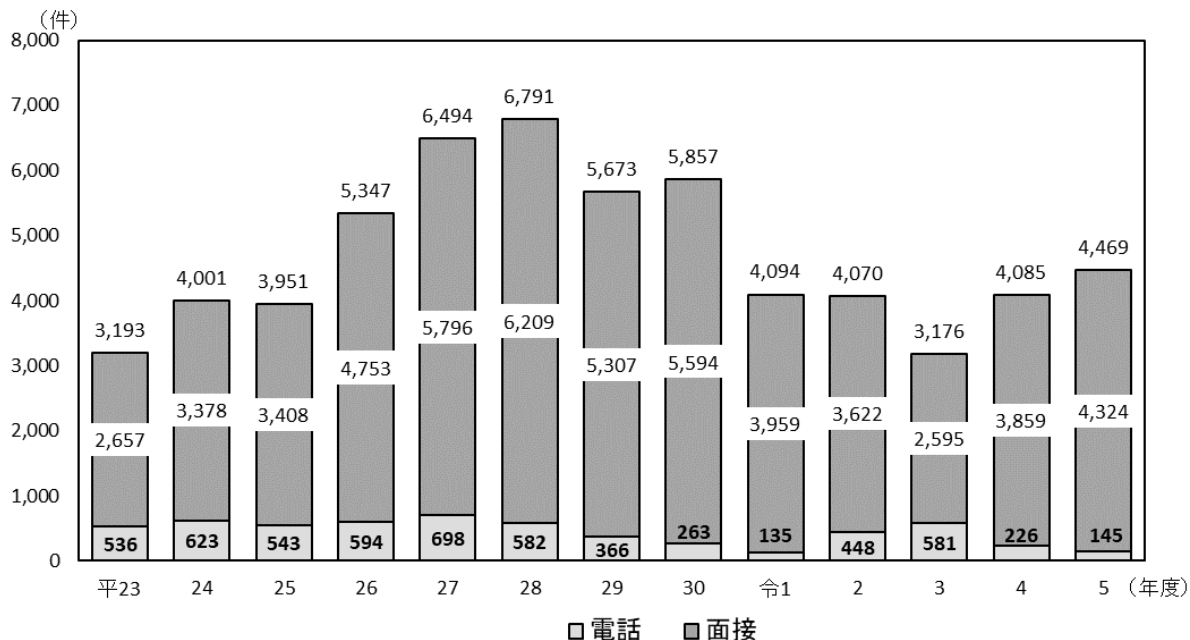


資料出所：市家庭子ども相談課

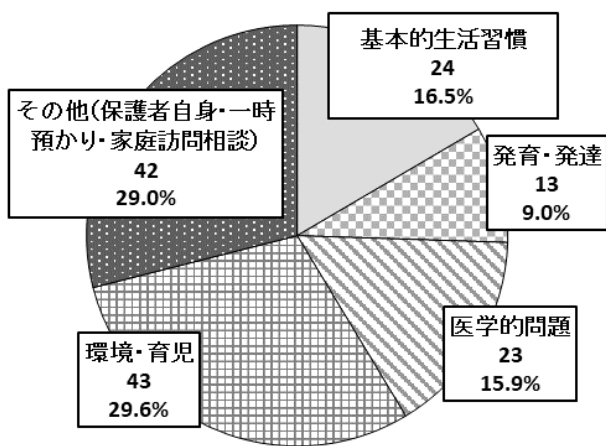
(5) 子育て相談

久留米市の子育て相談の総合件数は、平成 30 年度以降は減少傾向にあったが、令和 3 年度以降増加している。相談方法としては、電話相談よりも面接による相談が多い。また、相談の内訳は、電話相談・面接相談ともに「環境・育児」に関する相談が最も多い。

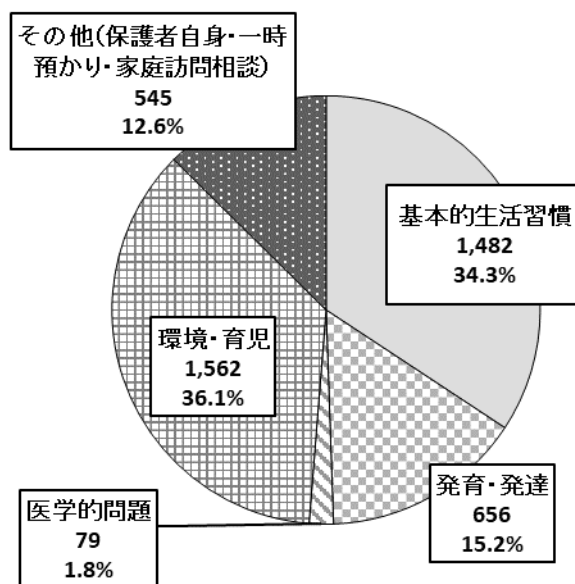
図表Ⅲ－１９ 子育て相談の件数の推移（市）



図表Ⅲ－２０ 電話相談の内訳（令和 5 年度）



図表Ⅲ－２１ 面接相談の内訳（令和 5 年度）



資料出所：市こども子育てサポートセンター

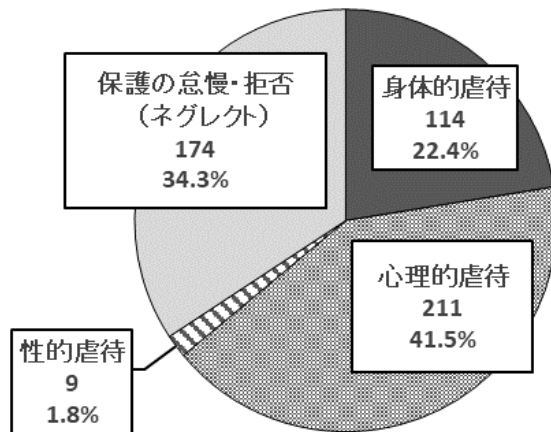
4. 児童相談・児童虐待対応の状況

久留米市の児童相談対応件数は、増加傾向の数値で推移している。虐待の種類別対応件数は、「心理的虐待」が最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」、「身体的虐待」の順となっている。また、主たる虐待者は実母が最も多い。

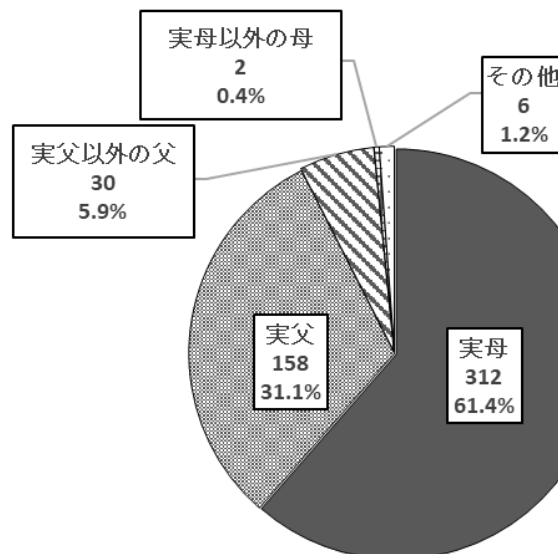
図表Ⅲ－２２ 児童相談・児童虐待対応の推移（市）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童相談対応件数	2,806	3,180	3,423
児童虐待対応件数	396	495	508

図表Ⅲ－２３ 虐待の種類別対応件数（令和５年度）



図表Ⅲ－２４ 虐待者別対応件数（令和５年度）

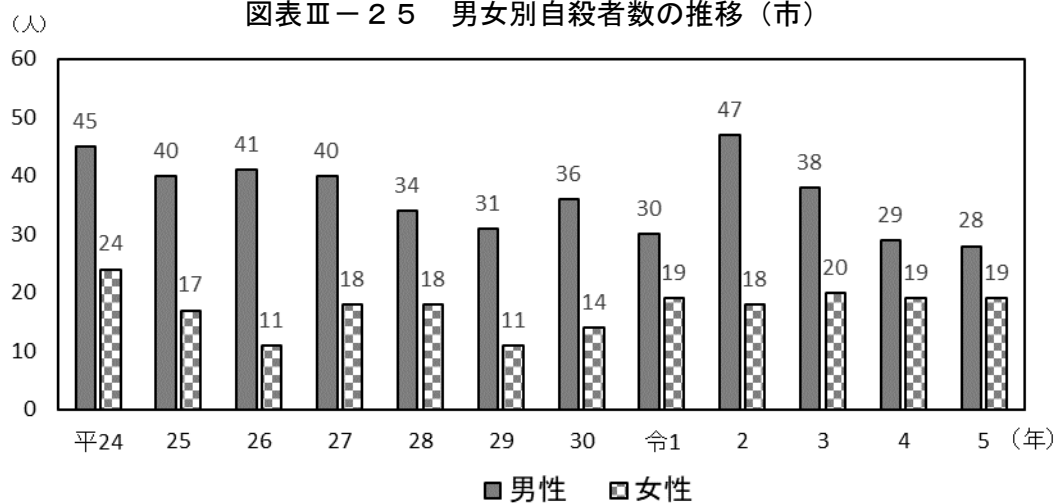


資料出所：市家庭子ども相談課

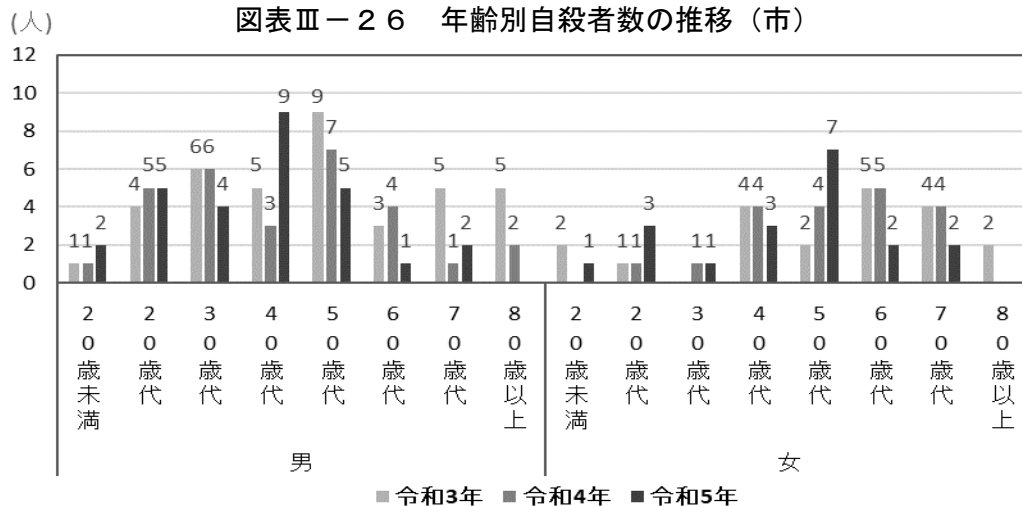
5. 自殺の概要

久留米市の自殺者数は、男女別でみると男性が多くなっている。令和5年の年齢別では40歳代から50歳代が最も多くなっている。原因別では、男女とも健康問題が最も多く、次いで家庭問題となっている。

図表Ⅲ－25 男女別自殺者数の推移（市）

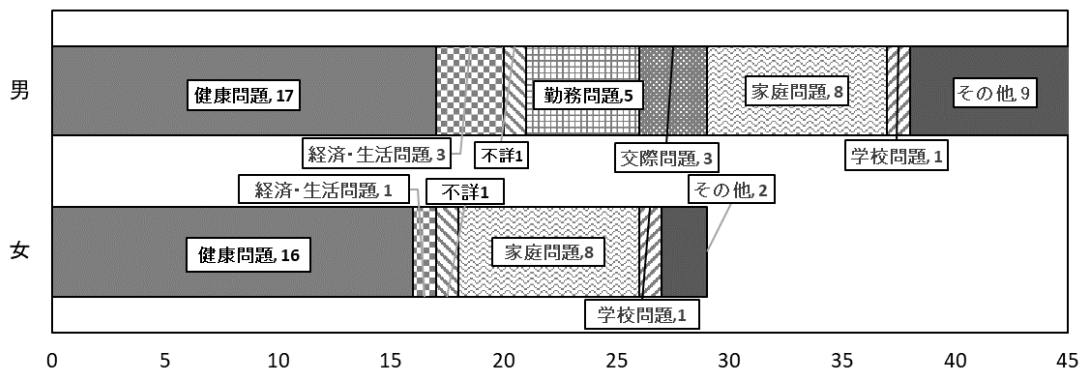


図表Ⅲ－26 年齢別自殺者数の推移（市）



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」
(市保健所保健予防課)

図表Ⅲ－27 男女別原因・動機別自殺者数（令和5年）



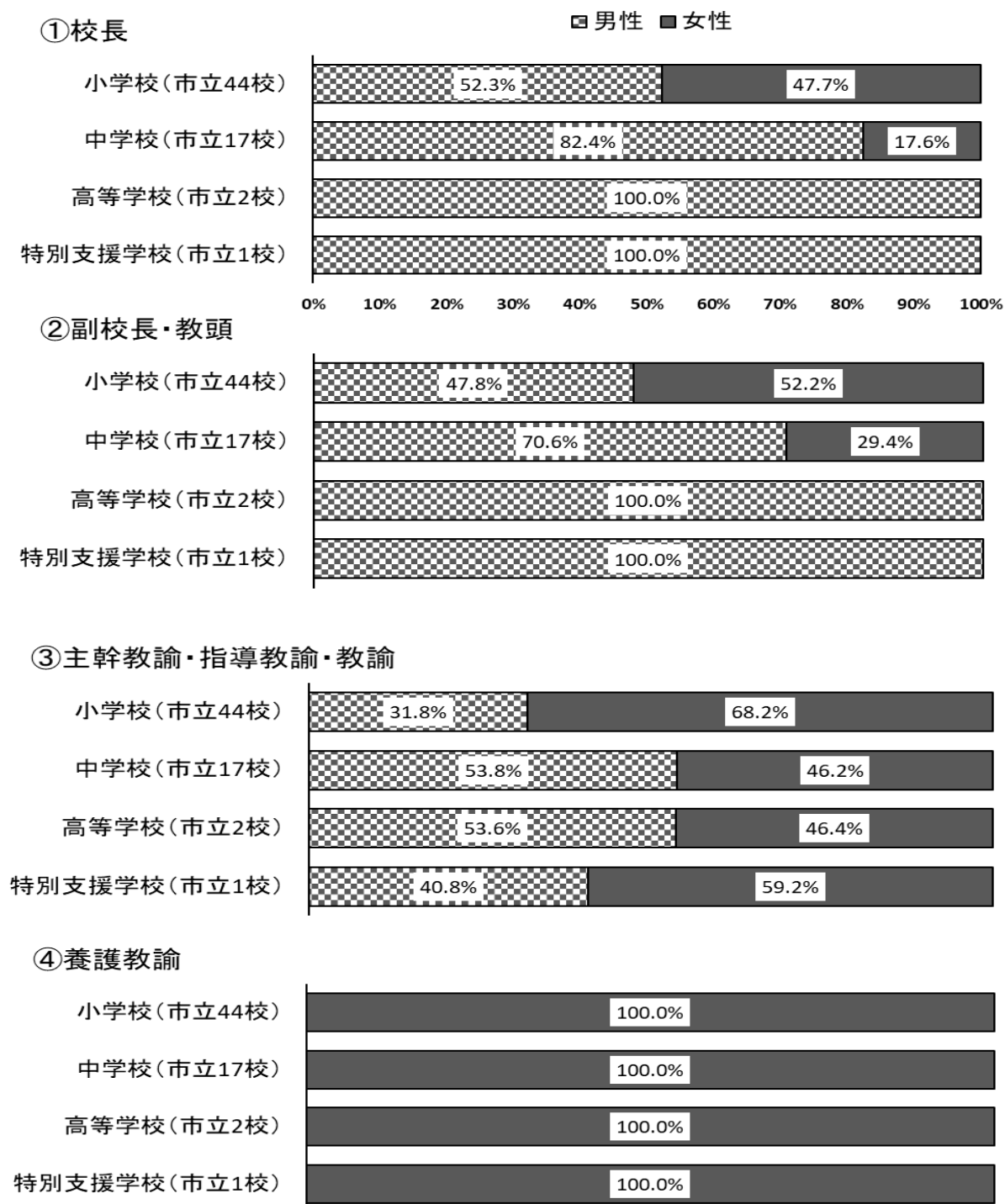
注 原因動機別は複数計上のため自殺者数の合計とは異なる
資料出所：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
(市保健所保健予防課)

IV 教 育

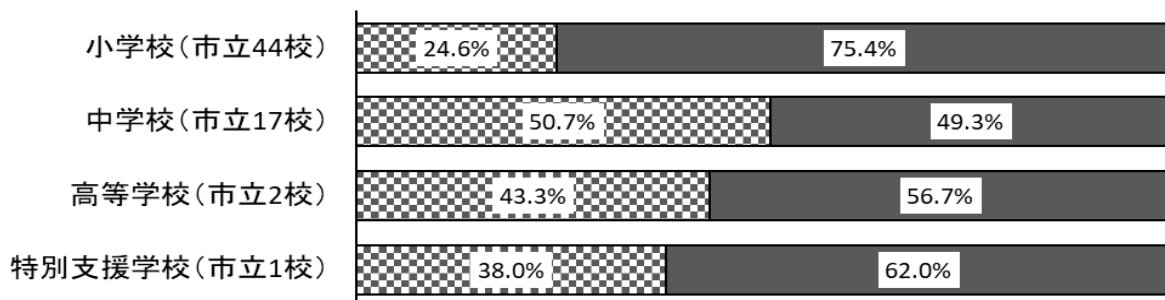
1. 教育機関における役職別男女の割合

久留米市の令和6年4月1日現在における教諭等（主幹教諭・指導教諭・教諭）は、小学校、特別支援学校で女性の割合が約6割程度であるのに対し、中学校、高等学校は約4割程度となっている。中学校副校長・教頭は29.4%であるが、校長の女性の割合は17.6%と役職が上がるほど低くなっている。

図表Ⅳ－1 学校における役職別男女の割合（市）



⑤講師等（助教諭含む）



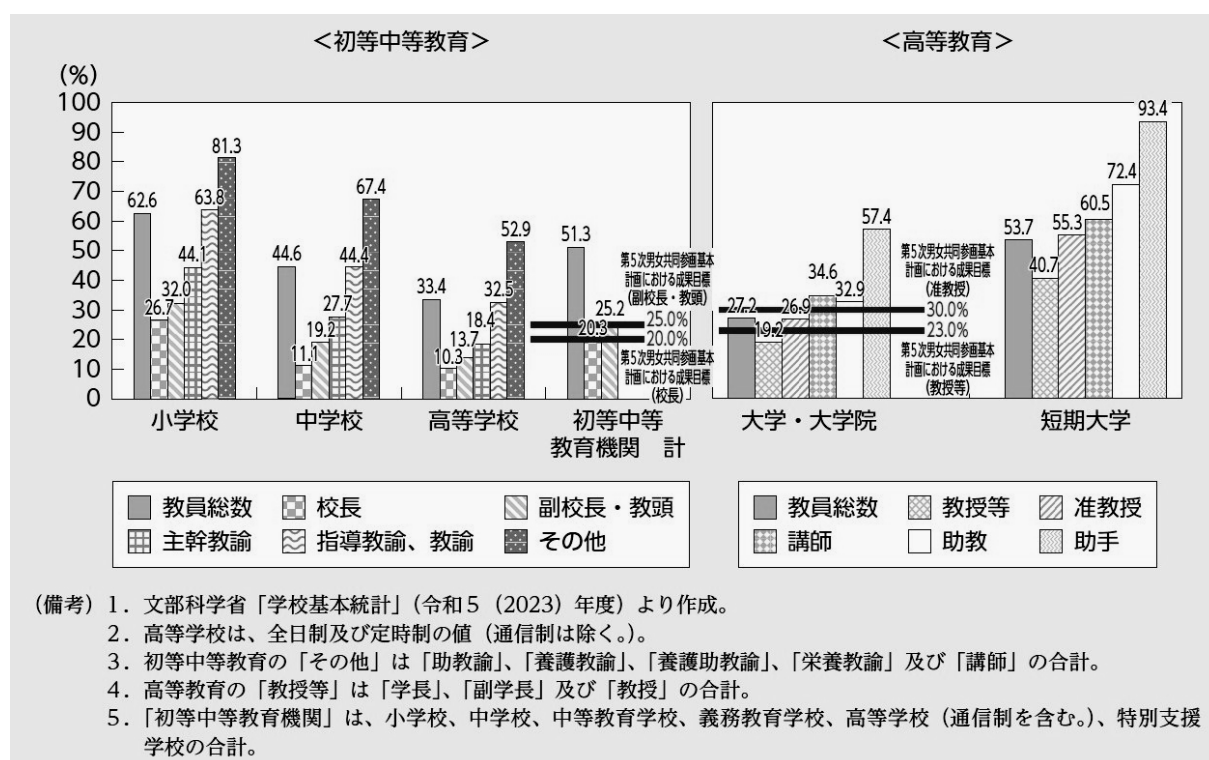
(数値は令和6年4月1日現在)

資料出所：市教職員課

2. 教育段階別本務教員総数に占める女性の割合

内閣府資料における令和5年度の教員に占める女性の割合は、教育段階が上がるほど、また役職が上がるほど低くなっている。特に、中学校及び高等学校の校長に占める女性の割合は1割程度となっている。また、大学・大学院の教授等に占める女性割合は2割未満となっている。

図表Ⅳ—2 教育段階別本務教員総数に占める女性の割合（国）



資料出所：内閣府「令和6年版男女共同参画白書」

V 社会参画

1. 委員会・審議会等における女性登用状況

久留米市の審議会・委員会等の女性登用率は令和6年4月1日現在45.8%となっており、国の審議会等における女性登用率42.1%（令和5年9月30日時点）を上回っている。また、久留米市の法律・条例に基づく審議会・委員会等の女性登用率は、令和6年4月1日現在45.6%で全国的にも高い数値となっている。（令和5年4月1日時点 全国の市区別7位：全国平均30.1%）

図表V－1 地方自治法（180条の5）に基づく委員会等の女性登用状況（市）

（令和6年4月1日現在）

名 称	定数	現 委 員 数			女性の比率 （%）
		女	男	計	
教育委員会	5	3	2	5	60.0
選挙管理委員会	4	1	3	4	25.0
公平委員会	3	1	2	3	33.3
監査委員	4	0	4	4	0.0
農業委員	24	5	19	24	20.8
固定資産評価審査委員会	12	4	5	9	44.4

資料出所：市男女平等政策課

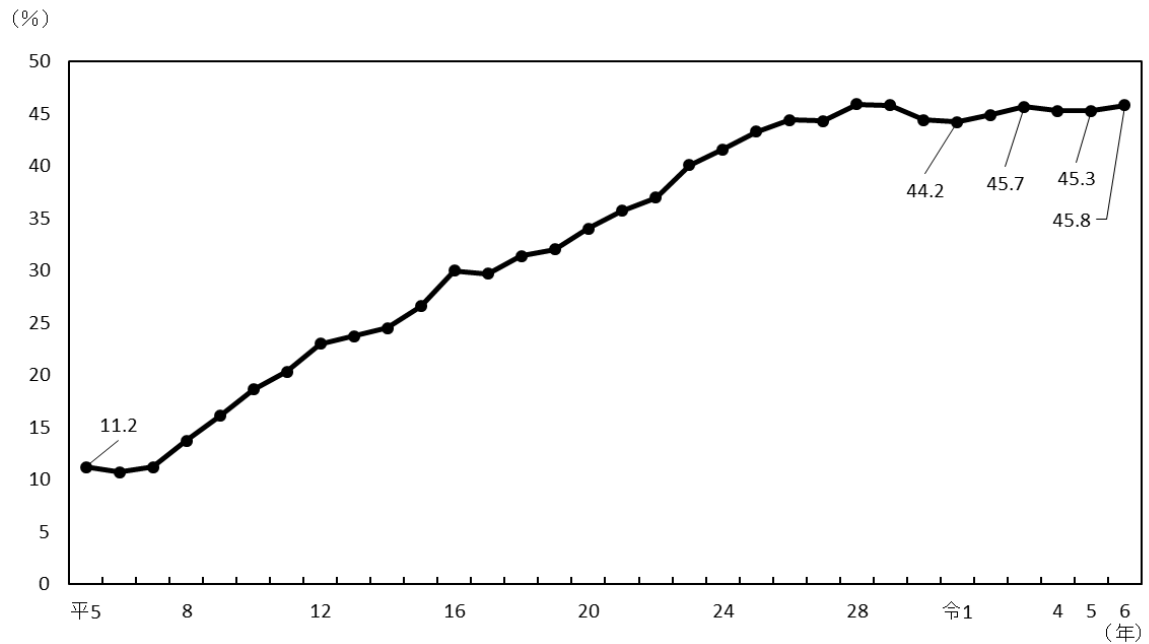
図表V－2 その他の審議会・委員会等の女性登用状況（市）

（令和6年4月1日現在）

内 訳	審議会等数	委員数（人）			登用率 （%）
		総数	女性	男性	
A：法律・条例に基づくもの	71	1,021	466	555	45.6%
B：要綱等に基づくもの	29	458	212	246	46.3%
合計（A＋B）	100	1,479	678	801	45.8%

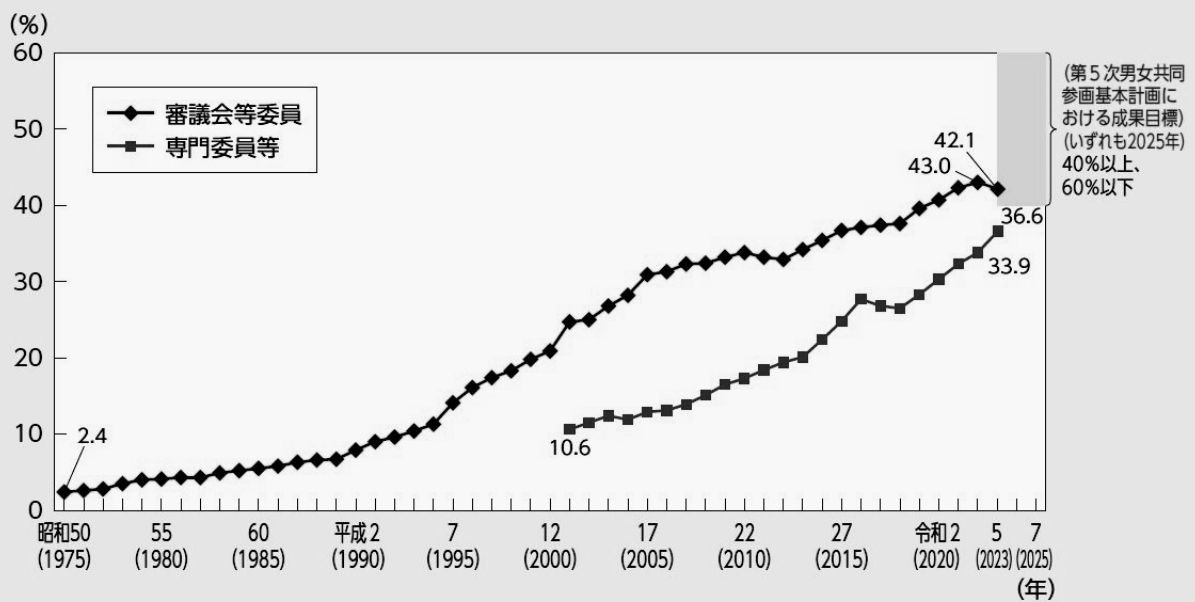
資料出所：市男女平等政策課

図表 V－3 審議会等における女性委員割合の推移（市）



資料出所：市男女平等政策課

図表 V－4 審議会等における女性委員割合の推移（国）



- (備考) 1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。
 2. 昭和63（1988）年から平成6（1994）年は、各年3月31日時点、平成7（1995）年以降は、各年9月30日時点のデータとして各府省庁から提出のあったものを基に作成したものである。昭和62（1987）年以前は、年により異なる。
 3. 調査対象の審議会等には、調査時点で、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命過程にあるもの及び地方支分部局に置かれているものは含まれない。

資料出所：内閣府「令和6年版男女共同参画白書」

審議会・委員会等への女性登用率一覧(市)

A.法律・条例に基づくもの

令和6年4月1日現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市政治倫理審査会	9	5	4	55.6%
2	久留米市情報公開・個人情報保護審査会	7	4	3	57.1%
3	久留米市情報公開・個人情報保護審議会	9	4	5	44.4%
4	久留米市行政不服審査会	6	4	2	66.7%
5	久留米市表彰審査委員会	10	5	5	50.0%
6	久留米市職員表彰懲戒諮問委員会	7	3	4	42.9%
7	久留米市非常勤職員等公務災害補償等認定委員会	7	4	3	57.1%
8	久留米市非常勤職員等公務災害補償等審査会	3	1	2	33.3%
9	久留米市職員公務災害補償等附加給付金審査会	8	4	4	50.0%
10	久留米市総合評価技術委員会	5	2	3	40.0%
11	久留米市防災会議	39	11	28	28.2%
12	久留米市水防協議会	18	5	13	27.8%
13	久留米市国民保護協議会	39	11	28	28.2%
14	久留米市消防団員懲戒諮問委員会	7	3	4	42.9%
15	久留米市人権啓発センター運営委員会	17	9	8	52.9%
16	久留米市隣保館運営審議会	15	6	9	40.0%
17	久留米市男女平等政策審議会	14	8	6	57.1%
18	久留米市男女平等推進委員	3	2	1	66.7%
19	久留米市男女平等推進センター運営委員会	13	6	7	46.2%
20	久留米市文化芸術振興審議会	10	4	6	40.0%
21	久留米市芸術奨励賞選考委員会	15	8	7	53.3%
22	久留米市美術品収集委員会	5	2	3	40.0%
23	久留米市社会教育委員	10	4	6	40.0%
24	久留米市生涯学習センター運営委員会	16	9	7	56.3%
25	久留米市野中生涯学習センター運営委員会	9	5	4	55.6%
26	久留米市文化財収蔵資料審議会	8	4	4	50.0%
27	久留米市文化財専門委員会	12	6	6	50.0%
28	久留米市文化財保存活用地域計画協議会	12	3	9	25.0%
29	久留米市スポーツ推進審議会	17	7	10	41.2%
30	久留米市立図書館協議会	16	9	7	56.3%
31	久留米市民生委員児童委員推薦会	14	8	6	57.1%
32	久留米市社会福祉審議会	36	22	14	61.1%
33	久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	5	9	35.7%
34	久留米市障害支援区分認定審査会	34	17	17	50.0%
35	久留米市障害者差別調整委員会	6	3	3	50.0%
36	久留米市老人ホーム入所判定委員会	7	4	3	57.1%
37	久留米市地域包括支援センターの運営に関する協議会	16	6	10	37.5%
38	久留米市介護認定審査会	72	31	41	43.1%
39	久留米市保健所運営協議会	20	9	11	45.0%
40	久留米市感染症診査協議会	9	5	4	55.6%
41	久留米市予防接種健康被害調査委員会	11	4	7	36.4%
42	久留米市小児慢性特定疾病審査会	5	3	2	60.0%
43	久留米市子ども・子育て会議	15	7	8	46.7%
44	久留米市養護児審査会	22	12	10	54.5%
45	久留米市環境審議会	15	6	9	40.0%
46	久留米市ごみ処理施設等監視委員会	15	7	8	46.7%
47	久留米市卸売市場運営協議会	20	8	12	40.0%
48	久留米市中小商工業融資委員会	15	5	10	33.3%
49	久留米市企業立地促進委員会	14	6	8	42.9%
50	久留米市立草野歴史資料館協議会	9	5	4	55.6%
51	久留米市伝統的町並み保存審議会	9	4	5	44.4%
52	久留米市都市計画審議会	20	10	10	50.0%
53	久留米市景観審議会	10	5	5	50.0%
54	久留米市開発審査会	7	3	4	42.9%
55	久留米市地域公共交通会議	32	9	23	28.1%

A.法律・条例に基づくもの

令和6年4月1日現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
56	久留米市建築審査会	7	3	4	42.9%
57	久留米市中高層建築物等建築紛争調停委員会	6	2	4	33.3%
58	中央公園パークマネジメント協議会	10	3	7	30.0%
59	久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会	16	8	8	50.0%
60	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	10	5	5	50.0%
61	久留米市北野生涯学習センター運営委員会	14	8	6	57.1%
62	久留米市城島ふれあいセンター運営委員会	13	8	5	61.5%
63	久留米市城島生涯学習センター運営委員会	12	6	6	50.0%
64	久留米市三潞生涯学習センター運営委員会	15	9	6	60.0%
65	久留米市上下水道事業運営審議会	9	4	5	44.4%
66	久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会	7	4	3	57.1%
67	久留米市教育支援委員会	35	19	16	54.3%
68	久留米市立小中学校通学区域審議会	15	7	8	46.7%
69	久留米市教育集会所運営審議会	12	5	7	41.7%
70	久留米市教科用図書選定委員会	18	9	9	50.0%
71	久留米市立学校結核対策委員会	9	4	5	44.4%
	計	1,021	466	555	45.6%

B.規則・要綱に基づくもの

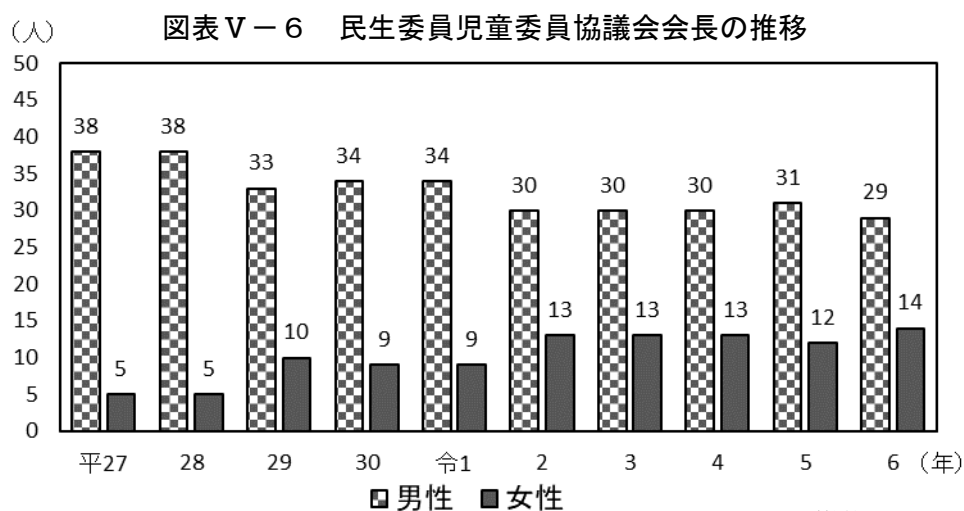
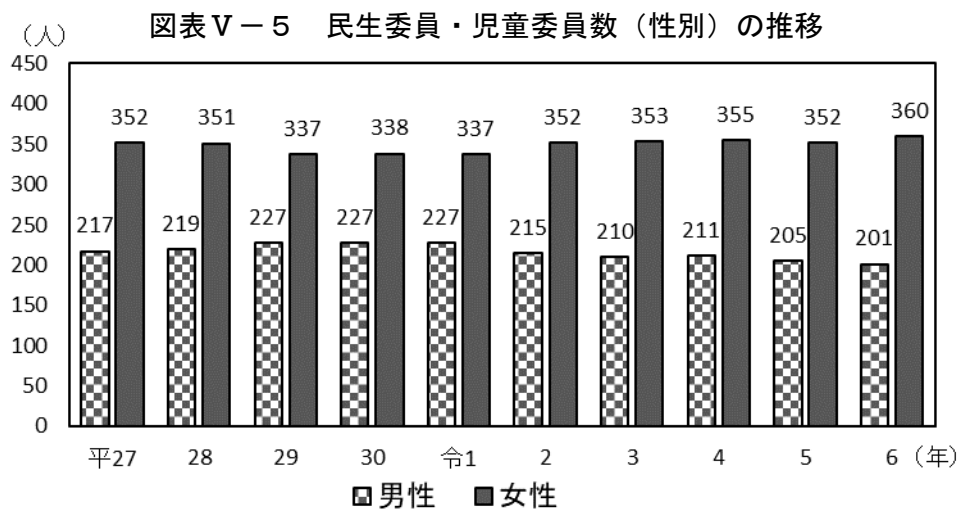
令和6年4月1日現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市地方創生総合戦略推進会議	15	7	8	46.7%
2	久留米市入札監視委員会	4	2	2	50.0%
3	久留米市セーフコミュニティ推進協議会	56	21	35	37.5%
4	久留米市市民活動・絆づくり推進事業費補助金提案事業評価会議	7	3	4	42.9%
5	耳納市民センター多目的棟管理運営委員会	12	6	6	50.0%
6	筑邦市民センター多目的棟管理運営委員会	12	6	6	50.0%
7	くるめ支え合うプラン推進協議会	25	14	11	56.0%
8	久留米市救急医療協議会	13	5	8	38.5%
9	久留米市障害者地域生活支援協議会	20	8	12	40.0%
10	久留米市障害者差別解消支援地域協議会	29	12	17	41.4%
11	久留米市障害者問題啓発事業選考委員会	6	4	2	66.7%
12	久留米市成年後見推進協議会	6	3	3	50.0%
13	久留米市成年後見制度受任調整会議	8	3	5	37.5%
14	久留米市認知症支援ネットワーク会議(久留米市オレンジ会議)	18	11	7	61.1%
15	久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会	24	10	14	41.7%
16	久留米市福祉有償運送運営協議会	12	6	6	50.0%
17	久留米市地域密着型サービス運営委員会	7	4	3	57.1%
18	久留米市自殺対策計画推進委員会	17	8	9	47.1%
19	「健康くるめ21」計画推進協議会	19	11	8	57.9%
20	久留米市要保護児童対策地域協議会	31	13	18	41.9%
21	久留米市青少年非行を生まない社会づくり推進対策本部	26	13	13	50.0%
22	久留米市地球温暖化対策協議会	22	9	13	40.9%
23	久留米農地復旧ボランティアセンター運営協議会	10	4	6	40.0%
24	久留米市食育推進会議	23	11	12	47.8%
25	久留米市特定空家等対策審議会	5	2	3	40.0%
26	久留米市空き家活用推進協議会	7	3	4	42.9%
27	水緑花くるめ推進協議会	9	5	4	55.6%
28	久留米市立高等学校教育検討委員会	6	2	4	33.3%
29	久留米市学校給食運営審議会	9	6	3	66.7%
	計	458	212	246	46.3%

資料出所:市男女平等政策課

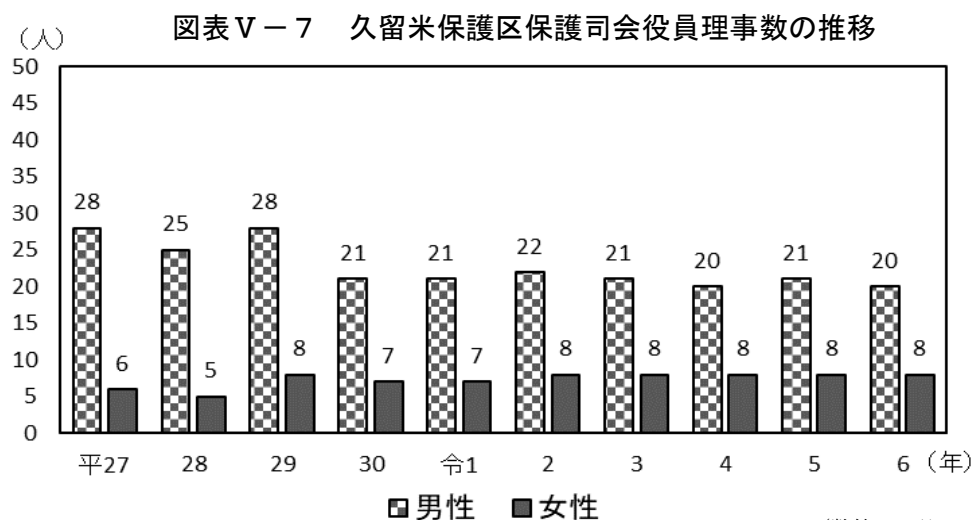
2. 民生委員・児童委員及び保護司における女性の割合（市）

民生委員・児童委員は女性の割合が高いが、会長は男性の割合が高い。



（数値は4月1日時点）

資料出所：久留米市民生委員児童委員協議会



（数値は4月1日時点）

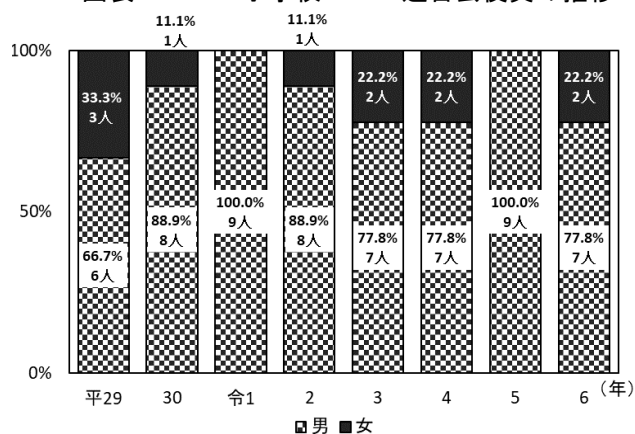
資料出所：久留米保護区保護司会

3. 団体等における女性役職者等の割合（市）

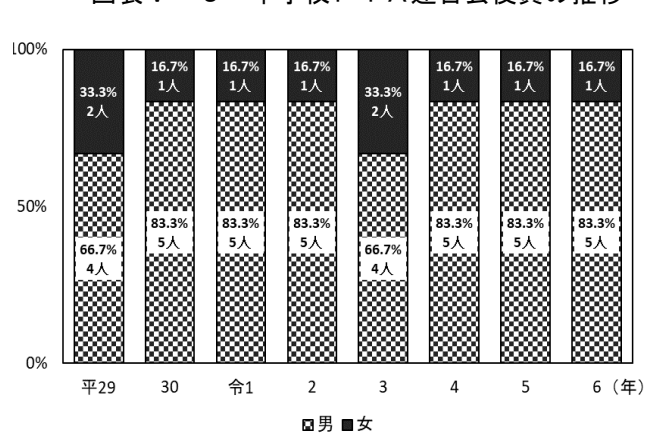
（１）PTA

小・中学校PTA連合会役員及び各PTA会長は、男性の割合が高い。

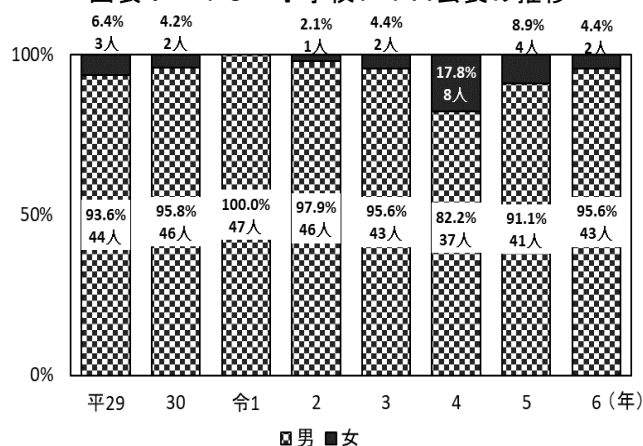
図表V－8 小学校PTA連合会役員の推移



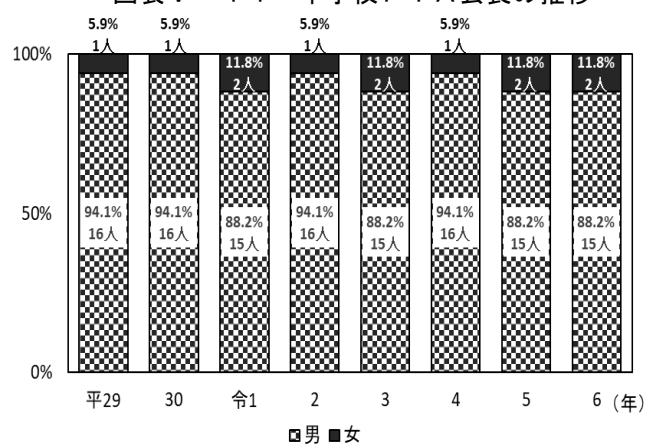
図表V－9 中学校PTA連合会役員の推移



図表V－10 小学校PTA会長の推移



図表V－11 中学校PTA会長の推移



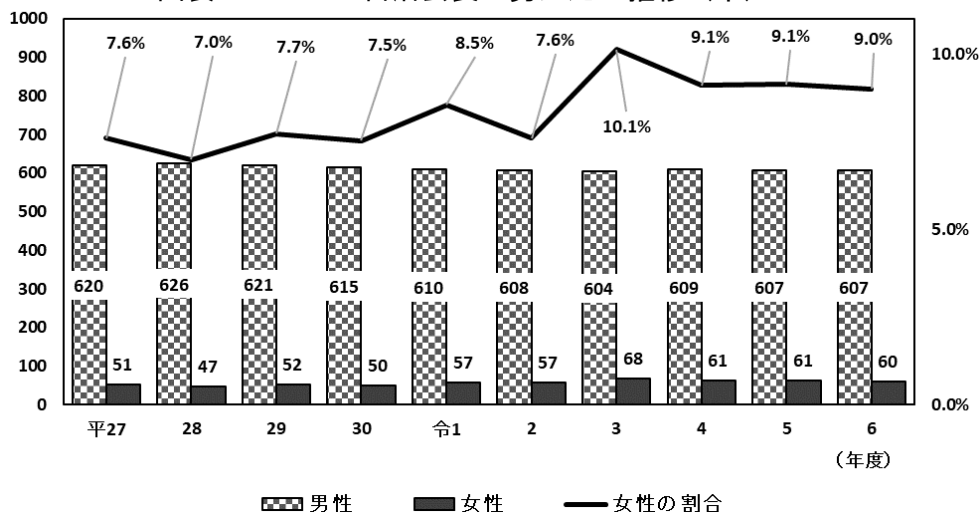
（数値は4月1日時点）

資料出所：久留米市小・中学校PTA連合協議会

（２）自治会長

自治会長は男性の割合が高く、女性の割合は全体の1割程度で推移している。

図表V－12 自治会長の男女比の推移（市）



資料出所：市地域コミュニティ課

4. 議会における女性議員の割合

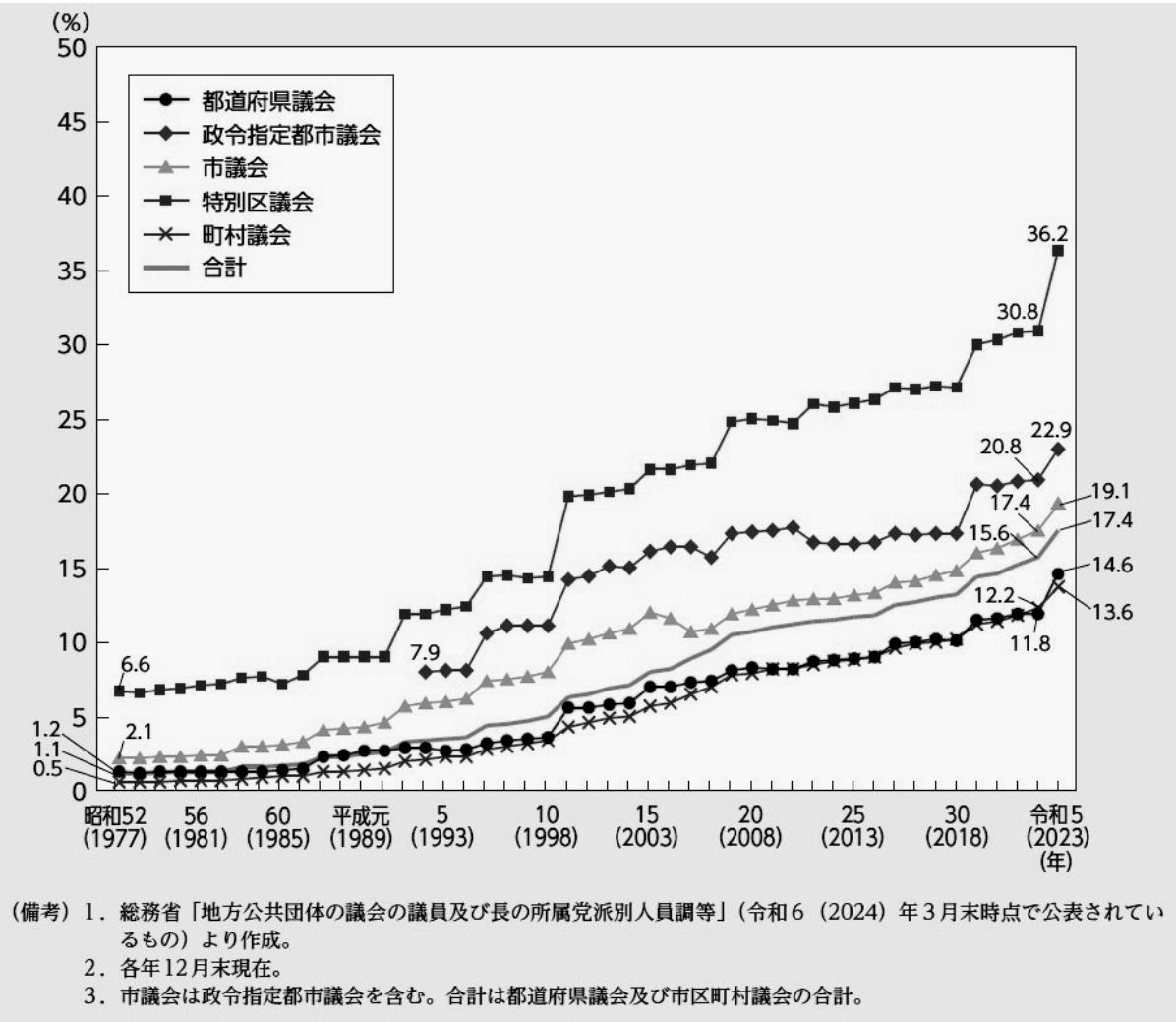
久留米市議会の女性議員の割合は16.7%（任期開始時）で、これは福岡県議会議員の女性割合である14.9%を上回っているものの全国の市議会の女性議員の割合17.4%より低い。

図表Ⅴ－１３ 市議会議員の女性の割合

任期 (任期開始時の数値)			女性の割合(%)
	女	男	
H23.5.2～H27.5.1	5	33	13.2%
H27.5.2～R1.5.1	6	32	15.8%
R1.5.2～R5.5.1	6	30	16.7%
R5.5.2～R9.5.1	6	30	16.7%
福岡県議会(当選時の数値)	13	74	14.9%

資料出所：市議会事務局、福岡県「令和5年度男女共同参画白書」

図表Ⅴ－１４ 地方議会における女性議員割合の推移（国）



資料出所：内閣府「令和6年版男女共同参画白書」

5. GGI、GIIにおける日本の順位

① GGI 令和5(2023)年
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
9	リトアニア	0.800
10	ベルギー	0.796
11	アイルランド	0.795
13	ラトビア	0.794
14	コスタリカ	0.793
15	英国	0.792
18	スペイン	0.791
21	スイス	0.783
22	エストニア	0.782
23	デンマーク	0.780
26	オーストラリア	0.778
27	チリ	0.777
28	オランダ	0.777
29	スロベニア	0.773
30	カナダ	0.770
32	ポルトガル	0.765
33	メキシコ	0.765
40	フランス	0.756
42	コロンビア	0.751
43	米国	0.748
44	ルクセンブルク	0.747
47	オーストリア	0.740
60	ポーランド	0.722
63	スロバキア	0.720
79	イタリア	0.705
83	イスラエル	0.701
93	ギリシャ	0.693
99	ハンガリー	0.689
101	チェコ	0.685
105	韓国	0.680
125	日本	0.647
129	トルコ	0.638

② GII 令和5(2023)年
(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GI値
1	デンマーク	0.009
2	ノルウェー	0.012
3	スイス	0.018
4	スウェーデン	0.023
5	オランダ	0.025
6	フィンランド	0.032
9	アイスランド	0.039
10	ルクセンブルク	0.043
11	ベルギー	0.044
12	オーストリア	0.048
13	スロベニア	0.049
14	イタリア	0.057
15	スペイン	0.059
16	韓国	0.062
17	オーストラリア	0.063
18	カナダ	0.069
19	ドイツ	0.071
20	アイルランド	0.072
21	ポルトガル	0.076
22	日本	0.078
23	ニュージーランド	0.082
24	フランス	0.084
26	イスラエル	0.092
27	エストニア	0.093
28	英国	0.094
30	リトアニア	0.098
31	ポーランド	0.105
32	チェコ	0.113
37	ギリシャ	0.120
39	ラトビア	0.142
44	米国	0.180
46	スロバキア	0.184
49	チリ	0.190
56	ハンガリー	0.230
58	コスタリカ	0.232
63	トルコ	0.259
84	メキシコ	0.352
95	コロンビア	0.392

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

以下の4分野からなり、男性に対する女性の割合を示す。

【経済分野】

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

【教育分野】

- ・識字率の男女比
- ・初等、中等、高等教育の就学率の男女比

【健康分野】

- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

【政治分野】

- ・国会議員(下院)の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政の長の在任年数の男女比

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)】

- ・妊産婦死亡率
- ・思春期出生率(15~19歳の女性1,000人当たりの出生数)

【エンパワーメント】

- ・国会議員女性割合
- ・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)

【労働市場】

- ・労働参加率(男女別)

- (備考) 1. GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2023」、GIIは国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2023/24」より作成。
2. 測定可能な数は、GGIは146か国、GIIは193の国と地域。そのうち、上位5位及びOECD加盟国(38か国)を抽出。

資料出所：内閣府「令和6年版男女共同参画白書」

VI 苦情処理機関

1. 久留米市男女平等推進委員の苦情・救済処理件数

所管部局	件数 (H15～R5)	構成比 (※)	内容(年度)
総合政策部	2	5%	・広報くめに掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
総務部	3	7%	・女性のみを対象とする研修(H18) ・嘱託職員の介護休暇(H21) ・積極的是正措置の必要性(H20)
協働推進部	9	21%	・女性職員の配置(H15) ・女性だけに課せられる出不足金(H21,23,26) ・市補助団体発行紙の表現(H15,25(2件)) ・広報くめに掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
市民文化部	1	2%	・公民館主催の球技大会の参加資格(H18)
健康福祉部	0	0%	
子ども未来部	9	21%	・休日・夜間のDV被害者受け入れ(H15) ・研修内容(H19)3件 ・電話相談事業名称変更(H16)2件 ・市施設職員によるハラスメント(H20)3件
環境部	1	2%	・行政刊行物の表現(H18)
農政部	1	2%	・団体における定年年齢の男女差(H22)
商工観光労働部	0	0%	
都市建設部	2	5%	・単身DV被害者の市営住宅入居(H15) ・地域防火・防災組織(H18)※当時は消防本部
田主丸総合支所	0	0%	
北野総合支所	2	5%	・市補助団体発行紙の表現(H25)2件
城島総合支所	0	0%	
三潕総合支所	0	0%	
上下水道部	0	0%	
教育部	6	14%	・高校の名簿(H15) ・高校の制服(H15) ・小学校図書館のパソコンシステム(H19) ・小学校通信の表現(H19) ・駅伝大会の出場者名簿(H19) ・中学校の制服(R2)
選挙管理委員会事務局	0	0%	
農業委員会事務局	0	0%	
民間	7	16%	・退職金の支払(H15) ・セクシュアル・ハラスメント(H18, H23, R4) ・職場における不利益取扱い(H16) ・性別に基づく役割分担(H30, R5)
合計	43	100%	

※男女平等推進委員とは
「久留米市男女平等を進める条例第17条」に規定された男女平等に関する苦情や権利侵害などの
救済の申出に対応するため、市長が委嘱した専門的な機関。

資料出所:市男女平等政策課

第3部 相談窓口一覧

名称	内容	相談受付日時	連絡先
久留米市 男女平等推進センター	【総合相談、性暴力相談】 女性が抱える様々な悩みや生き方、配偶者等からの暴力や強制性交、強制わいせつ、セクシュアル・ハラスメントなどの性暴力、夫婦問題など 女性相談員が対応	【月～水、金、土】 10:00～18:00 【木】 17:00～20:00 【日】 10:00～17:00 （祝日、月末日、年末年始を除く）	久留米市 男女平等推進センター 久留米市諏訪野町1830-6 （えーるピア久留米内）
	【法律相談】 離婚などをめぐる法律上の問題に女性弁護士が対応	【第2・4木】 14:00～15:30 【第3木曜日】 17:30～19:00 （祝日、年末年始を除く） * 面接相談は要予約	電話 0942-30-7802 FAX 0942-30-7811
	【男性のための電話相談】 夫婦・親子、職場の人間関係や生き方、性に関する悩みなど 男性臨床心理士が対応	【毎月第2、第4月曜日】 16:30～17:30	直通ダイヤル 080-6787-6172
久留米市 家庭子ども相談課	児童虐待相談・通告や子どもの養育に関すること、女性の悩みや暴力に関する相談	【月～金】 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）	久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課 久留米市城南町15-3 電話 30-9208（児童相談） 30-9063（女性相談） FAX 0942-30-9718
DV相談プラス	配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）について、専門の相談員が対応。 (1) 電話相談 (2) チャット相談（10か国語対応） (3) 男性の相談にも対応（毎週日曜15:00～21:00は、専用回線で受付）	(1) 24時間受付 (2) 毎日/12:00～22:00	つなぐはやく (1) 0120-279-889 (2) 「DV相談プラス」ホームページからアクセス 
DV相談ナビ	発信地等の情報から最寄りの相談機関に電話が自動転送され、直接相談可能。	相談窓口により異なる	【全国共通短縮ダイヤル】 はればば #8008
性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター	発信地等の情報から最寄りのワンストップ支援センターに電話が自動転送され、直接相談可能。	相談窓口により異なる	【全国共通短縮ダイヤル】 はやくワンストップ #8891
児童相談所虐待対応 ダイヤル	発信した電話の市内局番等から（携帯電話等からの発信はコールセンターを通じて）最寄りの児童相談所に電話が自動転送され、直接相談可能。	24時間対応	【全国共通短縮ダイヤル】 いちはやく 189

名称	内容	相談受付日時	連絡先
福岡県DV相談	配偶者やパートナーからの暴力についての相談電話		
	配偶者暴力相談支援センター (北筑後)	【月～金】8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	電話 0942-34-8111
	福岡県配偶者からの 暴力相談電話	【月～金】17:00～24:00 【土、日、祝日】9:00～24:00 (年末年始を除く)	電話 092-663-8724
	男性DV被害者のための 相談ホットライン	【火・木】18:00～21:00 【土】10:00～13:00 (祝日・年末年始を除く)	電話 070-4410-8502
	LGBTの方のDV被害者 相談ホットライン	【第1日曜日】14:00～17:00 【第3水曜日】18:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)	電話 080-2701-5461
福岡県あすばる 相談ホットライン	【総合相談】 夫やパートナーからの暴力や家庭に関係する相談 女性相談員が対応	【火～日】9:00～16:30 【月(祝日のみ)】9:00～16:30 ※金曜日(祝日を除く)は夜間 (18:00～20:30)も実施 (8/13～15、年末年始を除く)	福岡県 男女共同参画センター あすばる 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内 電話 092-584-1266
	【専門相談】 法律、こころの健康、女性に対する暴力、 就業援助など 女性の弁護士や臨床心理士などの専門家が 対応 ※要予約	*相談内容によって相談日時が 異なるため、「福岡県あすばる」 ホームページで確認 	
	【専門相談】 男性のための電話相談 男性臨床心理士が対応	【第1・3土曜日】 14:00～16:00 【第2・4金曜日(祝日除く)】 18:00～20:30 (祝日、8/13～8/15、年末年始を除く)	福岡県 男女共同参画センター あすばる 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内 電話 092-584-4977
性暴力被害者 支援センター・ふくおか	性暴力被害に関する相談に対し、電話・面接相談、医療機関・警察等への付き添いなど、被害直後からの総合的な支援	24時間365日 (年中無休)	電話 092-409-8100
福岡県警察本部 犯罪被害相談	犯罪被害相談 【心のリリーフ・ライン】 犯罪被害者やその周囲の方々の心のケアに、女性の臨床心理士が対応	【月～金】9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) 面接相談は要予約	福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7-7 電話 092-632-7830
	【性犯罪被害相談電話】 性犯罪被害に遭われた方々の相談に、女性の臨床心理士や警察官が対応	24時間365日 *男性警察官が対応する場合あり	【全国共通短縮ダイヤル】 ハートさん #8103

名称	内容	相談受付日時	連絡先
福岡県 性暴力加害者相談窓口	事前電話予約後、面接相談をした後、内容に応じて、再犯プログラムを実施するほか、就労などの生活自立支援や専門医療機関の紹介などを行う。	【月～金】9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	電話 092-289-9398
福岡県筑後 労働者支援事務所	【労働相談】 職場における、労働者・使用者双方からの様々な労働問題についての相談 自主的な解決ができない場合は、当所職員又は福岡県労働委員会委員が労働者と使用者の間に入り、紛争解決を図る「あっせん」制度もあり、また、複雑、高度化する労働相談に対応するため、必要に応じて弁護士にアドバイスを受ける体制も執っている。	【定例相談】 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) 【夜間電話相談】 水 17:15～20:00 (祝日の場合は翌日に実施。年末年始を除く)	福岡県 筑後労働者支援事務所 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階 電話 0942-30-1034
	【ママと女性の就業支援センター】 県内にお住まいの働きたいと思っている女性を対象に、就業相談や保育などの情報提供、就職や仕事に役立つセミナーの開催、出張相談の実施、仕事のあっせん（職業紹介事業）などを行っています。	【月～金】8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	ママと女性の就業支援センター (筑後エリア) 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階 電話 0942-38-7579
福岡労働局 総合労働相談コーナー	解雇、労働条件、募集・採用、いじめを含む労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主からの相談を専門の相談員が対応。	【月～金】8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	福岡労働局 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階 福岡労働局・雇用環境均等部指導課内 電話 092-411-4764
市民相談	市政に関する要望、意見のほか、生活不安や悩み、トラブルなど	市政相談・一般相談は 【月～金】8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 広聴・相談課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9017 FAX 0942-30-9711
久留米市外国人相談窓口	仕事、在留資格、健康保険、住まい、出産・子育て、結婚・離婚など、外国人住民が生活する中で困っていることやわからないことなど、多言語で相談に対応。	【月～金】8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 広聴・相談課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9096 FAX 0942-30-9711
苦情処理機関 男女平等推進委員	【苦情の申出】 市の男女平等施策に対する苦情及び他の施策が男女平等を阻害していると思われるとき 【救済の申出】 市内において、性別による差別的取扱い等の権利侵害を受けたとき	【月～金】8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 男女平等政策課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9246 FAX 0942-30-9703

第 4 部 参考資料

○久留米市男女平等を進める条例

平成 14 年 9 月 30 日
久留米市条例第 27 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 男女平等推進のための基本的施策（第 8 条—第 16 条）
- 第 3 章 苦情等の申出の処理（第 17 条—第 29 条）
- 第 4 章 久留米市男女平等政策審議会（第 30 条—第 33 条）
- 第 5 章 雑則（第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定め、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画社会の実現は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること及び性別による差別と他の理由からなる差別とを重複して受けている男女が存在する状況に対して配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等の推進を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性に鑑み、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等を推進する視点が採り入れられること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (6) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、性と生殖に関する事項に関し自らの決定が尊重されること。

- (7) 男女平等の推進は、その取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

(令6条例5・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女平等推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女平等推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、男女平等推進施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等の推進を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画社会について理解を深め、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女平等推進のための基本的施策

(政策等の立案及び決定の過程への女性の参画促進)

第8条 市は、積極的格差是正措置の一つとして次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(情報収集及び調査研究)

第9条 市は、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会について理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

(男女平等推進教育の充実)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女平等を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭、職域及び地域における活動への平等な参画に対する支援)

第12条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進活動への支援)

第13条 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実

施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女平等推進拠点)

第15条 市は、久留米市男女平等推進センター（久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第3条第2号に規定する施設をいう。）を、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。

(行動計画)

第16条 市は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として久留米市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、行動計画の実施状況について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 苦情等の申出の処理

(男女平等推進委員)

第17条 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として久留米市男女平等推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は、3人以内とする。

3 推進委員の数が2以上である場合においては、その全てが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 推進委員は、男女平等の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（令6条例5・一部改正）

(苦情及び救済の申出)

第18条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が行う男女平等推進施策に関する苦情の申出及び市が行うその他の施策が男女平等の推進を阻害していること又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因に基づく権利侵害（以下「権利侵害」という。）により被害を被った者の救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第19条 前条に規定する苦情及び救済の申出（「苦情等の申出」という。）が次に掲げる事項である場合には、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る権利侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると推進委員が認めるときは、この限りでない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第20条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があった場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、市長に対し、市の施策についての意見を表明し、又は施策の是

正若しくは改善のために必要な措置若しくは権利侵害により被害を被った者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 前項の規定による意見の表明及び勧告についての決定は、推進委員の合議によらなければならない。
- 3 市長は、推進委員から第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する市の措置について推進委員に報告しなければならない。
- 5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を公表するものとする。

(令6条例5・一部改正)

(救済の申出の処理)

第21条 推進委員は、第18条第2項に規定する救済の申出（前条の規定により処理するものを除く。以下「救済の申出」という。）があった場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、権利侵害により被害を被った者を救済するためのあっせんその他調整（以下「あっせん等」という。）を行うことができる。

- 2 推進委員は、前項の規定によるあっせん等を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、権利侵害を行い被害を与えたものに対し、改善を求めるための意見を表明することができる。
- 3 推進委員は、前項の規定による意見の表明を事業者等に対して行った場合において、なお救済の申出に係る状況が継続し、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、当該事業者等に対し、救済の申出に係る状況を是正するために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。
- 4 推進委員は、前項の規定により事業者等に是正を要請した場合において、当該事業者等が正当な理由なく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。
- 5 第2項の規定による意見の表明、第3項の規定による要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議によらなければならない。
- 6 市長は、推進委員から第4項の規定による報告及び公表の求めが行われた場合には、その状況について必要な事項を公表するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(令6条例5・一部改正)

(自己の発意による苦情等の処理)

第22条 推進委員は、自己の発意に基づき、第20条第1項及び前条第1項から第4項までの規定による調査、意見の表明、勧告、あっせん等、要請並びに報告及び公表の求めを行うことができる。この場合において、第20条第2項から第5項まで及び前条第5項から第7項までの規定を準用する。

(処理の経過及び結果の通知)

第23条 推進委員は、第20条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、あっせん等を行い、是正を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者（苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあつては、それぞれの者）に対して、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定によるあっせん等を行った旨の通知は、当該通知を受けるべき者があっせん等の当事者である場合は、これを省略することができる。

(調査への協力)

第24条 市は、推進委員が第20条第1項の調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

2 市民及び事業者等は、推進委員が第21条第1項の調査を行う場合において、その調査の実施に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

第25条 推進委員は、公平適切かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての処理に関わることができない。

(兼職の禁止)

第26条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員（これらのうち常勤のものを除く。）又は地方公共団体の職員（特別職の非常勤職員を除く。）と兼ねることができない。

（令6条例5・一部改正）

(政治的行為の制限)

第27条 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

(解職の制限)

第28条 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められる場合でなければ、その職を解くことができない。

(守秘義務)

第29条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 久留米市男女平等政策審議会

(設置)

第30条 市は、行動計画その他の男女平等の推進に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として久留米市男女平等政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者及び男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(所掌事務)

第32条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し、調査審議し、意見を述べること。

(2) 行動計画の実施状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。

(3) 前2号のほか、市長の諮問に応じて、男女平等の推進に関する重要な事項に関し、調査審議し、及び答申を行い、又は必要があると認める事項について、市長に意見を述べること。

(意見の聴取)

第33条 審議会は、その所掌事務の処理に必要があるときは、市の機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な推進委員及び審議会委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(田主丸町、北野町、城島町及び三潯町の編入に伴う委員の任期の特例)

- 4 田主丸町、北野町、城島町及び三潯町の編入に伴い、当該編入の日以後最初に委嘱される久留米市男女平等政策審議会の委員（当該編入の際現に久留米市男女平等政策審議会の委員であるもの（以下「現行の委員」という。）の任期中に新たに委員として委嘱されるものに限る。）の任期は、第31条第4項の規定にかかわらず、現行の委員の任期の満了する日までとする。

(平16条例52・追加)

附 則（平成16年12月28日条例第52号）

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

○久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱

平成15年3月31日
14男女第73号

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、男女の自立と男女共同参画社会の実現を目指して、女性の意見を政策・方針決定の場へ反映させるため、審議会等への女性の登用を積極的に促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、附属機関並びに要綱及び規程により設置された審議会、委員会、協議会、その他の調査、研究、審議、審査、協議等のための機関をいう。

(目標)

第3条 各審議会等の委員に占める男女の割合の目標は、男女いずれも50パーセントとする。ただし、委員の数が奇数の場合は、男女それぞれの委員の数の差が1名であることとする。

2 前項に規定する目標によりがたい場合は、男女の割合のいずれもが40パーセントを下回らないこととする。

(登用の促進)

第4条 審議会等を所管する課等の長（以下「所管の長」という。）は、所管する審議会等の委員の任命又は委嘱については、次の各号に掲げる事項に留意し、女性の積極的な登用を図るものとする。

- (1) 市民及び学識経験者から選任される委員については、女性の登用に特別の枠を設ける等の配慮をすること。
- (2) 団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請すること。

(登用推進員の設置)

第5条 女性委員の登用計画の達成を図るため、各部に登用推進員を設置する。

- 2 登用推進員は、男女平等政策会議幹事（久留米市男女平等政策会議設置規程（平成15年久留米市規程第9号）別表第2に規定する代表幹事及び幹事の職にある者をいう。）のうち各部次長（部次長が置かれていない部にあつては次長の職位にある者のうち1名）をもって充てるものとし、所管の長への助言及び女性委員登用に必要な部内の調整事務を行う。
- 3 登用推進員は、審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充（定数の増員又は任期途中の委員退任に伴う委員の選任をいう。以下同じ。）に当たっては、男女平等政策会議会長（以下「会長」という。）に意見を求めることができる。
- 4 会長は、前項において、女性委員の登用について必要に応じ、助言や女性の人材に関する情報を提供するものとする。

(協議書等の提出)

第6条 登用推進員は、審議会等の委員改選の2月前までに審議会等委員への女性の登用に関する協議について所管の長に通知する。

- 2 各所管の長は、審議会等の委員の候補者を選定するに当たり、審議会等の新設又は委員の改選が行われる場合は当該新設又は改選が行われる1月前までに、委員の補充が行われる場合は当該補充の必要が生じ次第速やかに候補者を選定し、審議会等委員への女性の登用に関する協議書（別記様式）、予定者名簿及び審議会等の設置の根拠となる規程（以下「協議書等」という。）を所属の部長等に提出しなければならない。
- 3 協議書等の提出を受けた部長等は、速やかに男女平等推進担当部長に提出するものとする。

(事後報告)

第6条の2 所管の長は、前条の規定によらない委員の交代などにより登用状況に変更が生じた場合には、速やかに所属の部長等に対し、第6条に規定する協議書等を提出するものとする。この場合において、提出された協議書等は、登用状況変更報告書とみなす。

2 登用状況変更報告書を受けた部長等は、速やかに男女平等推進担当部長に提出するものとする。

(改善に向けた検討)

第7条 協議書等の提出を受けた男女平等推進担当部長は、第3条に規定する目標が達成されていない場合は、会長及び男女平等政策会議副会長（以下「副会長」という。）に報告し、会長、副会長及び部長等で登用率向上のための改善策について協議するものとする。

(その他)

第8条 所管の長は、審議会等において男女の占める割合が一方に偏ることで発言の機会が阻まれることなく、多様な意見が施策に反映されるよう、新たに委員に就任する者に対して事前に審議会等の趣旨や内容を説明する等丁寧な対応に努めるものとする。

第9条 団体推薦の場合において、推薦を依頼する団体に対し、団体の役職を担う女性が育成されるよう、必要に応じて男女共同参画に関する啓発や情報の提供を行うものとする。

(公表)

第10条 審議会等の女性委員の登用状況は、毎年度公表するものとする。

(庶務)

第11条 この要綱等の庶務は、協働推進部男女平等政策課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年16男女第153号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年19男女第186号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年22男女第232号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年23男女第69号）

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則（平成28年27男女第138号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年29男女第100号）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成３１年３０男女第８８号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和３年２男女第５３８号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式(第6条、第6条の2関係)

審議会等委員への女性の登用に関する協議書

担 当 課 : 部 課 担当 連絡先()

1 審議会等の概要

名称	
設置根拠	
区分 (該当するものに○)	A:法律・条例によるもの B:要綱等によるもの
任期(期間)	年 月 日 から 年 月 日 (年 か月)

2 提出理由

提出の理由	☐ 新規 ☐ 改選(任期満了に伴う) ☐ 補充 ☐ 異動報告(人事異動等による一部改選など)
-------	---

「提出の理由」により選任された委員の任期	年 月 日 から 年 月 日 (年 か月)
----------------------	------------------------

※異動報告、補充など、審議会等の任期と委員の任期が異なる場合に記入すること。
※新規の審議会等や根拠規定に基づく任期満了による一斉改選の場合は、記入不要

3 男女の割合

	女性(人)	男性(人)	合計(人)	登用率 (小数点以下第2位を四捨五入)	
				女性	男性
今回					
前回					

【目標】
女性又は男性の割合は、いずれも50%が目標
男女いずれの割合も40%を下回らないこと。

4 登用率の見込み

- ☐男女いずれの割合も40%以上
☐男女いずれかの割合が40%未満

男女いずれかの割合が40%未満の理由

理由

今後の対応策

<備考> この協議書の添付書類として審議会等の委員予定者名簿(女性委員に印を付けたもの)及び
審議会等の設置根拠規程を提出すること。

<男女平等政策会議事務局意見欄>

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに堪がみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに堪がみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

ドメスティック・バイオレンス(DV) のないまちづくり宣言

人はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、安全に安心して暮らす権利をもっています。しかし、DVによる被害は後を絶ちません。

DVとは、配偶者間や恋人同士など親密な関係のなかでおきる、さまざまな暴力のことをいいます。DVは人を暴力で支配する行為であり、体や心を傷つけ、命を奪うことさえある重大な人権侵害です。

DVはいかなる理由があっても許されるものではありません。

久留米市は、市民と協働して、DVのないまちづくりを進めることを決意し、ここに宣言します。

(平成22年告示第494号)

令和6年度版久留米市男女共同参画白書

第4次久留米市男女共同参画行動計画（第3次久留米市DV対策基本計画）

【令和5年度実施状況】

令和7年3月

編集 久留米市協働推進部男女平等政策課

発行 久留米市

久留米市城南町15-3

TEL 0942-30-9044

FAX 0942-30-9703

令和6年度版

久留米市男女共同参画白書